

201
103
268

宋
軒
藏

故實
武家名目抄
刀劍部
卷廿三

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

武家名目抄稿三十三目次

第二百八十五册刀劔部十八

多加彌	三五二五
豆加	三五二六
瑠璃柄	三五二八
水精柄	三五二八
白打鉸	三五二八
皮柄	三五二八
梅花皮鉸	三五二八
直柄	三五二八
髮柄	三五二八
絲卷	三五二九
草卷	三五二九
樺卷	三五二九
藤柄	三五二九
木柄	三五二九
沈柄	三五二九
赤木柄	三五三〇



花欄木柄	三五三〇
聖柄	三五三〇
三鉈柄	三五三〇
兜金	三五三〇
猿手	三五三一
結金	三五三一
柄頭	三五三一
柄口	三五三一
取付	三五三一
緣	三五三一
間塞	三五三一
目貫	三五三二
放目貫	三五三二
空目貫	三五三二
目貫緒	三五三三
目釘	三五三五
金取皮	三五三五
柄皮	三五三六
柄絲	三五三六
都美波	三五三六

武家名目抄稿三十三目次

都婆 三五三六

浮津波 三五三七

金鐔 三五三八

銀鐔 三五三八

練鐔 三五三八

桑鐔 三五三八

分銅鐔 三五三八

葵鐔 三五三八

木窠鐔 今无

車鐔 三五三九

角鐔 三五三九

切羽 三五三九

大切羽 三五三九

小切羽 三五三九

脛巾金 三五三九

太刀脛巾 三五三九

一枚脛巾 今无

二枚脛巾 今无

臺脛巾 三五三九

腕貫 三五四〇

第二百八十六册刀劔部十九

鞘 三五四一

平鞘 三五四一

丸鞘 三五四二

毛夕鞘 三五四二

割鞘 三五四二

木鞘 三五四二

唐木鞘 三五四二

刻鞘 三五四二

海梅花皮鞘 三五四三

鮫鞘 三五四三

朱鞘 三五四三

背朱鞘 今无

黑鞘 三五四三

草鞘 三五四三

縫懸鞘 三五四四

紙鞘 三五四四

鞘口 三五四四

鯉口 三五四四

吞入 三五四四

鞘尻 三五四四

小尻 三五四五

股寄 三五四五

雨覆 今无

芝引 三五四六

責 今无

一責 今无

二責 今无

三責 今无

胴金 三五四六

石突 三五四六

足太刀 三五四七

一足 三五四七

二足 三五四七

足間 三五四七

カモサキ 三五四七

足目拔 三五四八

カハサキ皮 三五四八

劔緒 三五四八

足緒 三五四九

釋籠 三五五〇

平緒 三五五〇

丸緒 三五五一

草緒 三五五一

腰本 三五五一

生歸 三五五一

折金 三五五一

栗形 三五五二

下緒 三五五二

刀子緒 今无

藝目下緒 三五五三

半下緒 三五五四

鎌倉下緒 三五五四

鞘ト、メ 三五五四

小刀櫃 三五五四

小刀 三五五四

副子 三五五六

裏指 三五五六

小柄 三五五六

髮搔 三五五六

表指 三五五八
鎌倉髮搔 三五五八
剃髮搔引書 三五五八

第二百八十七册刀劔部二十

尻鞘 三五五九
豹皮尻鞘 三五五九
竹豹尻鞘 三五五九
小豹尻鞘 三五六〇
虎皮尻鞘 三五六〇
唐皮尻鞘 三五六〇
熊皮尻鞘 三五六〇
水豹尻鞘 三五六一
鹿皮尻鞘 三五六一
鹿尻鞘 三五六一
猪皮尻鞘 三五六二
猪尻鞘 三五六二
班猪尻鞘 三五六二
猪ノサヤツカノ尻鞘 三五六二
鼠毛尻鞘 三五六二
繪尻鞘 三五六二

左筆尻鞘 三五六三
無繪尻鞘 三五六三
弘尻鞘 三五六三
細尻鞘 三五六三

平尻鞘 三五六四
九尻鞘 三五六四
平鞘 三五六四
鞘袋 三五六四

見七鞘 三五六五
提鞘 三五六五
引膚 三五六五

素袋 三五六五
太刀袋 三五六六
太刀箱 三五六六

刀袋 三五六七
保古 三五六八
劔鋒 三五七〇

天沼矛 三五七一
天逆矛 三五七二

第二百八十八册刀劔部廿一

長槍 三五七七
手戟 三五七七
大手戟 三五七八
矛竿 三五七八
一竿 三五七八
一枝 三五七九
一口今元 三五七九
保古一枚今元 三五七九

第二百八十九册刀劔部廿二

五錠今元 三五七九
蜻蛉切今元 三五八一
長錠 三五八一
小錠 三五八二

手錠今元 三五八四
持錠 三五八四
替錠 三五八五
數錠 三五八五

第二百九十册刀劔部廿三

鎧身 三五八六

天魔返矛 三五七二
日矛 三五七二
茅繩鞘 三五七三
著鐸矛 三五七三
細矛 三五七四
廣矛 三五七四
赤矛 三五七四
黑矛 三五七四
出石杵 三五七四
杜谷樹八尋矛 三五七五
三乃矛 三五七五
三股鉞 三五七五
伊箇之保虎 三五七六
金矛 三五七六
木矛 三五七六
金銅矛 三五七六
鎌槍 三五七六
鯨尾槍 三五七六
花槍 三五七六
平文鉞 三五七六

鐵穗	三五八六	鬚斗付鐵	三五九四
袋穗	三五八六	鐵延付鐵	三五九四
長身鐵	三五八六	笛卷鐵	三五九四
大身鐵	三五八七	怪鐵	三五九四
穗長鐵	三五八七	健鐵	三五九五
素鐵	三五八七	管鐵	三五九五
鎌鐵	三五八八	鐮鐵	三五九五
大身鎌鐵	三五八九	打柄	三五九五
十文字鎌鐵	三五九〇	四方竹柄	三五九五
十文字鐵	三五九〇	竹柄	三五九六
十文字手鐵	三五九一	長柄鐵	三五九六
片鎌鐵	三五九一	長柄持鐵	三五九六
木鐵	三五九二	番長柄鐵	三五九七
鐵柄	三五九二	長柄	三五九七
琉璃鐵	三五九二	二間渡長鐵	三五九七
皆朱鐵	三五九二	二間柄	三五九七
赤鐵	三五九三	三間渡長柄	三五九八
青貝柄	三五九三	三間柄	三五九八
龜甲鐵	三五九三	三間半柄	三五九八
金柄	三五九四	口金今元	三五九八

逆輪今元		筑刀	三六〇一
太刀打今元		鐵印	三六〇一
太刀走今元	以上二名一所	鐵懸	三六〇一
目貫		鐵一本	三六〇一
目釘留輪今元		一挺	三六〇一
印付鐵今元		一筋今元	三六〇一
桐金今元		第二百九十一册刀劍部廿四	
蛭卷	三五九九	薙刀	五六〇二
血留今元		大薙刀	三六〇五
手溜今元	以上三名一所	小薙刀	三六〇六
管留今元		兩刃薙刀	三六〇七
手搦緒今元		骨嚙	三六〇七
管緒今元	以上二名一精	小屏風	三六〇七
水返今元		岩切	三六〇八
端食今元		金造薙刀	三六〇八
骨引	三五九九	龍王作薙刀	三六〇八
石突	三五九九	鬚斗付薙刀	三六〇八
鐵鞘	三五九九	大鐮薙刀	三六〇八
投鞘	三六〇〇	小反刃	三六〇八
竹鐵	三六〇〇	小反刃薙刀	三六〇九

鉈薙刀	三六〇九
無爪鉈薙	三六〇九
筑紫薙刀今元	
鞘	三六〇九
カウヤクサヤ	三六〇九
柄	三六〇九
白柄	三六一〇
銀柄	三六一一
朱柄	三六一一
逆鋸口	三六一一
目貫	三六一一
蛭卷	三六一一
銀蛭卷	三六一一
銀小蛭卷	三六一二
石突	三六一二
薙刀一枝	三六一三
一柄	三六一三
一振	三六一三
竹薙刀	三六一三

第二百九十二册刀劍部廿五

武家名目抄稿第二百八十五册

竊檢校保己一編

刀劍部十八

○多加彌

日本書紀云神代一書曰復劔頭垂血遊越爲神號曰開山

又云神代始素盞鳴尊昇天之時浪瀾以之鼓盪山岳爲之
鳴响此則神性雄健使之然也天照大神素知其神暴惡至
開來詣之狀乃勃然而驚曰吾弟之來豈以善意乎謂當
有奪國之志歟(中略)便以八坂瓊之五百箇御統纏其
髮鬘皮腕又背負千箭之鞆與五百箇之鞆臂著稜威之
高柄振起弓彌急握劔柄蹈堅庭而陷股若沫雪以
蹴散

又云神武天皇五瀬命矢瘡痛甚乃撫劔而雄詰之曰撫劔此曰云部
既哉大丈夫被傷於磨手將不報而死耶慮善能多加彌
古事記云次集御刀之手上血自手股漏出所成神名訓彌
破關渙加美神遊以下三字以次關御津羽神

又云大伴連等之祖道臣命久米直之祖大久米命二人召兄

刀劍部十八

打物	三六一三
大打物	三六一四
長打物	三六一四
具足	三六一五
切具足	三六一五
大具足	三六一五
小具足	三六一六
長具足	三六一六
長道具	三六一七
持道具	三六一七
重佩 <small>以下五條</small>	三六一七
下佩 <small>今元</small>	
前低	三六一七
鴉尻	三六一七
虎亂	三六一八
提太刀	三六一八
ワツソクニ掛今元	
丸腰今元	

宇迦斯二賜言云伊賀此二字所作仕奉於大殿內者意禮此
字以先入明下白其將爲仕奉之狀而握橫刀之手上矛由
氣此二字矢刺而追入之時乃已所作押見打而死

釋日本紀云劔柄大間云訓之多加比其義如何先師申云案風
土記日向國宮崎郡高日村昔者自天降神以御劔柄置於
此地因云劔柄村後人改曰高日村之云々神世之昔以
劔之柄稱多加比以之可知歟

萬葉集云高橋連龜麻呂見苑原處女慕歌燒太刀乃手額押
彌利白檀弓初取負而入水火爾毛將入跡立向
萬葉集註釋云燒太刀乃手額押彌利タカミトハタチノ柄ヲ
イフ也

按、多加彌は都加彌と一言にて多都即手にとりしはる
事なり劔柄は手につかむ所なれば多加彌ともいふ都加
彌は幸と同音にて上の語のひき猶弓彌は手に握る所なれば
に籠りて居るは常の事なり猶弓彌は手に握る所なれば
頓て爾岐利といふか如し物の名をおほするかく眞率な
るは古の風也

又按、タカミの説古意ともおもはれず恐くは本末の違
ひ有歟そは先物のふた方よりあふをかむといへは手し
て劔の右をかむといふこゝろにてタカミといふこゝろ
にてタカミといふにやミヒはツカミにては體語なり動タカ
おなし

三千五百二十五

ミの轉語成へし事は辭をまたす 弓附をニキリといふなとも往古の書にみえされは是はや、後の名にて今爰に對へいふへくもあらざるにや

○豆加

和名類聚抄云廣韻云音和名太 劔柄也考工記云劔莖人所握鏹以上也今即櫛也

日本書紀云神代 振起弓彌急握三劔柄

奥州後三年記云季方さきのことくに兵の中をわけてかへる時太刀のつかに手をかけてうちるみてすこしも氣色かはりたる事なくてあゆみ出にけり

平家物語云くはんしん すけゆきのはへかんはるほしうち

おとされてむけくと大ゆかのうへににけあかるその、ちもんかくふところよりむまのをてつかまひたるかたなのこほりなどのやうなるをぬきもつてよりくるものをつかんとこそましかけたれ

長門本平家物語云一谷合 平家の侍越中前司盛俊かくひそや正しく則綱これをうちたり證人にたち給へ殿原とて申けるかの刀は浪平か作也つかには柔に竹をあはせたとそ聞えし

義經記云鬼一法 我身は開ゆるかんちの大將なり人には一

ねうるはしくしき祝のはこ御座の前右のにおく御劔しとねの右につか西をくおひとりのへてするにひとしくおく也おほかた御劔をおくやう南むき西むきの御座はいまの様也西むきなるなりは南むきなるをりは御座の左つか南 及ひんかし也北むきもおなしあからさまの御座もかやうなるへし

世俗淺深秘抄云總置劔様上下皆同次將置御劔於大床子様若御座 置次第皆同様也不知此首尾稱先例由 令失也南面西面御座時置左方東面及南 柄南也西面之時可知是置様東面北面御座時置右方東面及南 柄西也北面以是可知是秘藏事也先賢作法甚述此說然而以此說可爲最上說 者也

常照恩草云刀のつかいとにてまき候事也是 しかみ下の時無御用候かわにてまきたるは中々不及 是非候當時いとにてまき候儀御さし候歟略儀にて候事も候へは一段の晴にて候はすはいとをば用候歟

室町殿物語云茨興 此者とも愛宕參詣すへしとて一やうに出立けるあかはたかにあかねそめの下帯に玉うちたひを幾重もまはしてしかとしめ三尺八寸の朱鞘のかたな柄は一尺八寸にしてほそなはにてまかせたり

様かはりて出立けりかちんのひたれにふしなはめの腹巻きてしやくとう作りの太刀をはき一尺三寸有ける刀にこめんやうなめしにておもてさやを包てはうのきを八角にけつりてつかにしてむすとさし

判官物語云義經自 三條のこかちかしゆくわん有てくらまへうちてまいらせたるかたなの六寸五ふん有けるをへつたう申おろしていまのつるきと成へしとてひさうしけるを判官しうしんにての時まもりかたなに奉るつかにはしたんをあはせてくつはからくさたけにとらのわちかへをそしたりける

源平盛衰記云兵衛佐モ此程ハ此山ニソ隠レ居給ヘル嵐峰ノ松ヲ吹ク聲ヲキ、テハ敵ノ責メ下ル歟ト太刀ノ櫛ヲ把リ水谷ノ河ニ流ル、音ニ驚テハ軍競ヒ上ル歟ト腰ノ刀ヲ脱儲テ

太平記云金崎城 御衣ノ袖ニテ刀ノ柄ヲキリキリト押卷セ給ヒテ

後醍醐院中行事云卯の時にとのもりつかさあまきよめするおとにおとろきて藏人御殿に格子をあく南第二の間をおして見るにいまさしたればおにの間より入て次第にさしきをほつしてこうしをあく御てうとひきなほしてしと

北條五代記云關東長柄 關東北條氏直時代まで長柄刀として人毎に刀の柄を長くこしらへうてぬきをうてつかにて人をさるへく體たらくをなせり

武具要説云横田備中守申分刀の長短によらず七寸より内の柄は悪く候長きか能とて八寸より上の柄もあしく候長く仕候とても柄さきを取て打合さるゝ物にては無御座候柄さきを取て打候へは當る所も弱き者にて御座候然者長きも詮なき事にて御座候又短き柄も弱本を取ても柄先を取たるも同前に罷成候握たる左右の手合少もすき候へは打太刀少も延不申候當りも悪敷物にて御座候然し手に不逢者か柄一尺にして手合をあけて振るかつよみにて當りも能きなと、申候は可可笑事にて御座候長き刀は

間をのほして當るか肝要にて候得其打所かのひねは短き刀も同前に候長き所の詮無御座候柄長ければ第一馬の乗下り羨のした何とも指にくき物にて御座候原美濃守申分柄の大成は早く腕草臥る物にて御座候腕と手に不逢者かつよみなと、申は可笑事に候某此以前大成柄を好みまゆみと申木にてかき入させ弓弦にて巻堅め其上を菱巻に仕さし申候垂崎御合戦の時太刀打を仕手をいたまかし申候其故は細き柄より殊外手の内せき結句早く草臥申

候かき入木さへ丈夫に候は、こたへ可申様に存候へ共也

一向左様に無之物にて御座候柄は、少細めに仕よき鮫を掛たるか手の中も能戦ても微塵も摧不申物にて御座候小幡山城守申分右之衆申所尤に候あまり白く洗たる鮫黒く塗たるさめは弱く御座候あら鮫のまゝにて裏をもさのみすかざるか能御座候山本勘介申分右之衆申處至極に候柄は草にて巻たるは悪敷御座候血にぬれたる時拭候へはとも手の中廻る物にて御座候

按、宗恕聞書以上の書に刀といへるは腰刀にて室町殿物語以下に見えしは鑿入たる打刀なり

○珊瑚柄

後照念院殿裝束抄云珊瑚水精柄等御事岡屋禪閑御命云珊瑚水精等柄御者時時用之但騎馬日不用云々

○水精柄以上太刀柄

世俗淺深秘抄云騎馬日不帶水精柄劍是秘殿事也

○白打鮫

成氏年中行事云正月五日三獻メノ進上ハ御劍一振或ハ白打鮫或ハ打海梅花

○鮫皮柄

倭名類聚抄云鮫皮本草音義云鮫魚皮鮫音交和名佐女乃加波裝三刀欄

れ侍れはひかりさやかに見るから身の毛もよたつやうなり一年強敵にあひてつはをわられすてにぬかむとせしかは敵たち處にめぐれてかたれぬその疵つはなはに侍りしか年々いえあひて今は針のさきほとみえ侍り老眼には慥ならずこの太刀のゆゑにや今朝大ふきして濱田迄は七八町のほとゆきもやられす

按、銀の鐔いつくより入けんとも見えすといふによりおもへは友柄といふは中心に肉を付て欄にしたるをいふなるへし

○絲卷通稱

古事談云出羽守源齊頼ハ自若冠之昔至衰老之時以伺鷹爲業白髪ニ帽子カツキテ太布ノ直垂小袴ニ九寸許ナル腰刀ノツカニクスネイトマトキタルヲ脇ツホニサシテ鷹ヲ居

康富記云康正元年八月一日八朔御禮進上方々鷹司前殿下染付大茶碗一卓一五日御返絲卷御太刀被下也

長祿二年以來申次記云正月十六日律家法少々四條上人定泉正實御太刀進上定泉如此今日

條々聞書云御劍はいつれもさや袋に入赤うるしも黒きも御座候つつか琴の絲がなくぬりかなもの御めぬき丸の

也

○梅花皮柄以上刀劍通用

倭名類聚抄弓劍具鮫皮本草音義云鮫魚皮鮫音交和名佐女乃加波裝三刀欄也

世俗淺深秘抄云細劍柄尋常鮫也然而加倍良木常事也

○直柄

山槐記云治承四年二月十一日今夜關白舍弟加元服次子起座於東簀子取野直柄納入加冠座東間置右府前

○友柄

宗牧東國紀行云收月齋の城へちきにとて道まで使有(中略)この家は後藤太秀郷の末孫にて彼龍宮より褒美の太刀所持せられたり毎月朔日には同名衆出仕三日禊齋して供具をそなへて三獻の儀式嚴重なり此太刀拜見のため昨日は逗留の事なれば未明におきて行水看經なとし侍りし云々當城難儀のおりく神變の事ともかくれなきものなり太刀箱のしめ七重の袋こまもろこじの錦色々なり再拜してさやぬかれたる二尺七寸はかりもあらんともつか白かねのつはいつくよりいりけむともみえす朱雀院の御宇の事にやいかなる物古侍らん毎朝ほこりをはらひぬくは

内桐やき付

武雜記云系ほしかみ下の時つかまきたる刀さし申間敷候晴の時も常にもさし申さす候自然事もかけ候時はいとにて巻たるは指可申候かそれも略儀にて候

御供古實云刀の柄巻候事は御はれの時も又常にも有ましき事に候巻候事は近代の事に候

按、絲卷の太刀菱の平卷か普通の事にて左卷の名も見えたり正印後代刀脇差の柄は大菱小菱平卷寄巻條卷片手卷諸卷稔片稔なとくさくの名目あるなり

○章卷

宗恕聞書云刀のつかいとにても草にても巻事陣中にての事也るほしの時はしかるへからす

○構卷

桂川地藏記云刀者金銀鞘鞘髮搔小刀下緒燈囊生蹄栗形鯉口吞入鞘籠同金木柄構卷琴緒卷

○沈柄

小大君集云此おなし人なふしすかたにてきてこよひは内とののひなりこれおきたれとてまきるのさやにちんのつかさしたるかたなを置いていぬるか三日はかりおともせさりけるに云々

○赤木柄

源平盛衰記云 平家公 忠度一人ニ成給タリケルヲ忠澄所并 へテ引組ヲ落ツ六彌太上ニ成ル忠度ハ赤木ノ管ニ銀ノ筒金巻キタル刀ヲ披儲テオハシケレハ六彌太ヲ三刀マテソ突キ給フ

曾我物語云 かまくら殿は けんさんのはしめにおりふしひ きてものこそなけれ又むなしからんこともむねなりこ

れをとてふところよりあかきのつかにとわかね入たるか
たな一こしとり出しはこわうにこそとらせけれ
又云 さやうたい 出たつ條 五郎かしやうそくにはあかきのつかのか
たなをさし源氏ちう代友きりかたなにうちかけ

按、赤木柄を赤柄ともいふ

○花欄木柄

源平盛衰記云 鷲尾三郎一 谷案内者條 汝ヲハ鷲尾ノ三郎ト云ヘシ名乗
リハ我カ片名ニ父カ片名ヲトリテ經春ト付クヘシ片岡ト
同名ナレトモ多キ人ナレハ事カケシ只今鳥帽子親ノ引出
物トテ花欄木ノ管ニ白金ノ金入タル刀ニ鹿毛ノ馬ニ鞍置
テ赤皮威ノ冑甲小具足付ケテ給フタリケリ

○聖柄刀

長門本平家物語云 成親朝臣 入道大納言のおはしけるうし

○猿手

○結金 以上二名一物

富樫記云爰ニ城衆本郷修理進春親敵多打取我身ニ痛手ヲ
負小慕アリテ謀リ伏所ヲ 兵數多落合欲レ捕首ヲ一無手ト
起直リ太刀ノ甲金ヲ追取ノへ敵ノ裔波羅利々ト難伏
了俊大草紙云御座の左の方に二尺はかりへたゝり左の膝
をつきて君の御劔の甲金の頭を疊につきて御劔をとり直
し

按、太刀の柄頭の金具をかふとかねといふ

又按、腕貫の緒を付んか爲兜金に設たる金具を猿手と
も結金ともいふ

○柄頭刀

宗五大雙紙云公方様御打刀はいつれくもさや袋に入候
事しやくとう裝束つはふくりん金つかしらしり又く
りかたやきつけ云々

○柄口

古今著聞集云 鳥羽信 正條 同僧正の許に繪かく侍法師有けりあ
まりに好ならひければ後さまには僧正の筆にも恥さりけ
り(中略)或時伴僧人のいさかひして腰刀にて突合たるを
書て自愛してゐたりけるを僧正見給に其つきたる刀せな

ろの隙子をあらゝかにさつとあけられたりそけんの衣の
みしからかなるを白大くちふみくゝみてひちり柄のかた
なをしくろけて

源平盛衰記云相國ハ素絹ノ衣ヲキ尻切ハキ長念珠後手ニ
取テ聖柄ノ刀ヲサシ中門ノ縁ニタチ

○三鈷柄

太平記云 自伊勢進 寶篋條 伊勢國ノ國崎神戸ニ下野阿闍梨圓成ト
云山法師アリ大神宮ヘ千日參詣ノ志アリケル間毎日ニ潮
ヲ垢離ニカイト隔夜詣ヲシケルカ巳千ニ滿シケル夜又コ
リヲカ、ントテ磯ヘ行テ遙ノ澳ヲ見ニ一ノ光物アリ(中
略)不思議ニ思目モ不レ放是ヲ守テ遠渚海ツラヲ遙々ト歩
行處ニ此光物次第ニ磯ヘ寄テ圓成カ歩ムニ隨テソ流テ來
ケルサテハ子細有ト思テ立留タレハ光物些小ク成テ圓成
カ足許ニ來レリ懼シナカラ立寄テ取上タレハ金ニモ非ス
石ニモ非ル物ノ三鈷柄ノ劔ナントノナリニテ長サ二尺五
六寸ナル物ニテソ有ケル

按、三鈷柄とは佛家持ところの友柄兩刃の劔にて其形
三鈷の形を學ひたるものなり

○兜金 以下三名太刀

かへこふしなから出たりけりよき矢と思てのたまひける
はわ僧か繪畫ことなかくとむへしいかなる物か人を突
に拳ながら背へいつる事有へきつか口までつきたるなと
をこそいかめかしき事にはいふをこれはあるへくもなき
事なりか程の心はせにては繪かくへからすといはれけれ
は此僧かい畏て其事に候これは繪の故實に候なりといふ
を僧正いはせもはてすわ法師か繪の故實片腹いたしとい
はれけるをすこしも事とせずさも候はすふるき上手共の
かきておそくつの繪などを御覽も候へそのものゝ寸法は
分に過て大に書て候事いかてか實にはさは候へきありの
まゝの寸法にかきて候は、見所なきものに候故に繪そら
事とは申事にて候君のあそはされて候ものゝ中にもかゝ
る事は多くこそ候らめと心もおかすいひければ僧正理に
おれていふ事なかりけり

太平記云 金時城 落條 一宮應テ其刀ヲ被レ召御覽スルニ柄口ニ
血餘リスヘリケレハ御衣ノ袖ニテ刀ノ柄ヲキリキリト押
卷セ給テ如レ雪ナル御膚ヲ顯シ御心ノ邊ニ突立義顯カ枕
ノ上ニ伏サセ給フ

又云 大森産 七條 角テ夜少シ深テ有明ノ月中門ニ差入タルニ籬
ヲ高ク捲上テ庭ヲ見出シタレハ空ヨリ毬ノ如ナル物光テ

叢ノ中へッ落タリケル何ヤラント走出テ見レハ先ニ盛長ニ推碎カレタリツル者ノ半殘タルニ件ノ刀自拔テ柄口マテ突き貫カレテッ落タリケル
官地論云政親追取刀推融推弓手之脇妻手吉利々々引回取返刀突立水走臍下活推下刀之切先舎口俯之切先柄口迄被貫

按、足利家中つころ迄打まかせて刀といひしは腰刀の事にて鐔なき物なれば柄口まで突き貫きたりなりといへるなり

○取付

るほし折云わつはかいしやうのていそつと見たるところいろしらく尋常成かはたにはとんきんを著て候さいたるかたなはみなこかねつくりなりとつつけさやくちにくりから不動明王の瀧つほへ飛ており劍をのうたるところをありくとほつて候

按、取付は即柄口の金具也是な鐔なき物なれば縁より鯉口の金具へかけて玖梨伽羅ほりたるなるへし

○縁

蟠川記云刀の拵様の事可有定候か但ふちは、きしと、め計金にて目貫かうかいはしやくと、可、然候かやうの

の都をねるは誰か子そ

平家物語云 はしかつ せんのか つ、井の淨妙めいしうとて一人たうせんのものそやわれと思はんものともはよりあへやけんさんせんとてやにはにかたき八人きりふせ九人にあたるかたきかかふとのほちにあまりにつよくうちあて、めぬきのもとよりちやうとをれくつとぬけて川へさふとそ入にける

長門本平家物語云 宇治橋 軍の條 太刀にて四人切ふせ五人といふにあまりに打しこりてむかひたるかたきのかふとのまつこうをつよくうちたりける程にめぬきの下よりうちをりて太刀は河へさつと入今はたのむところはこし刀計也

源平盛衰記云 宇治合 戰條 平家ノ方ヨリニクキ法印ノ振舞カナサノミ一人ニ多ノ者ウケラタルコソヤスカラネトテシコロカカタムケテナカエヲサシ出タル兵アリ明春コレヲミテ面白シ東門五色ノ熟ノ瓜ソヤトテ甲ノ鉢ヲ打破テノトフエマテ打サカント打タリケルニ太刀モコラヘスシテ目ヌキ穴ノモトヨリヲレニケリ

太平記云 頼貞同 忠條 六波羅ヨリ打手ノ向テ候ケル此間ノ御謀叛早顯タリト覺候早而々太刀ノ目貫ノ堪ヘン程ハ切合テ腹ヲ切レト呼テ云々

を殿中へもめされ候

○間塞

今昔物語云 山城國人射兒不 當其箭存命語 兄ハ戸ヲ開テ出ルニ不ニ思懸弓ノ音ノ近ク爲ニ合テ箭ノ來テ我最中ニ立ト思フニチウト鳴テ外へ反ヌレハ迷テ急ト返リ入テ戸ヲ閉ツ奇異ク物モ不ニ思テ見レハ早ツ我カ前ニ差タル刀間塞ニ貝ヲ摺タリケルニ箭ノ喬見タリケルニ摺様ニ當テ返スル也ケリ
古事談云伴景家水干裝束之時ハ無雙布衣之時似田舎五位ニ束帶之時ハ諸人咲之云々常ハ小鳥括ノ水干無文袴紅衣ヲ著テ赤ツカノ刀ノマフタキニ貝摺タル差テソ家中ニハ居タリケル

按、間塞は目貫也まはめにて孔を目といふ 猪目 といふも同じ例也目釘打たる穴を覆ひふたきて拔走るに備たる物なれば間塞とはいふなり

○目貫

中右記云 寛治八年十月二日 天德四年内裏燒亡之時被選節刀於他處 日辨官一人近衛將監一人相具監之由見 外記勘文 (中略) 劍様切鉢八柄一柄 長二尺五寸五分左方ニ府形見少男之左 鉢形口邊錄二寸許師又柄木五寸四分目貫ニ

拾遺集云神樂歌白かねのめぬきの太刀をさけはきてなら

鎌倉大草紙云應永卅一年三月三日京都より眼西堂爲御使下向あり五月十日上洛九月重而下向有之都御和陸あり目出度事限りなし(中略)同廿四日持氏御悅の餘りに永安寺へ御出御重代の中之御目貫を被進同廿七日重て御重代の錯通の御腰物を給はりけり
大内問答云御めぬきは丸の内につふ桐やき付御かうかいは赤銅

上賢抄云刀さやきめぬきかうかいはしやくと、也さけ緒はひきめ皮也

東山殿年中行事云御刀は海老名小鍛冶ト號ス柄鞘共ニ一尺五六寸アリ(中略)目貫桐ノ丸焼付

萬松院殿穴太記云六月廿一日癸未にそ御遺物を禁裏へ參らせらるさめさや御腰物金具焼付桐の丸の目貫を段子の袋に入られたり

宗五大雙紙云もたせ候太刀は黒太刀とてさやぬりおとしつかさめを懸て黒くぬるかなこしやくとううけほりけ彫な、こたるへしめぬき我家の紋を焼付にすへし帯取しやうふ皮足間もつかもまかす是を黒太刀といふ

今川記云今川殿は長氏の二男國民國光寺殿其子太郎基氏童名龍王是は義家奥州御退治の有し時御隨身の龍の目貫

の御腰物を長氏相傳成しか其氏の御うふやの時被遺候により龍王と名付給ふとかや

大友與廢記云一萬田三河守高橋の家を據候市の塚へ出合菊地の多勢と合戦してその日の大將をうちとる首と太刀をもちて尊氏公の御寶檢に備へければ御威あさからす太刀をはめしおかれ目貫を光種に下さるゝ天下の名物也今の髙橋末代まで家の寶の第一木こりの目貫とは是なり

當代記云天正三年八月與平九八郎信昌岐阜ニ參云々自信長公ニ九八郎拜領ノ刀目貫并ハ去々年後藤光乘ニ仰付於ニ京都ニ被レ爲レ彫普弘法大師ノ玉造ト云雙紙ヲ繪ニ被ニ書置ニ女ハ耽色者ナレトモ老年ニナレハ面猿ニ似テ手ニ篋ヲ持其中ニ鳥芋蕨ナト入肘ニカケ後ニ袋ヲ負前打ヒロケテ腰ヲカケテ居タル體ヲ被レ番信長見レ之給テ如レ此圖ヲ可レ寫ト依ニ御誼ニホリタル目貫并也依テ誼ニ今ノ世ニ(中略)此圖ヲ明智日向守狩野繪像ニツツサセシニ悉出來シテ眼ニ點入マテニテ有シニ夜ノ内ニ此繪朽リタリ此由明智ニ狩野申ケルハ權者ノ筆跡ヲ凡夫トシテ寫ケルニ依テ如レ此歎奇特ト云々

按、刀劔の柄の抜けさらん料に中心に懸てつらぬきたる釘をふるくは目貫とも目釘ともいひしを後代は目貫きめ下緒にて有しや是もあほしかみしもの時ちいさ刀にはさけられたりあほし上下の時つかまかぬ物なり

按、目貫打て目貫の本は前條に詳也その上に巻かたむへきをこのままゝかざるを放目貫といふ例式の腰刀は放目貫にて陣中に用るは猶も目貫の走らさらんか爲柄を巻くと見えたり

○空目貫

あほし折草子云わつはかいしやうのていそつと見たるところはいろしらく尋常成かはたにはとんきんを著て候(中略)もつたるたちは二しやく六寸か七寸かとおほえたりせつはも口よせかんとうかかふとはねまことのめぬきそらめきぬせめしはひきいしつきかはさきにいたるまでをほんのこかねをもつてひかめきたつて見えて候

按、まことの目貫とは今いふ目釘に今いふ目貫を作り付たるをいふそら目貫とは今の用なくて只華飾の爲に設たる物といふなり

○目貫緒

長秋記云大永(年月)十六日太政大臣大饗御應御渡左近府生下毛野致利鳥頸劔件劔劔也而上島野致東大信召給云々銀作雲々所藏長秋記には緒云々の三字なし

と目釘とこともの名となれり其故は古の目貫は多くは捻目貫陰陽目貫などいふ物の類にて頭と釘とを作り付たりしを中頃より別にわかちて其頭を目貫といひ釘の方を目釘と呼ぶ事となれるなり扱此名義は凡孔竅を目といふ事は我國の習俗にて中心と柄の孔竅に打つらぬきたる物なれば目奴幾といひうちくゝらせたる物なれば目久伎ともいひけるなり

古事記に集御刀之手上血自ニ手股ニ漏出所成神名訓云久關添加美神云々又大穴牟遲神の御事を自ニ木俣ニ漏逃而去としるし少名毘古那神の御事を自ニ我手俣久伎斯子也と御祖命のたまひたる萬葉集に伯勞之草具吉卷の保登等藝須木際多知久吉奈可奴日波奈之十七夜麻扶根能之氣美登里久々然能云々上同と見えたる久伎といひ久々といひ一語にて皆くゝる事なり又今駒寄矢來などいふ物をくきぬきといひしも堅なる柱の穴に横木をくゝらせつらぬきたるか故の名なるにても目貫目釘の名義はおもひあはすへきなり

○放目貫

酌并記云ひきめ下緒の事はは必あひさや巻にさけたる也さりなからぬひさやまきにあらねともこゝはの時必ひ

按、津の國天王寺の所藏聖德太子の御像はき玉へる太刀の柄ながら程に結び下たる緒あり其後の太刀兜金の所に此緒ありおもふに腕貫の緒にて名は猶ふるきによりて目貫緒といふなるへし

○目釘

曾我物語云すけつねにととめをさす條ときむねにをきてはむかふてきあらはたちのめくきのこらへんほとは命こそかきりなれと申ければ十郎きゝてわとのか心みんとてこそいひたれすけなりか心もかねてよりしりぬらん一あしもひき候ましきとかたらひてよするかたきをまちかけたり

信長記云光源院殿御最後條サル程ナラハ思フ圖ニ引受一度ニ切テ出太刀ノ目釘綴ン程蜘蛛十文字ニ切テ廻リ

武器要説云原美濃守申分勘助申所尤候某已前目釘一打は物よはく存ニツ打て指たる事御座候太刀打の働を仕後に見候得は打たる目釘かわつかに残る事も御座候又少も損せざる事も御座候是は如何様鋸を切られたる時損申たる成へしと申候

按、いにしへは目釘を目貫ともいひしを中頃よりふたしなの名となれる事は既に前條に説たり

○金取皮

大友興廢記云 長尾口 合戦條 一戦仕候はんといふまゝに馬よりおり立鍵ひつけさけてしつくと出る所を又右衛門尉鐵炮にてためつけ舍人助をうちたほすされとも脇指の柄の金取皮にあつて其身にかはらす

○柄皮

宗五大雙紙云公方様の御腰物はさやぬりおとしつかかわこしもと金

大内問答云公方様御腰物はさやぬりおとしつかはこしもとかねこしり柄頭同前それを黒くぬられ候

按、柄皮とは鮫海梅花皮などの類刀柄に著すへき皮をいふなり

○柄絲

北條五代記云 河島伊賀守補 河國手柄條 伊賀守は氏直公へ日に三度出仕すれば刀脇さし衣類までも三色に出立長柄刀にうてぬき打てさす時もありみしか刀の柄をあかき絲にてまくも

ありとら皮のしんさやまきの太刀をさす事もあり

○都美波

和名類聚抄云唐韻云 音都一音波 劔鼻也

日本書紀云 神代 一書云遠波 所帶十握劔一斬一刺遇突知 爲三段 此各化成神也 (中略) 復劔垂血激越爲 神號 長門本平家物語云 行家被 十郎藏人は金作の太刀左手に持

給へりつはを後生菩提のためとて熊野山へ誦經に來らせ給へり

宗五大雙紙云公方様御打刀いづれも鞘袋入候しやく銅裝束つはふくりん

武器要説云山本勘助申分劔は大なる劔能御座候切者とも申候丹波の赤井總右衛門は刀をためすにはさのみ切れぬ

の沙汰はいらぬ事なり鍛冶能して折れすまからぬ刀を持つて身をすてゝたに打たらは敵をしとめぬ事は有まし刀を

ためさは劔をためさてはせんなしとて刀に劔懸て刀にて切らせてためされしにかほと薄き劔にても鐵にてさへ

候へは劔を切落といふ事は無御座候厚き劔にても無地の劔小き劔は劔に強く切あて候へは目釘か一たま

りも不仕又目釘強候得は刀は劔本より曲り折るか仕候ゆる悪右衛門は常に大なる劔の薄くすかし有を被用け

ると承り及候強きに強きは當りてたくる道理可爲候劔にあたることは十度に一度あたるかあたらぬかの物に

て御座候へとも當りたる時の爲なれば少し薄き劔のすかし有之地劔の鐵能を掛申度由可爲尤に候

雜兵物語云彌六にしは挾箱をゆるされこりをせおつた利刀迄壹本はさけた(中略)馳よりむんと引くみ下になり

曰 觀速日神

按、都美波にいにしへは劔字を用ひ中頃より劔字を用ふ劔は説文劔鼻也と見えたればよくあたれり劔は玉篇

刀及なりとあれは都美波のことにあらずされとも今はおしなへて劔字を用ふるにや扱この物を都美波といふ

義は未詳強ていは、都美は都牟都萬留とも働く語にて物にせかれてゆるかれさるの意波は比羅の約りたる

にて 草木の葉を波といふ 柄鞘の際に狹まれたるひとつらの物なるからさる名おほせしも知るへからす是を又都波

といふは自然轉語なり

朱氏談綺云都婆は刀盤又托手之字なり本朝にて劔或は劔字を用ふるは誤なり劔をはツカ、シラと訓するよし

みゆ依案説文に劔劔鼻なりと有は柄頭なるをはやくより意得違へてツハとは訓しこし成へし

○都婆

日本書紀云 神代 復劔垂血激越爲 神號 曰 觀速日神 今昔物語云兄は戸をひらき出る時思ひかけさる矢來てか

らりとあたりてわきにそれければいそぎ入て戸をとちて矢目を見れば我指たる刀の劔を射けつりたる跡あり

上になり俵ころひをしたかおつふせられて脇差を以て突へいゝとて扱へいゝとしたか陣中へ目に立かよいこ

んととて大釜のふたはいな大劔に金薄をおいてうつたかその劔かつつはりになりてぬきかぬかうちにからりくひをとられた

○浮津波

御産部類記云 引天曆四年七月廿三日九日 勅使左近權中將良峯義方朝臣令持 護御劔 參來賜座於東渡 令著之 劔一枚 義方朝

臣挿 劔著 座劔元是納 宣陽殿 也及長二尺五寸五分尾鞘長二尺七寸五分柄長五寸八分金銀蒔繪海鳥文浮津波鬘頭

以 青滑革 裝束三有 唐錦袋

○金劔

源平盛衰記云 康定關東 下向條 翌ノ日又兵衛佐ノ館へ向フ酒ヲ勸テ金劔ノ太刀ニ九ツ差タル征矢一腰取リ副テ引ク

永享九年十月行幸記云公卿殿上人御引出物按察使大納言織物三重御太刀 かなつは

豐臣家譜云四月秀吉使 攻 岩石城 (中略) 大權現使者本多豊後守廣孝來會共攻 城有 戰功 秀吉感 之賜 羊皮羽織及金劔脇差

増補家忠日記云天正十五年四月廿五日駿府本城經營成ル

此月秀吉軍ヲ引テ豊前筑前ノ境岩石ノ城ヲ攻ム大神君本多豊後守廣孝ヲシテ軍ノ雌雄ヲ問ハシメ玉フ廣孝能戰テ軍功有秀吉是ヲ褒メ金銀ノ脇指并羊ノ皮ノ羽織ヲ廣孝ニ授ク

○銀劔

宗牧東國紀行云牧月齋の城へちきにとて道まで使有(中略)この家は倭藤太秀郷の末孫にて彼龍宮より褒美の太刀所持せられたり當城難儀のをりく神變の事ともかくれなきものなり太刀箱のしめ七重の袋こまもろこしの錦色々なり再拜してさやぬかれたる二尺七寸はかりそあらんともつか白かねのつはいつくよりいりけんともみえす

○練劔

参考保元物語云 新院御所各門々固條 彼爲朝サル者ト兼テ聞召置タル上交是程ニ舉シ申ハ様有ヘシトテ召出サル(中略)練劔ノ黒漆ノ太刀三尺八寸熊皮ノ尻鞘入テ帶タリ半井本保元物語云 義朝白河殿夜討條 御曹司ノ練劔ノ太刀ノモ、ヨセニツ射留タル

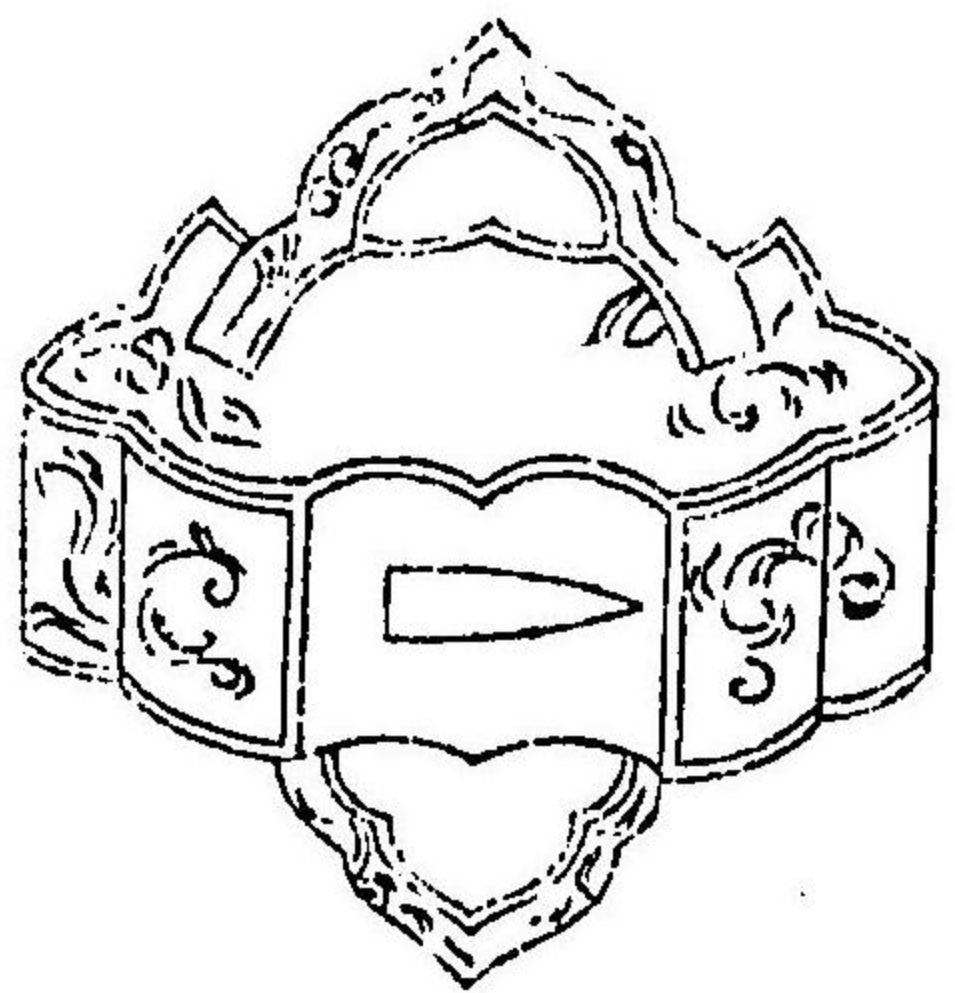
源平盛衰記云 宇治合戰條 寺法師筒井ノ淨妙明春ト云者アリ自門他門ニユルサレタル惡僧ナリ橋ノ手ニソ向ケル明春今

宮樞記云八屋藤左衛門入道覺妙ハ宮樞ノ家ニ於テ萬死ニ入テ一生ヲ不顧代々大忠ノ仁タリ(中略)去ハ引手物セントテ裙細目ノ腹巻ニ同毛三枚甲乘劔ノ太刀四尺計ナルヲ取添政親ノ御盃被下

按、和名類聚抄に漢語抄云乘之度 祭併也と見え伊呂波字類抄に養シト乘併乘已上同乘併といへり今もしときとして祭祀の供に用る所ありそれは秬米を一夜水に漬て潤たるま、磨りて徑二寸餘りに圓め糲を敷て其上にならへおき指もておしひらめたるものなりとある人いひき此の劔の形その併に似たるかゆる乘劔といふなり中頃よりこれを分劔といふ

俗言なるへし凡そ細劔は乘劔野劔は養劔なるは普通の定なりといへり

○車劔



桂川地蔵記云太刀者金銀圓作柄稍青貝金貝時繪稍

漆鞘鹹作七金八虫兵庫鎮鳥頭等皆鐫物也乘劔車劔練劔金銀金覆輪紋鞘

日ハ事ヲ好テソ裝束タルシカマノ裾ノ背直垂ニ紺ノ頭巾ニ黒絲威ノ大荒目冑ノ一枚マセナルヲ草摺長ニユリ下シ三枚甲ノ緒ツヨクシメテ黒ヌリノ太刀ノ三尺五寸アルニネリツハ入テクマノカハノ尻サヤヲサス

又云 高瀬渡宇 油川條 景季カ裝束ニハ木蘭地ノ直垂ニ黒皮威ノ鎧ニ三枚甲ノ緒ヲシメテ滋藤ノ弓ノ中ヲ取リ廿四差タル小中黒ノ矢負ヒ練劔太刀帶テ鎌倉殿ヨリ給タル磨墨ニ黒漆ノ鞍置テ乘タリ

按、練劔といふは革をかさねきたへて造れるものなり

○乘劔

○分劔

○葵劔

庭訓往來云太刀者兵庫鎮鳥頭皆彫物乘劔螺鞘并金作左右卷白柄長刀同手鉞 夫木抄云鞘信實朝臣かつはまたささや口にあふひつは心ありけるかなつくりかな 次將裝束抄云裝束直衣若衣 帶野劔弓狩胡蘇冠和或雖直衣其難野矢其難或布衣尤可負野矢其難賦但只可賦所在シトキツハアアヒツハノ太刀不可可憚

○角劔

鎌田草子云こんわうき、あへすやかて(中略)いつもはなさす持たりし四尺三寸のかくつはのうちものつはもと二三寸くつろけおさ口はつゝとして

○切羽

○大切羽

○小切羽

宗五大雙紙云公方様の走衆御成の時はかれ候太刀いにしへはふくりんなく候つる今はふくりんの事は申に及はず大せつは小せつはなとも金にて作りたるをはかれ候不可然候由金仙寺のたまひけり

按、切羽を又接葉とも書る皆俗字なり其名義は既に都美波の所にいひたり

○脛巾金

○太刀脛巾

○臺脛巾

下學集云及帶ハ、

源平盛衰記云 平家落城 所々取銀 景高脛巾金ヨリ太刀折テ白沙ニ落

太平記云 義貞自 尾張守此首ヲ能々見給テアナ不思議ヤヨ

ニ新田左中將ノ顔ツキニ似タル所有リヤ(中略)帯レタル

二振ノ太刀ヲ取寄テ見給ニ金銀ヲ延テ作リタルニ一振ニハ銀ヲ以テ金膝纏ノ上ニ鬼切ト云文字ヲ沈メタリ一振ニハ金ヲ以テ銀腰巾ノ上ニ鬼丸ト云文字ヲ入ラル云々

宗五大雙紙云公方様ノ御腰物(中略)のみ入つかくち金ははき同前

按、波婆幾賀禰は柄の承口にて刃にはけたる物なればしか名付しなるへし腰巾膝纏等の字は例の字訓を假れるのみにて義はおのつから別也腰巾膝纏を波婆幾といふは波婆幾の波は又加禰を略して波婆幾とのみいふなり即刀劔の刃也又按、まちなき壹枚は、きを太刀腰巾といふ太刀の腰巾は皆さるからに俗にかくはいふ也

又按、切羽の小さきものを腰巾に作り付たるを臺腰巾といふ是は鐔なきもの懸る腰巾なり

○腕貫

宗五大雙紙云もたせ候太刀は黒太刀とてさやぬりおとしつかさめをかけて黒くぬるかなこしやくとううけ彫けほりなくこたるへしめぬき我家の紋を焼付にすへし帯は菖蒲草足間もつかもまかす是を黒太刀といふうてぬき入へからす總してきとしたる時太刀打刀にうてぬき入ましく

候

北條五代記云福島伊賀守備河越手樹の條伊賀守は氏直公へ口に三度出仕すれば刀脇差衣類までも三色に出立長柄刀にうてぬき打てさす時もありみしかの刀の柄をあかき絲にてまくもありとらの皮のしんさやまきの太刀をさす事もあり

武家名目抄稿第二百八十六册

埴檢校保己一編

刀劔部 十九

○鞘

和名類聚抄云郭璞方言注云鞞音劔鞘也唐韻云私妙反和刀室也

萬葉集長歌王命恐雖見不飽檜山越而(中略)彌遠丹里離來奴彌高爾山文越來奴劔刀鞘從拔出而云々

下學集云鞘ヤ刀ノ家也

太平記云主上々皇御汲落條野伏二十餘人返合テ是ヲ中ニ取籠ル爾

共彌八少モヒルマス共中ノ棟梁ト見エタル敵ニ馳并テム

ツト組(中略)中吉下ニ成リ擧様ニ一刀サ、ントテ腰刀ヲ

搜ケルニコロフ時拔テヤ失タリケン鞘計有テ刀ハナシ

慈照院殿年中行事云正月朔日御劔海老名小鍛冶號柄鞘共

ニ一尺五六寸アリ金具各赤銅鞘梨子地目貫桐丸金焼付筭

桐ナリ御劔御直垂ハ正中著用シ給ト云也

宗五大雙紙云公方様御腰物はさやぬりおとし

又云つかさや石たゝみを金と具にて入られ候

按、鞘を佐夜といふは佐比夜の轉語にて佐比は刀なり夜は室なり上古刀劔を佐比といひしこと皇國に佐比夜といひ異國に刀室と書る和漢一意にて符節を合せたりといふへし古事記倭建命の御歌に都豆良佐波麻岐と見えたるは即黒葛鞘卷にて佐比夜を佐波とも佐夜ともいふは語の緩急によりてしかなれるなり比夜つゝまれば波となりゆれ且波と夜と五音相通なり

○平鞘

建内記云永享十二年三月六日戊申藏人左小辨俊秀送レ使來廿一日室町殿八幡御參詣供奉事被仰下就其具足等可借用云々水干鞍籠刀領狀了總鞞同可遣之由示了平鞘太刀可借與云々予答云衛府官可令持之爲辨官不レ可令持之雖帶藏人猶不レ可持之者使云兵衛佐之時令持了辨官以後至去年二及二兩年已令持了童子可如何哉予云其條違異無レ力歟當年不レ可令持了持者云々將軍義教公元服記云禁裡ニ御進物同シ御太刀一腰鞍馬一匹勅使時房御引物鞍馬一匹宗五大雙紙云御ひらさやと申て御裝束のとき持せられ候御劔一段つかうなる金作にて御座候記され候はす候總していつれの公家も分限程ひらさやをは御ほんそう候

三光院内府記云常可令持太刀一哉否之事本式之時ハ布衣ノ侍平鞘之三平菊一文字之名作也平鞘鞘は地高毒繪金

○丸鞘

長門本平家物語云大臣殿交子 被贈給儀能登守殿黒皮をとしのようひを袖も草すりもちきり捨て筒はかりを身にまきて丸鞘の太刀さや計り霽にのこりたるかふともき給はず大わらはになりて

明月記云建曆三年七月廿五日蒔繪太刀一腰丸鞘銀作金二 西森繪沃懸地

太平記云鹽治列官 謹死儀師直大ニ悦テ嗚呼御邊ハ弓箭ノ道ノミ

ナラス歌道ニサヘ無雙ノ達者也ケリイテ引出物セントテ

金作ノ圓鞘ノ太刀一振手ツカラ取出シテ藥師寺ニコソ引

レケリ

○モク鞘

保元物語云たいり高松殿には主上南殿に出御なつて公卿僉議あり少納言入道しんせい末座にこうす袖ほそなる淨衣に家につたはつたる小狐といふもくさやの太刀をそはひたりける

○割鞘

長門本平家物語云殿上閣 打録家貞もとよりのなれたるものなりければたゞ盛に目をかけて殿上の小庭に候けるか同

んはかりは申あけす信長公の御意に何とてらんは申さぬと仰らるれば某は前かたより存候と申上るそこにて信長公御感しなされ御こしものを下さるゝとなり

○海梅花鞘

蝮川親元記云寛正六年八月廿二日丁御成細川殿馬場棧敷犬追物二百匹(中畧)御すわふ地かちん尾長鳥二ぬいめつけ白かたひらかた身かはり紅立すち御腰物いらささや金作也

○紋鞘

宗五大雙紙云金刀は御禁制にて候(中略)からさのさやかいらささめさやなどは若衆さゝれ候しそれも殿中にては見及申候はす候をしさめ又あいさめなとかけたるは年寄たる人は差れ候し

萬松院殿穴太記云六月廿一日には御遺物を禁裡へ參らせらる紋鞘の御腰物かなこは焼付桐の丸目貫段子の袋に付られたり

伊勢貞順記云さめさや刀の事御はれの時は掛酌候て可然候

○朱鞘

室町殿物語云共與登 賦録此者共愛宕參詣すへしとして一やうに

しき舍弟薩摩の平六家房とて十七歳なりけるか健かものたけたかく骨ふとく力すくれ度々はかねもあらはしたるものありけり檜皮色の狩衣の下に黒絲威の腹巻を着て備前つくりの三尺五寸ありけるわりさやの太刀脇にはさみて狩衣の袂より手を出して犬居につみひさまつきて殿上のかたを雲透に見すかして居たりけり

○木鞘

觀世音寺資財帳云小刀拾肆柄二柄鞘柄并牙七柄并木鞘按、木鞘とは木地のまゝにて漆さるをいふ

○唐木鞘

宗五大雙紙云金刀は御禁制にて候(中略)からさのさやかいらささめさやなどは若衆はさゝれ候しそれも殿中にては見及申候はす候

○刻鞘

武者物語云織田信長公の御小性森おらんある時信長公御雪隠へ御座候におらん御腰物を持って御供仕るかかたはらにて御腰物のさやさみさやなるをかそへて見る信長公其を御存知なされ其後御小性衆を御あつめ候て仰らるゝは此さやのささみの敷を申あてたる者に此腰物を下されんとの御意也かるかゆへにいつれも其敷を申上るにおら

出立けるあかはたかにあかねそめの下帯に玉うちのうちおひを幾重もまはしてしかとしめ三尺八寸の朱鞘のかたな柄は一尺八寸にしてほそなはにてまかせたり

奥羽永慶軍記云大開落 出陣録伊達正宗ハ勝レテ見エニケル人数千人ノ軍役ナレトモ遙々ト高麗マテノ渡海ナレハ小勢ニテハ叶ハシト千五百人催シケリ先ニ紺地ノノホリ三十本金ノ丸ヲ付ルナリ旗持弓鐵炮長柄ノ者トモ裝束ハ具足下ニ無量ノシユチン黒具足ノ前後ニ金ノ星ヲ付刀脇差ハ銀ノノシツケニ小尻ヲヒロクカイホウナリニ朱サヤニヌリテササセタリ

○黒鞘

明德記云一色左京大夫ノ裝束ニハ赤地ノ段子ニテツ、ンタル金同ニ白絲ノ鎧ノ妻取タルヲ二兩重テ著給テ同毛ノ五枚甲ニ五尺二寸ノ銀ノ鍔形打テ居頸ニ著テ四尺二寸ト開エシ泥丸ニ三尺八寸黒鞘ノ太刀二振帶

○革鞘

觀音寺資財帳云小刀拾肆柄(中略)四柄革鞘判官物語云義經たにかい 討給ふ儀たちをぬきまぢ給ふ處にたんかいこそ出きたれくつきやうのもの五六人はらまきさせてせんこにあゆませ我身は聞ゆるいんちのたいしやう成け

れは人には一ゆうかはりてそ出たちけるかちんのひた、
れにふしなわめのはらまききてしやくとうつくりのたち
はいて一尺三寸有けるかたなにこめんやうなめしをもつ
てさやをつゝみてほうのきを八かくにつりてつかにし
てむろとさし

同異本云赤銅作りの大太刀はき一尺三寸ありけるかさや
はこめんやうのなめしにて縫ふくませてさいたりけり

○縫懸鞘

嘉良喜隨筆云太閤治世ノトキ諸方ヨリ寶物ヲ獻ス然ニ楨
木島ノ公方昭山ヨリハナニモアケラレス太閤怒テコノ公
方ハ再ヒ王ノ天下ニナサント思吾ニナニモ獻ラレヌカト
仰ラル、シキ、タマヒ家ニ傳ル三ノ劔ヲ奉ラル一ツハ鬼
丸ト云テ粟田口國綱ノ作コレハ正成カ陣太刀ナリ二尺六
寸アリスイカケサヤ緒ハムラサキノツムキケ緒チハカ
ントツニテツ、ム云々

按、縫掛鞘とは革もしくは錦などにて縫ふくませたる
をいふ

○紙鞘

相國寺供養記云路次行列(中略)次後陣隨兵五番土岐美濃
守源頼益赤絲白伏輪紙鞘刀白太刀紅直垂紋栴檀紅大口馬

かくにきれすさせともさせともをらす刀をもちあけて

雲すきに見ればさやまさのくりかたかけてさやなからぬ
けたりさやしりをくわへてぬかんとするところを新吾か
舎弟新六おちかさなりて云々

源平盛衰記云 石橋山 合戦時 雲透ニ見レハサヤマキノクリカタカ
ケテ鞘ナカラ抜タリケリ鞘尻ヲクハヘテヌカントシケレ
トモ

按、ふるく鞘尻といひ後に小尻といふ

○小尻

桂川地蔵記云刀者金銀鞘髮搔小刀下緒燈袋生歸栗形鯉
口吞入鞘口鑑同金木柄樞卷琴緒卷世良田刀聖柄

室町殿物語云 美與盛 賦條 此もの共愛宕參詣すへしとて一やう
に出立けるあかはたかにあかねそめの下帯に玉うちろう

おひを幾重もまはしてしかとしめ三尺八寸の朱鞘のかた
な柄は一尺八寸にしてほそなはにてまかせたり小尻はし
ろかねにて八寸はかりそきつきにはかせ二尺一寸のうち
かたな同じやうにこしらへけり

宗五大雙紙云公方様御腰物はさやぬりおとしつか、わこ
しもと金小尻つか、しら同前

大内問答云御物と申は(中略)つか、はこしもとかねこし

河原毛蒔繪上帯引鞭拔入手貫熊皮

按、紙鞘といふもの他書所見なし傳寫の誤なるも知る
へからず

○鞘口

夫木抄云鞘信實朝臣

かつはまたさすさや口にあふひつは心ありけるかなつ
くりかな

○鯉口

○吞入

桂川地蔵記云刀者金銀鞘髮搔小刀下緒燈袋生歸栗形鯉
口吞入鞘口鑑同金木柄樞卷琴緒卷世良田刀聖柄

宗五大雙紙云公方様の御こし物はさやぬりおとしつかか
はこしもと金こしり柄かしら同前それを黒くぬられ候の
み入つか口金ははき同前御目貫丸の内につふ桐やき付御
かうかいしやくとうみ、やきつけ

大内問答云それを黒くぬられ候のみ入柄口

按、鞘口を鯉口といふは其狀の似たるを以ていひ吞入
といふは清く刀刃を納るを以ていふなり

○鞘尻

長門本平家物語云 石橋山 合戦時 さなた刀をぬいてまた野か首を

り柄頭同前

伊達日記云高麗入ノ御支度萬御道具ハ京都へ仰上ラレ候
(中略)政宗家中出立ハノホリ三十本紺地ニ金丸ノホリ指
ノ衣裳具足下ニムリヤウノシユエハシ具足ハ黒絲前後ニ金
ノ星鐵炮弓鏃ノ乗下著具足同前銀ノシ付刀脇指小尻ヲカ
キホウナリニ朱サヤ太刀ノ如クツハニサシ申候

按、此名目古書にみえず諸書みな小尻の字を用ゆれ共
いかにあらんもし木尻にて鞘木の末といふ意ならんか
桂川地蔵記鑑字を書用るにや 今將通是を さらは古より誤り來れる
ものなるへし漢書司馬相如傳云華樓壁瑤注壁瑤以玉爲
椽頭當と有は當はクユと訓すれば玉もて椽の木口を包
み華飾とせしとみゆれば玉に従へるか相當成へきを後
世の作意にて金に従へるかたを書來しか

○股寄

今昔物語云 源平平賀 文合戦時 良文充カ最中ニ箭ヲ押充テテ、射ル
ニ充馬ヨリ落ル様ニシテ箭ニ違ヘハ太刀ノ股寄ニ當
半井本保元物語云 義朝白川 殿夜時條 御曹司ノ練彈ノ太刀ノモ、ヨ
セニッ射留タル五十餘騎カ放ツ矢ハ一ツモ敵ニ立サリケ
リ爲朝大ニ笑テ云々

判官物語云 土佐切堀川 へ寄る條 判官とさかうしろより入けるとて

やさしはけて馬うちよせあれにとをるほうしはたそ名の
れなのらてあやまちせられ候なと仰けれともさね一ふつ
のよろひ成ければさうなくうらはかゝせなと思ひてお
ともせずいそんする事もこそあれとおほしめしやをほる
ひらにさしてたちのもゝよせからりとなかしすはとぬい
てたそ名のれなのらてきらるゝなとてやかてちかつき給
ひければ

世俗淺深秘抄云指筈様左大指與三人指ヲ笏下方一寸餘計
ヲ夾テ右ヲ放テ廻也其後副ニ劔股寄テ能々不懸ニ緒袖ニ
様令用意ニテ後へ可遣抜時能々開可抜也

按、太刀の鞘の峯の方を覆ひたる金具を股寄といふ近
世是を兩覆といふにや ○大指とといふ語に太刀に股寄あるは武
家の大指也といふことあるよし尋ね可引

○芝引

急はし折草子云わつはかいしやうのていそつとみたと
ころはいろしろく尋常成るはたにはとんきんを著て候
(中略)持たる太刀は二尺六寸か七寸かと覺えたりせつは
もゝよせらんとうかゝふと金眞のめぬきそらめぬきせめ
しはひき石つきかはさきにいたるまで上ほんのこかねを
もつてきらめきたつて見えて候

宗五大雙紙云私様のはきそへもさやを備にてつゝみ大せ
云々希有事也古物ヲトテ大ニ令レ驚給テタカキ岡上ニテ
御覽シケレハ御犬件ノ石付ヲクハヘテマイリタリケレハ
殊ニ興シテ令レ悦給ケリ件ノ劔敦實親王傳給テ身モハナ
タス令レ持給タリケリ雷鳴ノ時ハ自脱云々

古今著聞集云延喜野行幸に御劔のいしつきををとさせ給
たりければ希有の事也ふるき物をとておほしなけかせた
まひて云々

宗惣聞書云太刀折紙を人に渡す様の事使にこえ候て奏者
に先可申事を申候其間は太刀をは右の手にて持つかを
前へ成帯取を右の方にしてひさのうへにも置又は下にも
おくへき也さて申事なければ太刀のいしつきをつきても
申へし云々

按、太刀の鞘尻をふくみたる金具を石突といふ

○足太刀

○一足

○二足

鎌倉年中行事云殿中又ハ社頭ナトニテ猿樂能ヲ申時公方
様ヨリ御劔又ハ御小袖以下クサレハ大夫參テ御椽ニテ
給間奉公中持テマカリ出(中略)御劔二ノ足ノモトヲ取左
手ニテハ何ニテモ下サレシ物ヲ持テ可罷出也

つは小せつは芝引もゝよせ石付甲かねはさきかはのも
んまで金にて作たる太刀をはかれ候大名などはさもある
へく候大かたの仁よろしからぬよしした候し

鎌川親元記云文明十三年正月卅日乙巳自此方御太刀
次取劔刀國傳樂被進之
芝引金刀地金作被進之

○胴金

按、太刀の鞘尻乃の方に伏たる金具を芝引といふ
桂川地蔵記云刀者金銀鞘鞘髪攝小刀下緒燧袋生歸栗形鯉
口吞入鞘口縮同金木柄横卷琴緒卷世良田刀聖鞘

義經記云 州傳傳 赤木のつかの刀にとうかねしろくした
るたみたるあふきさしそへあそはさね共かんちくのやう
てうをもち奉る

○石突

大鏡云宣旨うけ給はらせ給ひてをこなひに障の座さまに
おはしますみちに南殿御帳のうしろの柱をとをらせ給ふ
ほとに物のけはしひして御たちのいしつきをとらへたり
ければいとあやしくて御くらせ給ふにけはむくくとお
ひたる手のつめは長くかたなのはのやうなるにおになり
けりといとおそろしくおほしけれと云々

古事談云延喜野行幸之時被入三腰與之御劔ノ石付落失
御供古實云通世者道具を持せ候事總して通世者の上は何
も無用之儀に候へとも打刀計は持候足の付たる太刀など
持せ候事は有ましき事候

○足間

宗五大雙紙云御劔はいつれもさや袋に入赤うるしも黒き
も御座候つる(中略)御帶取淺黄の布足間かんたういくふ
りもこの作り也 ○按、淺黄の布を細く疊みつけて帶取にして其一の
包てくけたる
ないふなり

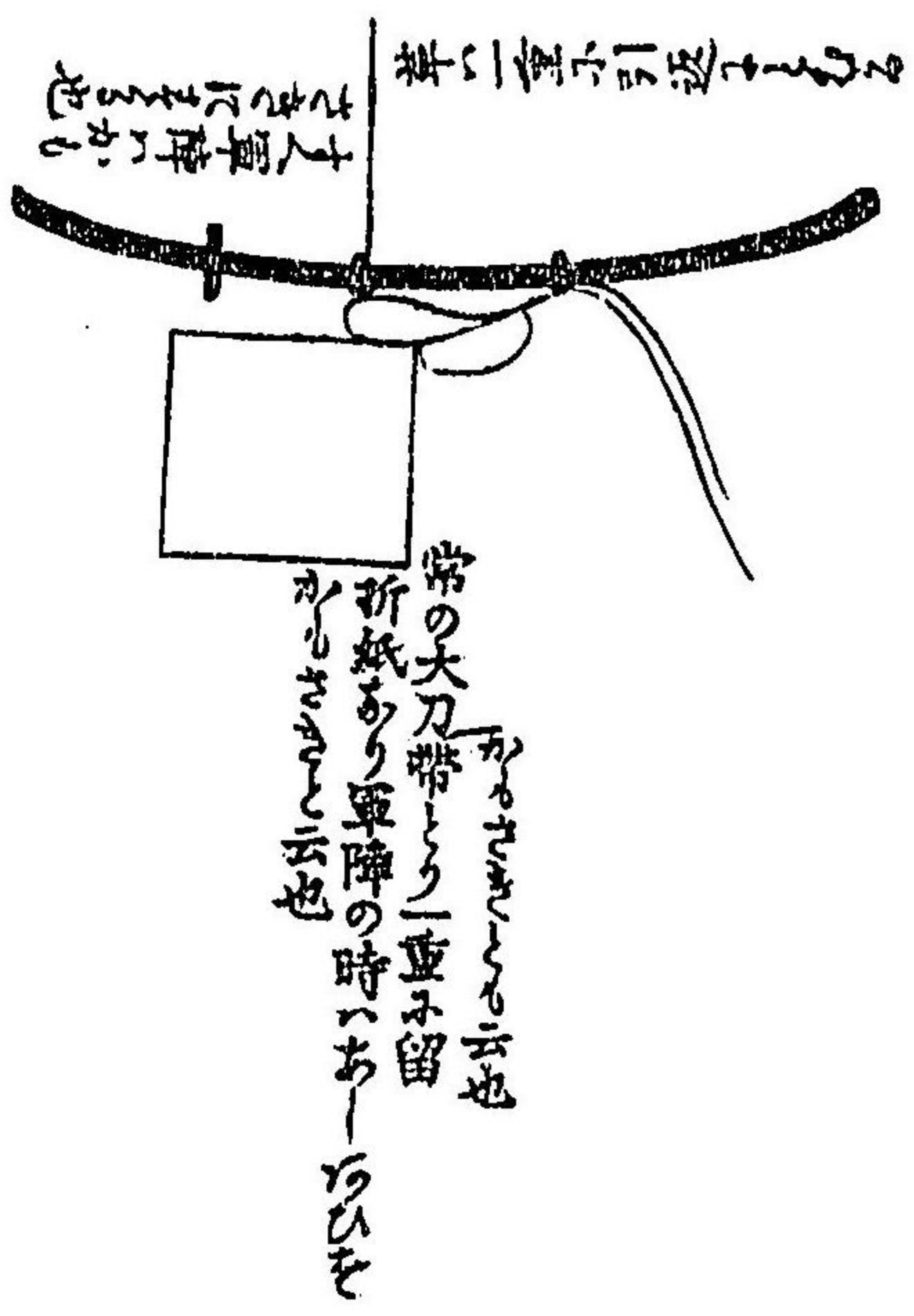
蛇川記云太刀のつか足間など巻候絲の事何色も巻候也 ○按
是は流り巻のみ
ないへるなり
佐竹宗三聞書云御所的の時に御太刀を被給時は(中略)
申次の人御前の右の方に伺候ありて御太刀のあしあひよ
り下を右の手にて持射手の左のかたへさし寄

按、太刀の鞘帯で腰に當る所に帶取さん料に設たる
物を足といふ一の足二の足其間を足間といふなり

○カモサキ

甲陽軍鑑云常のかもさきは一つまはして吾前へとりてす
る也太刀鞘のむすひは一つまはして上よりとりてかもさ
きにするなり口傳
按、かもさきといふは結ひかたの名なるを太刀の足間

をかきさきといふといへる未詳



○足目扱

世俗淺深秘抄云近衛次將隨身劔裝束革於足目扱者左ハ紫革右青革也於後緒用赤革也

○カハサキ皮

系ほし折云わつはかいしやうのていそつと見たるところはいろしらく尋常成かはたにはとんきんを著て(中略)持たるたちは二尺六寸か七寸かと覺へたりせつはもよせらんとうかかふとかね眞のめぬきそらめぬきせめしはひきいしつきかはさきにいたるまで上ほんのこかねをもつてひらめきたつて見えて候

横刀緒色胡桃染帯刀資人黄

桃花葉云時繪劔或號平鞘劔或號毛抜形太刀或號革緒太刀之由載東山左府名目抄

大和物語云良少將太刀の緒にすへきかはをもとめければ監命婦なんわかもとにありといひてひさしくいたさりければ

あた人のたのめわたりしそめかはの色のふかさをみてややみなんとはいへりければ監命婦めてくつかへりてもとめやりけり

江家次第云元日侍従并予内覽之後帶胡録著劔

拾遺集云物の名をかはのはしつくりよりこえきてくれとつとそなき太刀のをかはのはしのみそある

吾妻鏡云建久元年十一月卅日庚辰右大將家毛車并扇車御裝束直衣劔緒隨身舍人以下裝束皆悉自院被調下

今昔物語云六段殿今昔鎮西ノ國ニ住ケル人合聲也ケル者ト雙六ヲ打ケリ其人極テ心猛クシテ弓箭ヲ以テ身ノ莊トシテ過ケル兵也合聲ハ只有者也ケリ雙六ハ本ヨリ論

戦ニ成ケリ此武者ナル者合聲カ増テ取テ打臥テ前ニ差タ

宗五大壁紙云私様のはきそへもさやを錦にてつゝみ大せつは小せつは芝引もよせ石付甲かねかはさきかはのもんまで金にて作たる太刀をはかれ候大名などはさもあるへく候大かたの仁はよろしからぬよしした候し

○劔緒

續日本後紀云承和元年十一月壬申制因獄司物部刀緒用胡桃染

三代實錄云貞觀十六年秋七月十四日己亥檢非違使起請五條(中略)其五應令横刀之緒上下有別事案士大夫服用之物始自朝服至于馬鞭皆有其色是則所以別上下

辨尊卑也而今横刀之緒上下同論之物情理不當然望請五位已上同用唐組六位已下并用綺羅組等不令違

越行來時久難可忽變自來十一月新嘗會節將加禁

延喜大藏式云凡春日祭(中略)近衛十二人別帛一匹綿一屯布一端刀緒料緋帛七尺五寸布帶料細布一丈四尺

又彈正式云凡衛府舍人刀緒左近衛緋繩右近衛緋繩左兵衛深緑右兵衛深緑額左門部淺緑右門部淺緑額凡因獄司物部

ル一トヒヲ披ムトスルニ惟ニ精ニ付タル緒ヲ結付タリケル刀ニテ片手ヲ其結テ解ントシケル程ニ敵其刀ノ觸ニヒ

シト取付タリケレハ武者立テ刀有者也ケレトモ否不抜得シテヒチクリケル

後照念院殿裝束抄云白重時劔緒平緒事知足院殿仰云白重ニハ紺地平緒青革之足緒ノ劔

按、刀緒劔緒横刀之緒ともに同くたちのをと訓り太刀の足にからみて腰に結ふへき料の緒也足緒とも又帶取

ともいふなり續日本後紀三代實錄延喜式等に見えたるは足緒と平緒のいまたわかれすして續たるをいへは其

色目は後代平緒といふものに取へし後代太刀の緒といふは帶取のことにて平緒をかねていふにあらず平緒足

緒のこと猶次々の條にいふへし

○足緒

後照念院殿裝束抄云永治如法劔必用赤滑革足緒劔

足緒革隨平緒色取替事衣笠命云普賢寺殿全無取替事紺地平緒爾紫革ノ足緒モ紫平緒ニ藍革足緒モ不可有

苦之由被仰キ而猪熊殿毎度令取替給衣云胡録ノウシ

我用藍革他人ハ用紫革

富樫記云久安ノ構ヨリ武者一騎出來青黃綴ノ腹巻同毛ノ
甲ノ緒ヲシメ三尺八寸アル鬼物作ノ太刀熊皮尻鞘引籠足
緒長結テサケ

○譯雜

和名類聚抄云唐韻云鞞名曰比廣利

下學集云鞞ナヒト付

禁秘抄云大刀節刀鎰天曆帝付ニ寶劔帶取ニ離ニ御身云
云

長門本平家物語云伊豆國目代からかみのしやうしを立た
りけるをほそめにあけて太刀のおひとり五六寸はかり引
のこしてかたきこれに入たりと思て見出した

蜷川記云帶とりの色の事かたうと申候物にてし候又た
くほくとんすしゆすなどの様成ものくみてもし申也同帶
取の尺の事太刀二たけにしてつかの方よりつは本まで折
返すなり

武雜記云帶取の事たはくは不可然候但近年啄木も進
上候歟略義にて候かんとすの帶取本儀にて候

酌并記云太刀の帶取の結様の事たはくはの時は房先上へ
通してむすひたるか能也太刀の帶取ぬのにてしたるをば

應永十四年七月十九日勝定院將軍大將拜賀の時紺地を用
ひられし也

○丸緒

江家次第云射禮近衛次將荒手結野劔革緒尙可用細劔丸

緒歟

○革緒

吉部秘訓抄云仁安三十三依入道相國所勞被行非常

赦一申刻許參内靈國冠取

ますか、み云老のなあるはわきあけに平やなくひもとを
しのうへのきぬに革緒の劔なと心々なり

○腰本

大内問答云公方様御腰物はさやぬりおとしつかわこし
もとかね

長祿二年以來申次記云正月御服の事(中略)御腰物は海老
名小鍛冶と申を是も卅ヶ日御用也然に御作りの様は御つ
かさや梨子地にこしりつか頭御腰本何もしやくとう御目
貫は桐の丸焼付御かうかいは桐なり

宗五大雙紙云公方様の御こし物はさやぬりおとしつかは
こしもとかねこしり柄かしら同前それを黒くぬられ候の
み入つか口金ははき同前御目貫丸の内につふ桐やき付御

引通さずして緒かけてわなに成やうにすへしたくほくを
わなにすれば心ほとけしてとくる故也

○平緒

雅亮裝束抄云ひらををかへすへきやうさかりは二枚ある
をうへより一枚かみよりしもへかへす人ありそれはむす
ひめをそんしてわろしうへのおもてなるへきかたをせん
にあんしてしたにかさねてしたより一枚をうへさまにか
へしてその二枚かなかにかきをかくしてとつへきなり
又云たちのさうそくはつねはあをさかはなりされともむ
らさきたんのひらをならんにはむらさきかはにてしかへ
よ

名目抄云劔裝束凡法紫革裝束用ニ紫綴平緒ニ藍革時用ニ紺
地平緒故實也但不ニ具之時非ニ沙汰之限ニ矣紫綴平緒壯年
用之但老年依ニ專用ニ之紺地平緒青綴平緒白地平緒小忌
之時不用ニ之棟綴平緒青綴平緒

西三條裝束抄云平緒紺地劔裝束古人多ハ祝ノモノヲ縫又
唐花千鳥松梅雉鶴ナト縫也昔ハ紺地ニ革手ヲ縫タル平緒
御堂關白以來攝關家ニ傳テアリシト也

道遙院殿裝束抄云紺地平緒將軍家拜賀此平緒例建武元年
十一月十九日等持院將軍參議の拜賀に此平緒を用ひらる
かうかいはやくとうみやきつ

三好義長亭御成記云進上の御腰物國光こしもとこしりつ
か、しら金黒染に塗ふち金をは不ニ塗目貫桐しやくとう
焼つけかうかひ同前

按、腰刀の鯉口より二寸はかりも下りて長五寸程の胴
金入れて栗形反角などをそれにしつけたるあり是を腰
本といふなり

○生歸

桂川地蔵記云刀者金銀柄鞘髪搔小刀下緒燈袋生歸栗形鯉
口吞入鞘口銚同金
歸、生歸はおひかへりと訓あり又折かねともいふ今は
かへり角逆角帶留なといふなり

○折金

大内問答云金作の腰刀は御禁制の事にて候乍去いか程
に作たるをこかね作と可ニ申哉ともとくよりも不審申
候に折かねくり形柄口など色系たるを金作と申候云々
宗五大雙紙云金作は御禁制にて候乍去いか程を金刀と
申へきそと候し折かねくりかたつか口

又云御腰物おりかね獅子くりかたに二匹あり
當家弓法集云御腰物の役の事御裝束の間は及を下して帶

かねを内にしてくりかたの間を持
狭方竹馬抄云かたなのうけ取わたしの事かたなはさけを
をはのかたより二ツ三ツほとからみおりかねのしたを
持

酌并記云刀を人に出す事昔は下緒を折かねくりかたの間
にまきて出したり今それはわろし其まゝ長おから刀に持
そへて出すへし

○栗形

下學集云栗形カクリ

源平盛衰記云石橋山合戦與一ハ刀ヲ拔テ俣野カ頸ヲ搔ク搔ケ
トモ搔ケトモ切レヌ指セトモ指セトモトホラス與一刀ヲ
持チ揚テ雲透ニミレハ鞘卷ノ栗形カケテ鞘ナカラ拔タリ
ケリ

桂川地藏記云刀者金銀鞘髮搔小刀下緒燧袋生蹄栗形鯉
口吞入鞘口鑑

大内問答云御打刀の事赤銅裝束つはふくりん金柄頭こし
りくりかた焼付

宗五大雙紙云金刀は御禁制にて候乍去いか程を金刀と
申へきそと候しおりかねくりかたつか口などはかり金に
てはくるしからず候

上へとりて袴の前履と內衣の間へさけをのさきをし入て
置也

御事始記云下緒の事主人不斷さけらるゝをは其内の者は
可有掛酌候又紅の事は此拵にも不_レ及候誰々もさけ申
候也

伊勢守貞親以來傳書云下緒の事主人不斷さけらるゝをは
其内の者可_レ有_二掛酌_一候又紅の事は此拵にも不_レ及候誰々
もさけ申候也

武雜記云御主の御定に參勤申候時遠路などへは刀の下緒
をとめ申へしとめやうはまへ引まわして腰のま中にて留
へし自然太刀など帶候時も同前

酌并記云下緒むすふ事人のきる物をしることく重而一む
すひむすひ刀は上の方へむすひめのある様に結刀のさや
にかゝりてしたへさかりたるか能なり脇指はむすひめの
下へさかりたるかよしちかへ様は刀と同前也下緒の色は
定る法なし

藤葉榮衰記云今藤伊豆七月廿七日諏訪ノ祭ノ市へ出テ刀
ノ下緒ヲ切取レテ無念ニ思二座迄ハ被_レ取マシ此度ハ見
付テ討ント思能キ下緒ヲ著ケテ少モ油断ナク用心シケレ
トモ早晚切取ケン不_レ覺ケレハ彌腹立テ是非トモニ是

又云御腰物おりかね獅子くりかたに二匹あり
○下緒

吾妻鏡云寛元二年四月廿一日辛卯今日將軍家若君六歲御名
母中納言親能御元服也云々次進物御刀鞘卷左相模右近大夫將
監時定以刀爲
内擲之

るはし折云わつはかいしやうのていそつと見たるところ
はいろしろく尋常成かはたにはとんきんを著て候さいた
るかたなはみなこかねつくり也(中略)さけをには法花經
の七のまきやくわうほんを三なかれくんで

大内問答云御物作と申候はいかやうに仕候哉の事公方様
御腰物は(中略)御下緒は茶の絲又は紅と茶にて一寸また
らに又龜の甲など織ませ御座候ひつる唐紅計の御下緒を
は見不_レ申候

蛭川記云下緒の事いづれも用候但し主人の不斷被_レ用候
色をはしんさく候ても可_レ然候歟又くれなるの事は其扱
にも不_レ及候次に寸法の事刀に合候て能程に仕候而さの
み長き下ケ緒も不_レ可_レ然也

佐竹宗三問書云時の役者の烏帽子のてうつかかけは五
分またらのさけをのことく細くうちたる組也
又云さけをいからみ候事刀の小尻をまはしくりかたより
ヲ討ト思別ノ下緒ヲ著替出テ七度迄被_レ取

今川大雙紙云御供の出立はるほしすはうはかまなり但る
ほし著さる時は髪をちやせんにゆふ也又こし當をして下
緒をとめも、たちを取てきやはんをする也

笠掛射手體拜記云笠懸射る時は刀の下緒を前へ押かふへ
し下緒のさかりたるはわろしちいさき刀をさしたるは見
能也主もあつかひしよきものなり

布衣記云太刀扇事太刀は衛府の太刀五位の時は平さやを
も用笠袋をさす次刀はさやまきさけをは鎌倉さけ緒かう
かい同鎌倉次扇如_レ常みかさ付也

○葦目下緒

御供古實云さやまきには引目さけをたるへし

酌并記云ひきめ下緒の事は必_レひきさや巻にさけたる也
乍去るひきさやまきにあらねともこゝはの時必_レひきめ
下緒にて有しなり是もるほしかみしもの時ちいさ刀には
さけられたり

宗五大雙紙云大帷子の事(中略)刀はさやまき下け緒ひき
めさけを火打袋さくへからす

按、黒地に赤く麻手のこときものを畫たる革を引目皮
といふそれをもて下緒にしたるを引目下緒といふ

○半下緒

大内閣答云御打刀の事赤銅裝束つはふくりん金柄頭こしりくりかた焼付御目貫右のことし御下緒前のことし半下緒にて御座候 ○按、右といひ前といふは腰刀をさす其目貫は丸の内側の甲なとを指す也 つふ桐やき付下緒は茶の線又は紅と茶にて一寸許又は交せたるなり

宗五大雙紙云公方様御打刀は(中略)御さけ緒も半さけを

宗聖開書云公方様御打刀はいつれもさや袋に入候しやくとう裝束かなつはつか、しらこしり又くりかたやき付御めぬき前のことし丸に桐やき付御さけをも半さけをうちやうまへのことし巻絲茶こんあさき定らすいくつも此分候

按、半下緒といふは常の下緒の半なり一方口にして栗形に通して付たる也是を又鎌倉下緒ともいふと伊勢貞丈いひけり

○鎌倉下緒

布衣記云太刀刀扇事太刀は衛府の太刀五位の時は平さやをも用並袋さす次刀はさやまさきけをは鎌倉さけ緒かうかい同鎌倉扇如常みかさ付也

○箱ト、メ

の物もみにしたかへす

吾妻鏡云 建永四年五月十六日 取小刀削引目之柱二之後挾之數返鏡廻樹下

新撰六帖光俊朝臣かちときのまたはもあはぬ小刀の世にたてこそ思ひ佗しか

職人盡歌合ときの歌云いつまてかはまくりはなるこかたなのあふへき事のかなはさるらん

夫木抄云正三位知家卿今は我まろはにとける小刀のよにつかわれぬ身とを成にし

江家次第云 射場始 柳宮盛視筆墨小刀

古語拾遺云至子淨御原朝改天下萬姓而分爲八等唯序當年之勢不本天降之續其二曰朝臣以賜中臣

氏一命以太刀其二曰宿禰以賜齋部氏一命以小刀其三曰四曰忌寸以爲齋瀆二氏及百濟文氏等之姓 蓋齊部共預齋瀆事因以爲姓也今東西文氏獻授太刀蓋亦此之緣也

太平記云 芳賀兵衛入道軍師 鎌倉殿御眼血ヲトキタル如クニ成テ(中略)如編木子叩キナシタル太刀ノ齒本ヲ小刀ニテ削リ直シ打振テ懸足ヲ出シ給ヘハ云々

勢州軍記云大河内御所者能兼行魔法兵法當時罹病而在田丸宿所使柘植三郎左衛門與小川久兵衛等計殺

岡本記云御前なとにて馬にのる事あらはかけへ行ておひをもしめなをし刀なとにもさやとめをもしもとよりおふきたふ紙をもおきて参り乘へし

○小刀櫃

甲陽軍鑑云太刀渡候に眞草行三の心得有之太刀のつはの下に折紙を置出事上其次には小刀櫃の通に置は中其次常類也

按、本文太刀に小刀櫃あるかことく聞れとさにはあらず腰刀にていは、小刀櫃のあたりといふかことし大刀にていは、即太刀の一の足のあたりをさしていひたるなり

○小刀

日本書紀云 垂仁天皇 三年春三月新羅王子天日槍來歸焉將來物羽太玉一箇足高玉一箇鴉鹿々赤石玉一箇出石小刀一口出柀一枝日鏡一面熊神羅一具并七物則藏于但馬國常爲神物也

長門本平家物語云 殿上兼合條 藏人大夫高範あやなく本鳥をきられたりければ(中略)我いやしくも武家に生れてかたのことく弓矢をとりて重代罷り過く其日然へき不祥に會たりしかともそくたいをまといひつめさるほとの小かたな體之二人到彼所問病安危一窺隙而柘植急起而組大河内家拔短刀刺小刀走寄而二刀殺害之

宗五大雙紙云公方様の御こし物はさやぬりをとし(中略)御小刀つかに金のくわんあり

大内閣答云金作の刀は御禁制に而御座候何と作申たるをこかね作と申候哉の事(中略)折かねくりかた柄口なと色繪たるを金作と申候こしり柄頭目貫かうかい小刀柄金にて仕たるは一段のこかね作たるへし

今川大雙紙云小刀を貴人に出すやう努々刀をつかむへからすつかの方を出すへし

姥川記云主人え小刀なと参る事無別義候かつかの方を御取候様に可參也銘の方上へなるへし

奉公覺悟記云刀を人の見候はんと候は、小刀をぬきて置見すへも我さしたる刀の事也

酌并記云人の刀を見る事むかしは小刀かうかいをぬきて扱刀をぬきたり是は相手への用心の爲に是を出して置心なりそれは餘ことくしくみえてわろし乍去かほとぬけはかうかいの傍につかゆる事も有間能心を付てぬくへき也

按、伊勢貞丈か軍用記に云小刀の柄に環を付ることは

に不淨の中へすて、御目にかけてたるとなり
蛭川記云刀の持様の事可有定候歟但しふちは、きしと
め計金にて目貫かうかいはしやくとう可然候かやう
のを殿中へもめされ候

増補家忠日記云慶長五年十一月十五日ノ夜半ニ及テ義弘
江州甲賀郡ニ至テ老タル郷民一人ヲ擒ニシテ是ヲ携郷導
トシ同十七日ノ朝和州奈良ニ至テ是ヨリ郷導ノ老人ノ細
ヲ緩テ追返ス其時義弘彼老人ニ金龍ノ弁ヲ授テ云ク天下
混一ノ後是ヲ持テ印トシ必ス薩州ニ尋來レ汝ヲ厚ク賞ス
ヘキノ旨約ス

按、和名抄かみかき伊呂波字類抄かみかき下學集かう
かいと訓したる皆一語の轉れる也此物鬘髮の亂れたる
を搔收る料なれば鬘搔といふかみのみ下の語に引れて
むとなりうとなるもかきのきといなるも皆多かる例
也神主をかんのしともかうゆしとも笄をかんとしたからなともい
ひ上連部をかんとしめ髪をかんとし髪をかんとし上毛野をか
つげなといふ鬘髪を轉りてむともうともなれる也又きのいとなるは
松をたひまつ鬘髪をやはは搔收るはいすみ現代をかいらるといふ例
へからず

○表指

太閤記云秀吉願成を
捕給ふ候 福富平左衛門尉か金龍之面指失しか
は其あたりへは難果近付有しなと云あへるに難吉殿をか

武家名目抄稿第二百八十七册

塙檢校保己一編

刀劔部 二十

○尻鞘

夫木抄鞘衣笠内大臣いまはしもさそ知ぬらんしりさやの
さしも心におもふ氣色は

明月記云建仁三年正月七日申終許御參内春宮權亮殿巻纒
螺鈿野劔不入不レ付魚袋云々

助無智秘抄云小朝拜衛府位袍絲鞋劔兼草尻鞘平緒或人シ
サヤヲイレストイフシカレトモ近代ミナイル

三光院内府記云野太刀行有尻鞘大臣以下約熊
等各有差

按、尻鞘はしりさやしりさやしんさやしつさやなと訓り
太刀のさや日に照らされ雨露にぬれて身にさひの出さ
らんために懸るものにて太刀を帯て後結ふなり其皮は
豹虎よりしてくさくさの品ありとは次の條に見えたり

○豹皮尻鞘

長門本平家物語云日吉神輿
入落條となふは生年三十四たけ七尺
はかりなるおとこのしろうきよけなる褐衣のよろひ、た

して云の計に有し也秀吉其體を見給ひ以外怒り給へとも
誰を定めとかむへきやうもなし急津島へ馳行富家共かう
かひのやうすを語りつゝ質に置ける者あらは告知せよ左
もあらは黄金十兩褒美すへき旨堅く約束し堀田孫右衛門
尉と云富家久しき知人なれば即此處を宿としもしやの幸
を相待し處彼盗人如案かうかひを持來り質におき錢五
貫文かり度由をこそ云候へと告しかは孫右衛門尉と相謀
てなんなく收へけり

按、弁は腰刀のさし表栗形の所にさす物なるからに表
指といふ小刀を裏指といふに對へたる名目なり

○鎌倉鬘搔

布衣記云太刀刀扇事太刀は衛府の太刀五位之時は平さや
をも用絛袋をさす次刀はさやまささけをは鎌倉さけ緒か
うかい同鎌倉次扇如常みかき付也

○割髮搔引

按、近代割髮搔なといひて箆に用へきもの出來たり

たれにくろかわおとしの大あらめのよろひのいかな物う
ちたるにへうのかはのしりさやの太刀はきて云々

世俗淺深秘抄云凡尻鞘四位豹五位虎也但行幸之時五位次
將用豹皮四位不入尻鞘故歟舞人時四位入尻鞘然
而猶五位置或用豹行幸乃時用虎皮人有之時人難レ之
云々

太平記云阿保秋山
河原平條丹ノ黨ニ阿保肥前守忠實ト云ケル兵運

錢草毛ナル馬ニ厚總懸テ唐綾威ノ鎧龍ノ甲ノ緒ヲ縮四尺

六寸ノ貝ノ鎧ノ太刀ヲ拔テ鞘ヲハ河中へ投入レ三尺二寸

ノ豹ノ皮ノ尻鞘カケタル金作小太刀帶副テ一騎大勢ノ中

○竹豹尻鞘

飭抄云尻鞘事仁安二
九十五殿記 參花山院ニ仰曰尻鞘事舞人之時竹豹
不レ鏢之由故法性寺殿被レ仰云々可レ用虎皮也廿日參殿

久申承雜事之次申曰舞人之時可レ入虎皮尻鞘ノ由内
府被レ命否如何被レ仰曰必不入虎皮竹豹モ入也予勸仕
舞人之時故播磨入道尻鞘ヲ借用是竹豹也雖然虎皮又神
妙歟仁安二十一廿一賀茂臨時祭同三石清水臨時祭舞人之
時故殿用竹豹尻鞘給也

玉海云安元二年三
月四日記 此日公家被レ奉レ賀ニ太上法皇五十寶算ニ

舞人裝束右(上略)螺鈿細劍青綾平緒或前竹豹尻鞘

○小豹尻鞘

玉海云安元二年三月四日記此日公家被奉賀太上法皇五十寶篋

(中略)舞人裝束左麴塵綾關腋袍權櫻打下重同色打半臂濃

蘇芳打表袴螺鈿野劍紫綾平緒小豹尻鞘

世俗淺深秘抄云筑豹小豹次第如此而賀之時殿上人奉仕

舞左用小豹右用筑豹是頗不審也

○虎皮尻鞘

傍抄云仁安四十二段記四位用豹皮五位用虎皮云々

同省書云仁安四正廿六公卿勅使別當時忠衣冠帶野劍虎

皮尻鞘

夫木抄云家集雜歌中僧正公朝ものふのさけはくたもの

しりさやのとらのをふみておそろしの世や

六帖云題虎の皮のしり鞘ものふのたちのしりさやとら

のをはこの國にてもふまはおそろし

次將裝束抄云或令懸調度野野矢也帶野劍鹿皮或虎

雅亮裝束抄云五位六位のはしりさやをさす五位はとら六

位はあさらおのくひらをあり

源平盛衰記云小坪合島山ハ重忠組ムトテ打出ケリ(中略)

薄緑ト云太刀ノ三尺五寸ナルニ虎ノ皮ノ尻鞘入レテソ帶

うつたるをきるまに三尺五寸の太刀にくまのかはのし

りさや入云々

異本保元物語云ためともはくろぬりの太刀の三尺八寸あ

りけるにくまのかわのしりさや入てそはいたりける

長門本平家物語云榎合宮の御方に三井寺のあく僧つゝ

ゐのしやう妙めいしゆむと云者自門他門にゆるされたる

ものなり橋の上の手へこそむかひけれ(中略)三尺五寸の

太刀にくまのかはの尻さや入てさけはいたり

判官物語云かみかふちはらの入道はかちんのひたれ

にくろかわおとしのよろひきてかふとのをいしめこくし

つのためちくまのかはのしつさや入云々

源平盛衰記云小坪合武藏國住人綴藤ノ大將ニ太郎五郎ト

テ兄弟二人アリ(中略)四尺六寸ノ太刀ニ熊ノ皮ノ尻サヤ

入テソ帶タリケル

富樫記云久安ノ構ヨリ武者一騎出來青黃綴ノ腹巻同毛ノ

甲ノ緒ヲシメ三尺八寸アル鬼物作ノ太刀熊ノ皮尻鞘引籠

足緒長結テサケ云々

難波戰記云後藤討後藤又兵衛基次大和口大將成レハ總白

旗黒半月馬印眞先進黒絲威シ鎧同シ毛頭成冑シカミノ前

立物打タルヲ猪首ニ著成熊皮鞘入タル太刀帶黒羽織ヲ著

キタリケル

太平記云島山道賢其外ノ大名共一勢々々引分テ或ハ四尺

五尺ノ白太刀ニ虎ノ皮ノ尻鞘引籠メ一様ニ二振帶副テ百

騎二百騎打モアリ

北條五代記云福島伊賀守伊賀守は氏直公へ日に三度出

仕すれば刀脇さし衣類までも三色に出立長柄刀にうてぬ

き打てさす時もありみしか刀の柄をあかきいとてまく

もありとらの皮のしんさやまきの太刀をさす事もあり

○唐皮尻鞘

建武年間記云武者所置可存知一條々一金銀裝束太刀刀鞍

細々不可用一唐皮尻鞘切付等同斷

按、唐皮といふは虎の皮の事なり中頃より虎の符を畫

て擬して虎の皮といひしかゆゑそれに混せさらんかた

めに眞なるをは唐皮といへり是尻鞘にかきりたるにあ

らす敷皮其外にもいひしことなり

○熊皮尻鞘

保元物語云新院御所門々爲朝は七尺はかりなる男のめの

かと二つきれたるかかちんに色々の絲をもて獅子の丸ぬ

ふたるひたれにに入龍といふよろひをきせてしりさか

らあやをもておとしたる大あらめのよろひ同し金の物

シ云々

○水豹尻鞘

雅亮裝束抄云五位六位のはしりさやをさす五位はとら六

ゐはあさらしおのくひらをなり

傍抄云源平盛衰記水豹尻鞘無文青革裝束左右衛門權佐

惟方尻鞘虎皮

○鹿皮尻鞘

仁安三中山記云内舍人二人藤原盛季卷櫻冠老懸蘇芳褐衣顯

文紗白狩袴以紅打袖施同色單衣熊行騰散物劍

裝束鹿皮後鞘布帶菜脛巾狩胡録云々

元曆信範記云内舍人蘇芳褐白狩袴紅打衣單衣卷

櫻冠散物太刀鹿皮鹿皮尻鞘熊行騰狩胡録布帶菜脛巾

江家次第云使使參内日冠垂櫻關腋袍木地螺鈿劍巡

方帶銀魚袋發向之時改裝束冠直衣野劍鹿皮尻鞘半靴共

諸大夫皆著織襖

御旅行幸服飾部類云仁治三年十月廿一日庚午公光卿記予爲御後次第司長

官(中略)火長四人衣冠老懸桃花色狩衣白襖袴白袖

同帷下袴布絹帶布帶草脛巾笠已上調給也兼日召寄加修理

給白羽胡録給也赤弓

○鹿皮尻鞘

諸聞書條々云太刀にいか物作と云事をは今の世に是を知らす鹿の尻鞘をかけて足は兵庫くさりに七足也○按、此既本難し

○猪皮尻鞘

台記云仁平元年十一月十五日春日祭陪從裝束猪皮尻鞘久秀申云須用ニ斑猪ニ雖得或用猪云々

太平記云藤房卿藤房モ時ノ大理ニテ座スル上今ハ是ヲ限ノ供奉ト被レ思ケレハ御供ノ官人悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ(中略)馬副四人カチ冠ニ猪ノ皮ノ尻鞘ノ太刀佩テ左右ニソヒ云々

○猪尻鞘

御禊行幸服飾部類云永治二十廿府生二人黄布栴檀衫野指打衣熊行騰白襖袴細纒老懸猪尻鞘布帶伊知比脛巾草摺淺沓狩胡籬弓移馬

○班猪尻鞘

江家次第云平野舞人退紅尻鞘或魚形斑猪大祭之時魚形小祭之時班猪云々

長秋記云永久元年正月十六日太政大臣家大饗(中略)次御鷹伺渡左近府生下毛野敦利入自北面小御門融車宿勝到中門北砌(中略)鳥頸劔件銀鬘季劔也而上皇賜裝束大僧召預給云々銀作爲類切燭劔無目貫精班系尻鞘入

江家次第云馬條左右乘尻各十人馬相向(中略)繪尻鞘魚右

御禊行幸服飾部類云

大臣代右大將隨身八人熊鬘繪袴又云寬治大殿下御後令供奉給(中略)御隨身内舍人府生二人番長四人舍人十人左右各五人已上裝束變繪(左獅子右熊文)背(平切劔)左鬘羽右鬘儀羽(神卷弓)左鬘組右鬘組(懸猪)左鬘文右鬘食文(尻鞘)左鬘文右赤皮(流掃衣)比脛巾草摺淺沓也

又云久壽二平治元殿下騎馬御隨身府生二人(中略)近衛六人繪繪袍末濃袴半比下襲和赤懸緒繪尻鞘左鬘右

又云元慶元御隨身番長二人繪繪袍半臂下襲末濃袴紅打衣同張單赤懸緒布帶伊知比脛巾黑造劔繪尻鞘左鬘右

又云元慶元十月次第司長官參議左兵衛督藤原長光(中略)隨身四人變繪獅子丸鬘羽平

○左筆尻鞘

御禊行幸服飾部類云仁治三年十月廿一隨身六人冠老懸繪繪袍朽葉末濃袴青打半比同下重濃打衣合袴布帶劔藍革裝束左筆尻鞘皮

又云貞應元年十月廿隨身四人繪繪袍脚躡下重濃打半比蘇芳末濃袴平胡籬樺卷弓藁脛巾淺沓赤懸緒無文廣二寸餘繪尻鞘劔文地は虎文色之其上鬘文也右ハサヒツはハ地ノ虎文也(是ヲ稱右筆)

按、繪を左筆といふは書を右筆といふに對へていへり

台記云仁平元年十一月十五日春日祭陪從裝束猪皮尻鞘久秀申云須用ニ斑猪ニ雖得或用猪云々

御禊行幸服飾部類云

仁安三中山記府生二人冠纒黄色野摺狩衣黑劔斑猪尻鞘熊行騰藁脛巾已上用

今昔物語云四京仕鷹者高キ所ニ登テ見レハ錦ノ帽子シタル者ノ班ナル狩衣ヲ著テ熊ノ行騰ヲ著テ斑ナル猪ノ尻鞘シタル太刀ヲ帶テ鬼ノ様ナル鷹ヲ手ニ居テ高ク鳴ル鈴ヲ鷹ニ付タリ

○猪ノツヤツカノ尻鞘

宇治拾遺物語云則光盛人年四十餘はかりなる男のかつらひけなるか無文の袴に紺のあらひさらしのあをき山ふきのきぬの衫よくさらされたるきたるか猪のさやつかのしりさやつたる太刀はきて牛の皮のたひに沓きりはきなし

按、猪のさやつか尻鞘未詳字のあやまりあらんも知るへからす

○鼠毛尻鞘
御禊行幸服飾部類云仁治三年十月廿石督長四人劔藍革裝束

されと尻鞘に左筆といふは虎の符を繪たるにかきりていふと見えたり

○無繪尻鞘

江家次第云相撲召次相撲長左右各二人退紅袍白下襲白

○弘尻鞘
山槐記云治承三年三月三日辛酉今日宇治一切經會也殿下出御(中略)右門權佐衛光長茶染一斤染立烏帽子蒔繪野劔

弘尻鞘鼠尻夾形毛沓
次將裝束抄云春日祭使路頭衣冠若直表刷莫深履或半柏夾蒔繪野劔或弘柏夾臨時祭使路頭衣冠或出半靴蒔繪野劔或弘

○細尻鞘
傍抄云細尻鞘事或書曰布衣騎馬殊刷時御幸以下執柄宇治供奉若親姓之人如公卿勅使相伴時帶野劔或虎皮細尻鞘

吾妻鏡云建保六年六月廿七日丁卯將軍家任大將御之間為御拜賀參鶴岡宮給云々御車下臈隨身兵左右檢非違

使江判官能範布衣冠革結和尻鞘太刀郎等三人明月記云文曆二年二月九日春日祭辨少將自内府亭出立下向見物成群云々(中略)次辨直紫浮文指貫萌黃衣紅單衣半靴野劔或皮細侍十人

次將裝束云布衣騎馬殊刷之時御幸以下執柄字令供奉若親姓之人如公卿勅使相伴時武令調度尋常帶野劔或虎皮細半靴或毛香有使尻靴半靴帶如靴帶

○平尻靴

小右記云長和四年九月十二日資平來云今日左相國差三章信朝臣借行騰平尻靴半靴其體靴履以無靴帶象半靴一歟

高野御幸記云天治元年十月廿一日甲子此日太上皇爲奉拜弘法大師之聖廟令參詣金剛峯寺給(中略)左兵衛佐公行行菜二重織物持遠紅打衣流紫袂袴指即角帶劔用鹿皮平尻靴者毛香

助無智秘抄云大嘗會御禊日位ニツカセタマヒテ大嘗會オコナハルヘキ御ハラヘノ行幸ナリ一ノ大臣節下ヲツトメ

ラル、節旗ヲサキニ立タリ大納言ノ大將ナトモ其例有隨身ハハンエキタリ左ハツ、シノ下重コキウチノヒトヘ右ハ柳ノ下重コレモアヲウチノヒトヘ也左ハワシノ羽ノヒラヤナクヒ六位ノ府ノヤナクヒノ定右ハシキリ羽ノヤナクヒナリ劔ニハ平尻靴ヲイレタリ

○九尻靴

江家次第云相撲召仰候相撲長三人冠縹袴衣布帶白半臂白布袴絲鞋尻靴左九尻靴

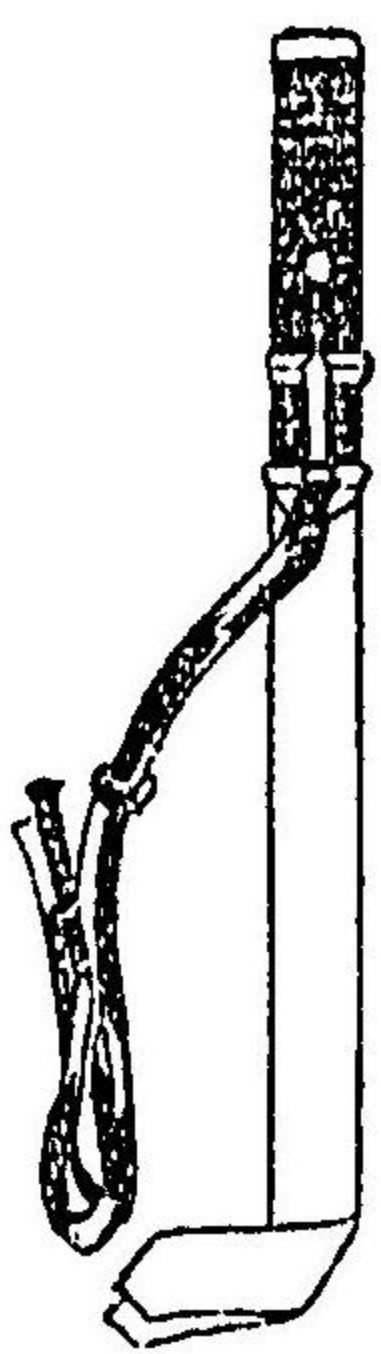
たる小鳥笹作などの錦つゝみの太刀におもひよりていひけるにや赤うるしも黒きもあるよし伊勢下總入道の記し置たれば皮にて作れるものにて錦にはあらざるを知るへし且太刀にかきらす打刀にもさや袋あれと撰塵装束抄に見えたる下鞘などにて近世引膚といふ物のことく唯さやの損せさらんか爲に假初に懸置にやありけん

○見せ鞘

夫木抄正三位知家卿つしまつりけふをはれともみせさやのさきおりかけてねるやたか子そ

按、みせさやといふは腰刀のさや袋にて小尻より餘りたるところを打懸て置くものなり

見世鞘圖酒井忠基朝臣依古式製之



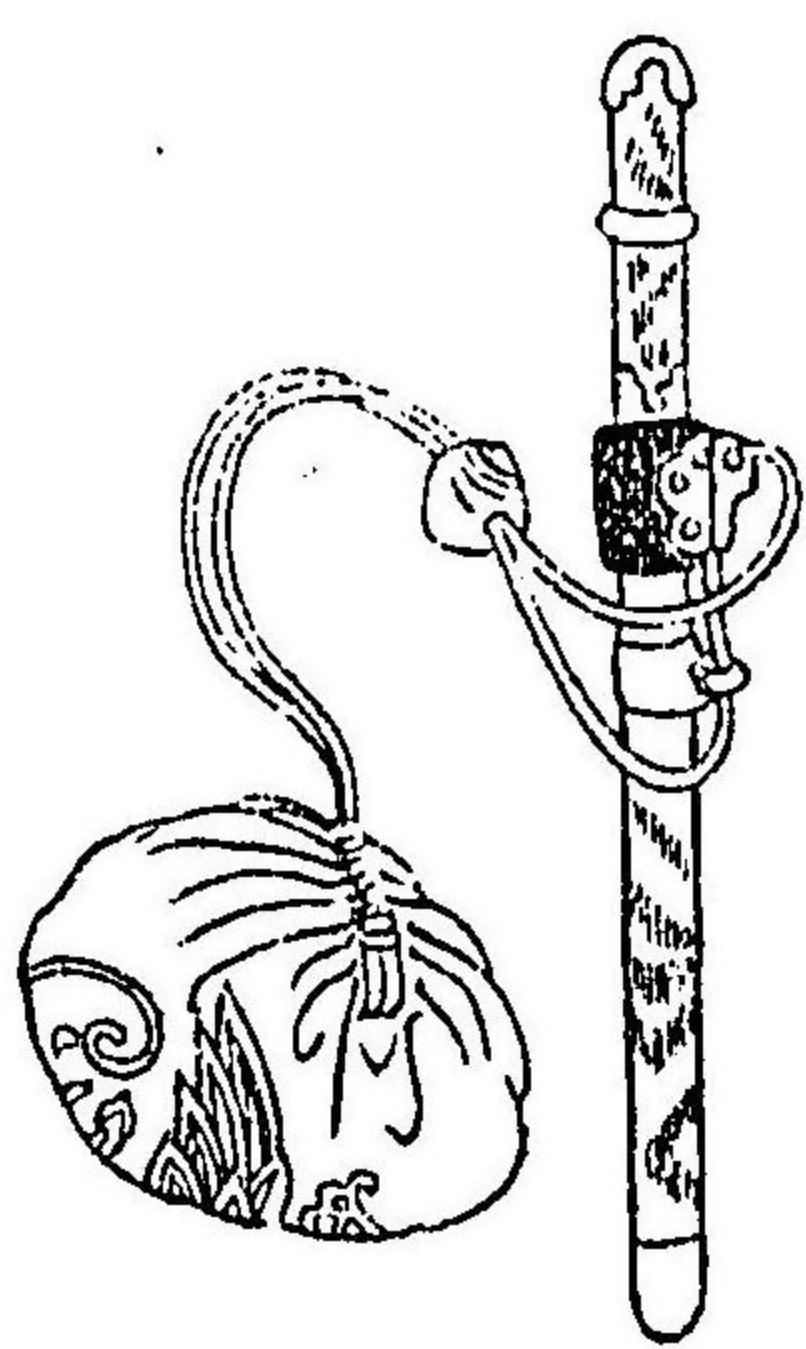
○提鞘

太平記云師冬自書條執事兄弟カクテモ若シ命ヤ助カルト心モ發ラヌ出家シテ師直入道道常師泰入道道勝トテ裳ナシ衣ニ提鞘サケテ降人ニ成テ出ケレハ云々

○下鞘

撰塵裝束抄云凡五位以上聽用虎皮但豹皮者參議以上及非參議三位聽之自餘不在聽限私家四宮抄太刀尻靴并下位用虎皮尻靴或竹約

千葉介常胤下鞘圖藏所未詳



按、下鞘と云は中頃よりさや袋なと云ものにや猶可尋

○鞘袋

大内問答云御劔はいつれもさや袋に入る赤うるし黒うるしも御座候つる

宗五大雙紙云公方様御太刀はいつれもさや袋に入候同御劔はいつれもさや袋に入赤うるしも黒きも御座候つる

按、鞘袋は錦を金具の上より著せてかたくぬひくるむなり尻鞘のことにあらずと伊勢貞丈か軍用記にしるし

安土日記云三月廿日之晚ニ穴山梅雪是又御禮御馬進上御脇指梨地時金具所焼付地ホリ也御小刀御柄迄梨似相申之由被成御誼ニサケサヤ火打袋付サセ被下

○引膚

撰塵抄云ヒキハタト云字ハ何ソ染カハ毛カハ文字替レル歟俗ニ引膚ト書リ當字歟延喜式ニハ皺文ト書キ又波文ト書テヒキハタトヨム皺ノ字ハシワ也彼シワモントスレハ

心叶ヘリ波モ又ハシハ也同心ナルヘシ皮ヲ毛カハニ用フ依テアラカハト云字注ニモ皮ノ去毛ナト云リ論語ニハ鞞ノ字ヲツクリカハトヨム去毛ト注セリ

按、引膚といふはもと皮の名にてその皺の蟾蜍の肌膚に似たるかゆる藁肌といふなり此皮もてつくりたるさやふくろを俗に引膚といふ猶練緯の小袖練貫といふかことし

○素袋

續撰清正記云刀脇指は虎の皮のす袋なり

○太刀袋

和名類聚抄云 具 劔箱説文云箱(土刀反和名太知不久路)劔衣也

大記云康和五年正月十六日丙申子刺皇子降誕十七日早以藏人頭右中將顯實朝臣爲勅使遣御劔 件劔白隠被獻納自物袋 中右記云元永二年五月廿八日御劔内々自院被奉内ニ舊袋ニ先々白織物也而縫ニ袋事五月有ニ其忌者仍被ニ用ニ舊袋 赤地織袋也

源禮記云元永二年五月廿八日癸酉申ノ時中宮令ニ誕生ニ云云以ニ權亮實能朝臣ニ被ニ申ニ事由於内裏ニ即以ニ被朝臣ニ被ニ獻ニ御劔一柄ニ入ニ錦袋以ニ銀薄ニ押ニ窠文ニ

百練抄云長寛元年九月廿七日被ニ關ニ進八幡御劔袋ニ本袋依ニ鼠喰ニ也古袋有ニ議被ニ埋ニ御殿北方明經博士師元記傳範兼卿永範朝臣等進ニ勅文ニ云々

平家物語云 の條 さたよし少將に引出物せよとの給へはあかちのにしきのふくろにいれたる御たちをもてまいりたりあはれこれはたうけにつたわれるこからすといふたちやらんとうれしう思ひてみだまふ所にさはなくして大臣さうのときはくむものたちなり

建内記云嘉吉元年十一月二日甲子興福寺學侶雜掌快算入來傳奏事被ニ仰出ニ之由承及承悅之間來賀云々持ニ來太刀ニ謁見此間被ニ仰下ニ之間頻辭申趣演ニ説之ニ以ニ次言談散蒙了退出之時以ニ申次ニ與ニ大刀ニ入ニ及了

應仁略記云錦の袋に納めたる家の劔今汝に渡すなり萬年に相續して代々守護すへしとを申ける
三中口傳云細劔野劔共用ニ之共可ニ入ニ袋細劔者或付ニ平緒ニ或不ニ付ニ之付ニ緒之時不ニ入ニ袋付ニ平緒ニ入ニ袋間有ニ之歟

○太刀箱

蟻川親俊記云天文八年三月廿三日辛卯自坂本ニ枚屏風月山桐箱一太刀箱一取ニ寄之ニ

走乘故實云永祿參二月六日 正親町 午刻御參内有之(中略)御興のきはに公人烏帽子上下二三人次走乘の供も衆次御供衆細川典厩 スキ 土左輝氏上民信孝三筑義長松永彈正久秀伊兵貞良勢州貞孝也同朋春阿 後ニ御太刀箱持之

宗牧東國紀行云牧月齋の城へちきにとて道まで使有(中略)この家は倭藤太秀郷の末孫にて彼龍宮より褒美の太刀取持せられたり當城難義のおりく神變の事ともかくれなきものなり太刀箱のしめ七重の袋こまもろこしの錦

近城樂ト見奉候キ雖ニ異體候ニ一匹ニ振令ニ送進ニトソアリケル太刀ハ長伏輪ナリケルヲ錦ノ袋ニ入ラレタリ優ニヤサシク見エケル

曾我物語云 五郎御前へめし出させんそしうたいのたちはこねの御山にこめしよしをかねてよりつたへいかにもしてとりいたさはやと思ひしを神のものゝあるあひたちからおよはさりつるにたゝいまよりともか手にわたることひとへるしうはちまん大ほさつの御はからひとおほえたりかやうの事なくてはいかてか二たひぬしになるへきとて身つから御ちやうたいありてにしきのふくろにいれふかくをさめたまふ御てうほうの其一なり

吉部秘訓記云 藏人佐家實著布衣御劔發心地勅書本建久元七八同記 午上參院殿下以下群卿濟々焉至ニ于酉刻ニ不ニ令ニ發給ニ行宗僧都終日奉ニ加持ニ遂令ニ落給有ニ纏頭ニ御劔一腰注ニ紺地錦袋ニ行宗出ニ囊御所南弘廊ニ候ニ之

百練抄云承元三年十二月十七日被ニ立ニ石清水一社奉幣使ニ獻ニ太刀袋ニ也

吾妻鏡云寛元二年四月廿一日辛卯今日將軍家若君 六歳御名字頼朝 御元服也云々次武州依ニ召參ニ進廊賜ニ御劔 入ニ袋前年入正光重信ニ大夫將監時

花營三代記云應永卅二年乙二月廿九日 庚午 於ニ等持寺ニ戊尅御タミアリ役人事 著ニ白直垂大帷コノイコウヨリ 朝倉亭江御成記云御輿の御跡に御衆袋に入持御太刀箱被ニ持上さしの御袋被ニ持也

○刀袋

色々なり

は其長き推し盡るへし後世稱と云
もの強てはこれには類ふべきにや

又云凡私家不得有鼓鉦弩車稍具裝大角少角及軍幡半
二丈矛也者
二丈矛也

○劍錄

日本書紀云神代復劍錄垂血激越爲神號曰磐裂神

舊事紀云復劍錄垂血激越爲神

水鏡云武烈天皇人を木にのほせておとしてころしある時
は人を水にいれてほこにてさしころし

關市令義解云凡出賣者勿爲行濫其橫刀槍鞍謂橫刀者銀
也槍戈屬也

貞觀儀式云踐神大左右衛府申官令造兵司作大背宮南北
門神楯四枚各長一丈二尺上廣三尺九寸中廣四尺七寸下
廣四尺四寸五分厚二寸丹波國船越氏作之戟八竿各長
一丈

八尺紀伊國忌部氏作大門料大楯六枚戟十二竿亦令同寮修
之并祭事收衛門府

延喜兵庫寮式云凡踐神雜造神楯四枚戟八竿各長一丈八尺紀
伊國忌部氏造

內宮長曆送官府云錄貳拾肆竿長各一丈二寸徑一寸四分餘
金八寸五分廣一寸五分本末塗金漆一本鐵楯尻長各二寸八
分著排比禮各三尺以銀薄押柄繪

今昔物語云源賴義朝臣守經濟ヲ召テ仰セテ云ク汝チ我
カ相傳ノ世也而シテ年來我ヲ廢ニシテ朝ノ威ヲ輕シテ其

下 人の代にも尤重せられ神寶にも永く預れり是を保古
となつけたる其義未詳舊説も又穩當なるものなし日本
紀通

之東雅に或人説にハコトは火によりていひし所なり亡の字ハロフと説
もまたしかり凡物を亡す者火より盡きしものにあらず又其形も火の體に
象れりといふべきものなりといふより兩説や相似ていと磨めきたる説
なり皇國の物に名付る打見しまいに買てからおもくれたる事は絶てな
さわざなれば皆承継しハは體にて矛戟は高らかに秀出たるものなれば
ホといふ今體てふ物の身をこといふも抑此もの軍器あり儀仗あり
同し心なりといはんを猶近かるべき 抑此もの軍器あり儀仗あり

保古といふ其字は保古とたに讀るれば字義にかははら
す用たれば令義解和名抄等にもえたるを以て弘く他書
には推し難し義解に矛は二丈矛也槍は丈二尺矛也槍は木兩頭銳き
し即之の謂也といひしは令一書の例にて他書に推
し難きは猶尊命とにもミヨトと訓み字によりて尊卑をわかつて書紀一
書の例なるか如し又和名抄載を保古矛を天保古と讀たる他書必しも然
らざる 今次々の標目は只引書に文字に従ひぬれば字に
かゝはりて其實を誤る事なかれ

○天沼矛
日本書紀云神代伊弉諾尊伊弉册尊立於天浮橋之上共計
曰底下豈無國歟迺以天之瓊瓊玉也此矛指下而探之是
獲治滄其矛餘滴瀝之潮凝成一島名之曰破取盧島

二神於是降居彼島云々

ノ罪最モ重シ今日白符ヲ用ユル事得ムヤ否ヤト經濟首ヲ
伏テ云事无シ守鈍刀ヲ以テ漸經濟カ頭ヲ斬ツ貞任ハ劔ヲ
拔テ軍ヲ斬ル軍ハ鋒ヲ以テ貞任ヲ刺シツ

平家物語云ほふちふしかいきのはんかんともやすはいくさ
のきやふし承て御所のひんかしのつかきの上へのほり
あかつてたつたりけるか赤地のにしきのひたれにかふ
とはかりそきたりけるかふとはは四天をかいてそおした
りけるかた手にはほこをもちこんこうりやうをもつてう
ちふりくときくはまふ折もあり

長門本平家物語云義仲御書法知康は赤地のにしきの直垂
にわさと鏡はきさきりけり甲計をきたりける四天皇の像を
繪に書て甲にはをし右の手には金剛鈴をふり左には鋒を
つき法住寺殿の西面の筑地の上へのほりて軍をまねきて
時々舞にけり

文安御即位記云玄武旗高三丈曲纒之形以色々絲縫之錦身長
三尺八寸除根定内縁赤地唐錦外縁大文纒
綱長七尺五寸蘇芳或唐足黃絹四幅長一緣唐纒纒白虎旗同玄武
寸四幅長四尺

古事記云於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱
神修理固一成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也
故二柱神立訓立天浮橋而指下其沼矛以盡者鹽許袁
呂許袁呂此七字畫鳴訓鳴而引上時自其矛末垂落之
鹽累積成島是於能基呂島自於以下
四字以音

舊事紀云天祖詔伊弉諾伊弉册二尊曰有豐葦原千五百
秋瑞穂之地宜汝往修之則賜天瓊戈而詔寄賜也伊弉
諾伊弉册二尊奉詔立於天浮橋之上共計謂有物者浮
焉其中蓋有國乎迺以天之瓊戈而探之獲是滄海則
投下其矛而因畫滄溟而引上之時自矛末落垂滴瀝之
潮凝結爲島名曰破取盧島矣則以天瓊矛指立於破取
盧島之上以爲國中之天柱也

日本紀私記云立於天浮橋之上安末乃字岐波志乃底下曾古津
字倍爾太知萬志天志太

無國歟久爾安末天之瓊矛安末乃爾指下而左志遠探之加岐左是
獲滄海古々爾安末字奈保古矛餘保古乃左滴瀝志太降居安末破取
盧島遠乃古志乃古

釋日本紀云天之瓊矛私記曰師說此注瓊玉也此云得故先
師又據之而今或本將字爲武也蓋古者謂玉或爲得或
爲武兩說並通唯以武爲異本

日本紀纂疏云天瓊矛者天神之寶戈也瓊美稱也不必以瓊



凡兵器の書籍にみえたる矛より先なるものなし
の未たならざりし先に天瓊矛あり神の代にも常に用られ日矛廣矛
りなりて後細戈千足國の稱あり神の代にも常に用られ日矛廣矛
下 人の代にも尤重せられ神寶にも永く預れり是を保古
となつけたる其義未詳舊説も又穩當なるものなし

玉爲之傍、矛兵器也。舊説曰天瓊矛納在于瀧祭仙宮。或云納于五十鈴宮酒殿。又云瀧祭神無寶殿。在下津底。則水神之宮也。名曰澤女。又名美都波神。一云瀧祭神與龍田神。同體故龍田神名曰天御柱。蓋以護天逆戈之縁也。是等諸説是非未辨。且俟博洽之君子矣。

神皇正統記云天祖國常立尊伊弉諾伊弉册之二神に勅して宣く豊葦原の千五百秋乃瑞穂の地あり汝往てしらすへしとて即天の瓊矛を授け玉ふ。此矛又天の逆矛とす。天の逆矛とす。二神此矛をさつかりて天の浮橋のかみにたすみて矛をさし下してかきさくり給ひしかは滄海のみありき其矛の先より滴り落る潮こりて一の島となる是を磯取慮島といふ其名に付て秘説あり。

按、努保古は玉鋒といふが如し玉鋒といふこと只冠辭に用ひたるのみにて其物をさしていへること所見なれば今其名目を別にかへけす天瓊矛といふこと一條禰閑は瓊は美稱なり必しも玉を以飾しにあらすと記され本居宣長は玉を以て飾れる矛なり古はかゝる物にも玉を以てかざるは常の事なりといひき兩説その好みに從て可なり。

○天逆矛

日本書紀云一書云以石凝姥爲治工。探天香山之金。以作日矛。又全剝眞名鹿之皮。以作天羽鞆。用此奉造之神。是即紀伊國所坐日前神也。

舊事紀云鏡作祖石凝姥命爲治工。則探天八瀨河之川上天堅石。復全剝眞名鹿皮。以作天之羽鞆。矣復探天金山之銅。令鑄造日矛。此鏡少不全。則紀伊國所坐日前神是也。

釋日本紀私記云問今此日矛者是何物哉。答作戈矛之形。既圖日像。故加云日矛也。問既云日神之像。而今作此矛形。然則日神之像豈如矛哉。答上云圖神像者。是舉大略耳。未必圖寫其眞形也。凡矛者是正神道之所執持也。日神亦有所持其矛。故便寫取其平生所持之矛。便爲日神之像也。何神者。或是五百御統或八尺曲瓊也。然則取神明所持之物。爲其神像者。其類甚多。是又同之耳。先師説云何神體爲玉之由見風土記。然則尋其由來。爲其神像者。也。重甕。舊事本紀。探天金山之銅。令鑄造日矛。此鏡少不全。則紀伊國所坐日前神是也。云々如記文者。日矛已鏡也。就之案事情。矛之鋒。付鏡圖日像之故。稱日矛歟。令鑄造日矛之字。鑄日鏡。造矛之儀物有之。之條。暗以可。知歟。鑄造日矛。此鏡云々。付鏡於矛。有何疑哉。天

○天瓊返矛

楊鳴曉筆云天逆夫吾國の元初をいへは兩儀忽に別れ天なり地さたまりて其中に一の物あり化して神となる國常立尊此なりそれより第七代のみ孫とは伊弉諾伊弉册と申奉る彼國常立尊二神に勅して宣く豊葦原の千五百秋瑞穂の地有汝往て治へし即天瓊矛を授玉ふ此矛又天逆矛ともいへり二柱神此を授かりて天の浮橋の上にてたすみて彼矛をさしおろし搔探り玉ふ滄海のみ有て其矛の鋒よりしは傳て天孫相したかへ天降玉ふといへり是矛の事をいふに異説多し一には垂仁天皇の御宇に大和姫皇女天照大神の御教へをうけ國々をめぐり伊勢の國にて宮所を求玉ひし時大田命といふ神參逢五十鈴の川上に靈物を置ける所を示申此所に彼矛ましますとも又は瀧祭神あつかりて地中に納たりともいへり其瀧祭神と申は瀧神の事なり又は大和の龍田明神あつかり玉ふともいへり龍田瀧祭は同體の神にておはしませは申にや又は寶山に留りて不動の矛となるともいへり寶山と申は金剛山の事とかや何も覺束なし。

○日矛

書第二曰石散姥者天之神也天祇戸之子也大神歲時散姥自作明鏡日矛以奉大神。

按、書紀并古事記には石凝姥の鏡を鑄奉りし事見えて日矛作りし事なし古語拾遺にもしか記して初度所鑄少其狀美麗也。是伊勢太神なりと見えたり。只書紀の一書のみ以作日矛。又云々奉造之神とあるは即鏡にて矛鏡の二種を造るといふか異説なるから其説をも並載られたるにて聊疑ふべきことなし。舊事紀は一書と拾遺の説を混して鑄造日矛。此鏡不全云々と記したる文義通せざるに似たり。おもふに日矛の下脱落あるも知るべからずしかるを釋日本紀牽強附會の説を設て返て一書の日矛を鏡なりといひたるもとより論するに足らざるなり。

○茅繩稍

日本書紀云神代。猿女君遠祖天鈿女命則手持茅繩之稍。立於天石窻戸之前。巧作俳優。

釋日本紀私記云師説以茅繩其茅也。必以茅者蓋取潔白之義歟。

○著鐸矛

古語拾遺云令天鈿女命。古語天乃於須女其神強悍猛固故以爲以。名今俗強女謂之於須志。此條也。

眞辟爲_レ爲_レ以_レ羅葛_二爲_一手繼_{比可氣}以_レ竹葉_二彼_二憩木_一
葉_二爲_一手草_{今多}久_多手持_レ著_レ鐸_二之_一矛_{而於}石窟_二戶_一前_二覆_レ誓_二誓_一
古語字氣布_二舉_二庭燎_二巧作_二俳優_二相與歌舞_一

按、書紀に知萬幾能保古といひ古語拾遺に佐奈幾能保
古といふ茅を卷て鐸を著たる銚にや又傳の異なるにや
今考ふる所なし

○細戈

日本書紀云_{神武天皇紀}昔伊弉諾尊目_三此國_一曰日本者浦安國細
戈千足國磯輪上秀眞國_{秀眞國此云}
國舞勾備

○廣矛

日本書紀云_{神代}大己貴神則以_三其子之辭_一自_二於_二神_一曰我
怙之子既避去矣故吾亦當_レ避如吾防禦者國內諸神必當_レ同
禦_レ今我奉_レ避誰復敢有_レ不_レ順者_二乃以_二平_レ國時所_レ杖之廣
矛_二授_二神_一曰吾以_三此矛_一卒有_レ治功_二天孫若用_レ此矛_一治_レ
國者必當_二平安_一

舊事紀云乃以_二平_レ國之時所_レ杖之廣矛_一授_二神_一曰吾以_三
此矛_一卒有_レ治功_二天孫若用_レ此矛_一治_レ國者必當_二平安_一

倭姬命世記云經津主命健甕命_二柱神等_一天降給_二大己貴神_一
其子事代主命_{神言}天即大己貴神乃以_二平_レ國時所_レ杖之廣
矛_一天在_二燈火_一光神波五月_二繩懸_一邪荒振神等_二神_一廣々給_レ比神和
物羽太玉_一筒足高玉_一筒脚鹿_一赤石玉_一筒出石小刀_一口

出石杵一枝日鏡一面熊神籬一具并七物則藏_二于但馬國_一常
爲_二神物_一也

按、出石は但馬國の郡名にて和名抄伊豆志と訓り延喜
式但馬國出石郡伊豆志野神社八座_{地名}とみえたりこの
銚この神社の寶物たりしか故に出石杵と稱するなるへ
し

又按、出石銚は小刀と名を同して七種の神寶の中にも
専ら宗と有ものにして此國にては杵と太刀と成神世よ
り擾亂_{下文五}操に是世に尊く崇めらるゝからに即神と
齋敬してより出石の神と稱へ處の名とも成にしを式に
但馬國出石郡伊豆志野神社は_{地名}と有に依て地名より
付たる神名となれり

○杜谷樹八尋矛

古事記云天皇亦頻詔_二倭建命_一言_二向_二和_一平東方十二道之
荒夫流神及摩都樓波奴人等_二而副_二吉備臣等_一之祖名御鉏友
耳建日子_二而遣之時給_二比々羅木之八尋矛_{比々羅三}
倭姬命世記云卷向日代宮御宇日本建尊比々良支乃以_二八
尋銚根乎_一奉_レ獻_二皇大神宮_一留_二即倭姬命彼八尋銚根波納_二耕
養_一天皇大神乃貴財止爲_二天八尋機屋_{圓方機}隱收_二天爲_一皇大神

和給_二天語問_一之磐根樹立草乃片葉毛語止_二天葦原之中國_一皆已
除_二平定_一止_二得命_一利

釋日本紀私記云問大己貴神曰吾以_三此矛_一卒有_レ治功_二天孫
若用_レ此矛_一治_レ國者必當_二平安_一云々此矛今在_二何處_一哉答
雖_レ爲_二三種寶物_一之外_二此矛有_レ治國之名_一已奉_二獻_二天孫_一定
傳_二之後葉_一歟然而所在不_レ詳但如此神器上古多納_二石上
神宮_一若今彼神宮歟

○赤矛

○黑矛

日本書紀云_{崇神天皇紀}九年春三月甲子朔戊寅天皇夢有_二神人_一
誨_レ之曰以_二赤盾八枚赤矛八竿_一祠_二墨坂神_一亦以_二黑盾八枚
黑矛八竿_一祠_二大坂神_一四月甲午朔己酉依_二夢之教_一祭_二墨坂
神大坂神_一

古事記云御眞木入日子卯惠命坐_二師木水垣宮_一治_二天下_一也
此天皇之御世疫病多起人民死爲_二盡_一天皇愁歎而坐_二神床_一
之夜大物主大神顯_二於御夢_一(中略)於_二宇陀墨神_一祭_二赤色
楯矛_一又於_二大坂神_一祭_二黑色楯矛_一及_二河瀬又於_二坂之御尾
神_一悉無_レ遺忘_一以_二奉_二幣帛_一也因_レ此而疫氣悉息國家平也
○出石杵

日本書紀云_{垂仁天皇紀}三年春三月新羅王子天日槍來歸焉將來
續日本紀云大寶二年春正月丙子造宮職獻_二杜谷樹長八尋_一
俗曰_二比_一夏四月丁未從七位下奏忌寸廣庭獻_二杜谷樹八尋杵
根_一遣_二使者_一奉_二于伊勢太神宮_一

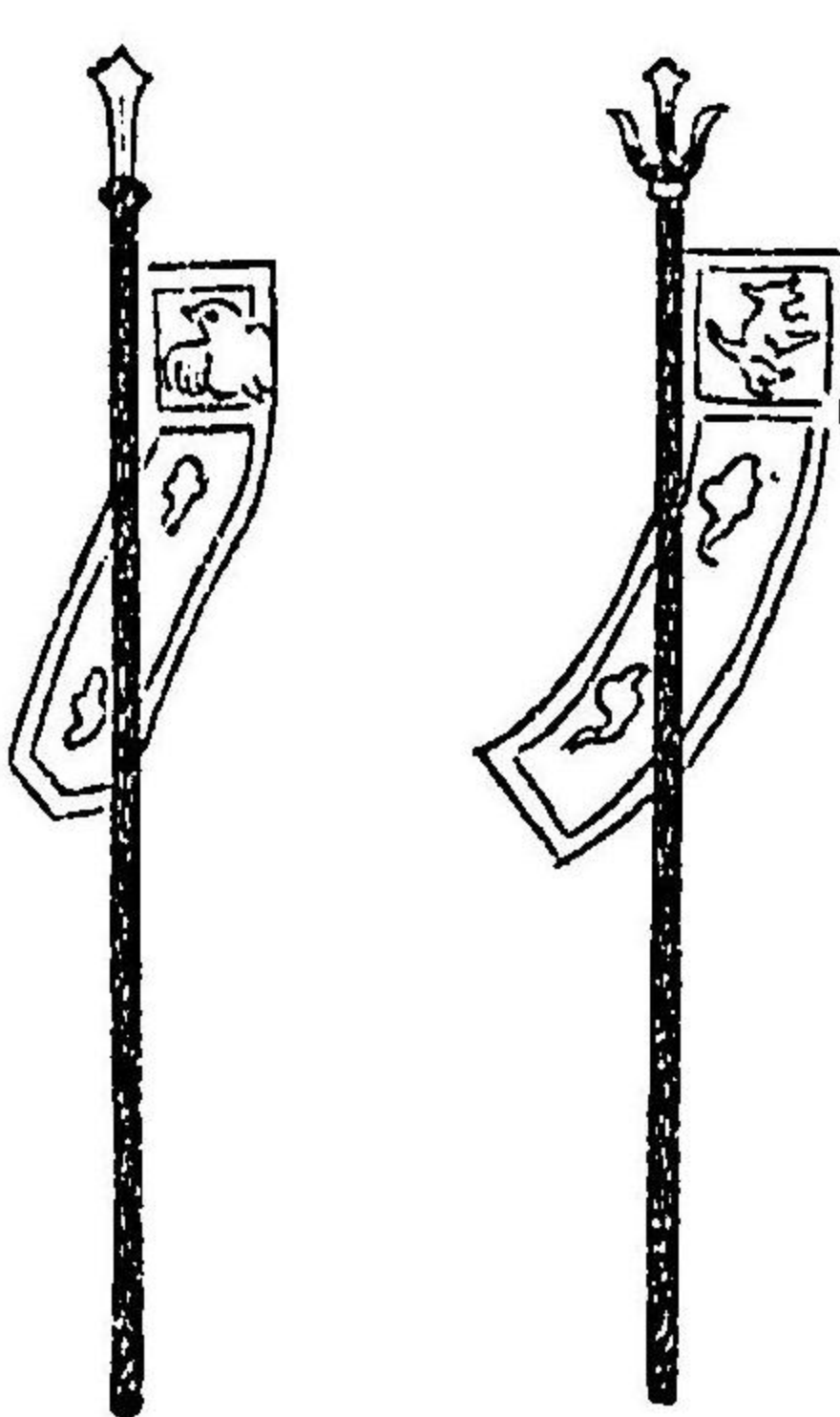
按、杵根といふも杵の事也古ものゝ名に根といふ言を
添ていへる例多し杵も古書にはきの借字に多く用ひた
れはねはそへたる言也屋根岩根島根なども同しと本居
宣長のいひけるること也

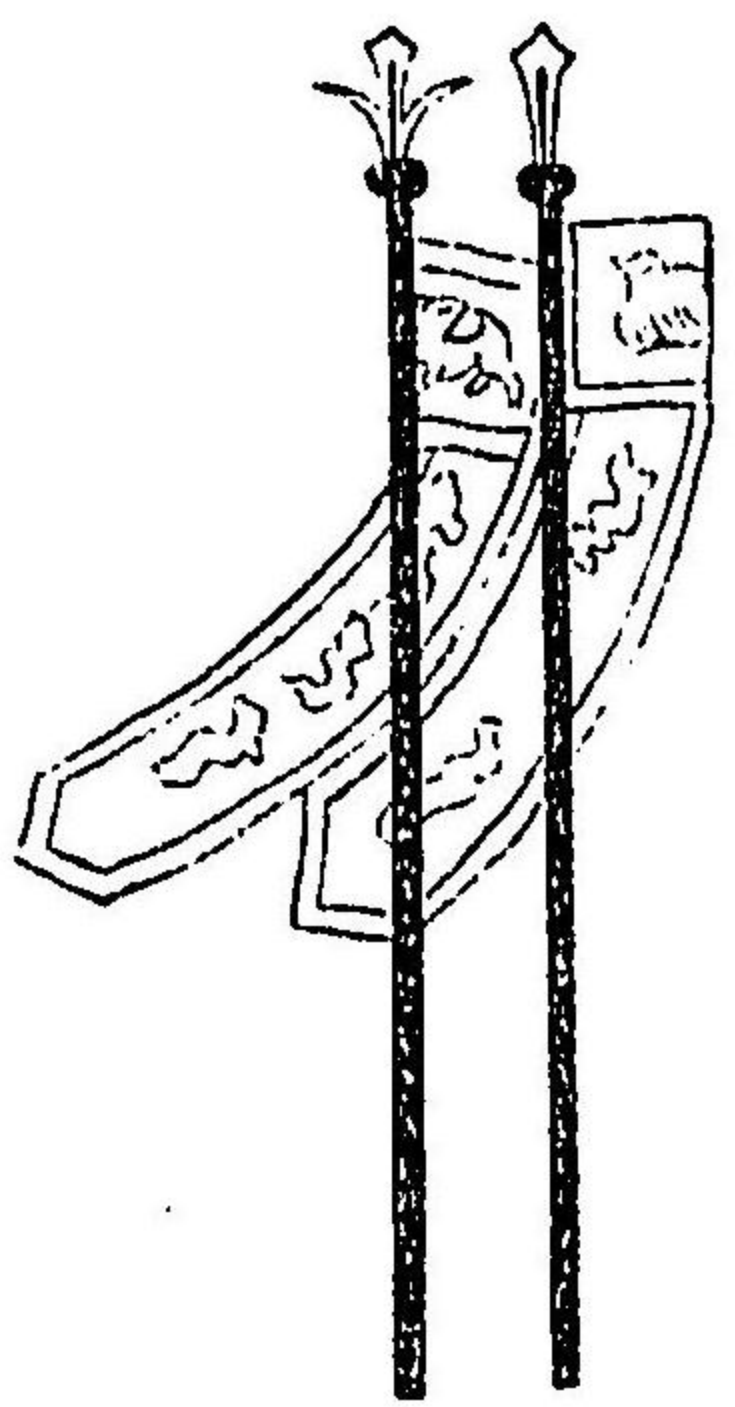
○三及矛

日本書紀云_{武烈天皇紀}五年夏六月使_二入伏_一入塘_二槓_一流出於_レ外
持_二三及矛_一刺殺爲_レ快

○三股銚

(引書缺)





○伊箇之保慮

日本書紀云舒明天天皇遣八口采女姉女詔之曰云々亦大臣所遣群卿者從來如嚴矛嚴矛此云伊箇之保慮取中事而奏請人等也故能宜白叔父

按、伊箇之はいかめしきにて其矛の威嚴ありておそるへきをたとへる也

○金矛

年中行事秘抄云鎮魂歌アチノ度オ、度ノホリマストヨヒルメカミタマホスモトハカナホコスエハキホコ

按、木矛といふは木のかさりなる矛にて令義解に槍者

木兩頭銳者則戈之屬也と見えし物なるへし

○金銅矛

百鍊抄云安貞二年七月六日有軒廊御下安樂寺言上云去

左經記云寬仁元年十月二日丁卯神寶支配事伊勢度會宇佐

二所賀茂上下紀伊國日前國懸已上十一所被奉金銀幣各

二枚(中略)平文銚一本在觀飾劔一腰赤漆弓一張箭四筋

云々圓并韓神(中略)已上卅八所被奉紫綾蓋一蓋四角在

平文野劔一入赤漆赤漆御弓一張箭四筋平文銚一本有觀

五寸鏡一面

按、神寶の銚鐵身ならざる物多かる故ことさらに注し

たる也平文は其竿の平文なるをいふ

○長槍

日本書紀云皇極天四年六月丁酉朔甲辰中大兄密謂倉山

田麿呂臣曰三韓進調之日必將使卿讀唱其表遂陳

欲斬入鹿之謀(中略)於是中大兄戒衛門府一時俱

鎖十二通門勿使往來召聚衛門府於一所將給祿

時中大兄即自執長槍隱於殿側中臣鎌子等持弓矢而

爲助衛云々

吾妻鏡云元暦元年二月十三日平氏首聚于源九郎主六條

室町亭所謂通盛卿忠度經正教經教盛知章經俊業盛々俊

等首也然後皆持向八條河原大夫判官仲頼已下請取之

各付于長槍刀又付赤箭平某之由各向獄門懸樹觀者

爲市云々

嘉祿元年五月比叟後國江山住人等於彼峯作鳥之間掘出金銅銚二枚事

○鎌槍

○鎗尾槍

三代實錄云元慶四年夏四月廿五日壬寅出羽國元慶二年爲廢所燒盜殺類卅二萬五百一東六把八分六毫(中略)

桶五十二枚槍一百八十一竿鎌槍七十三竿鎗尾槍一百八竿

官舎一百六十一宇城櫓廿八宇城棚櫓廿七基邦棚櫓六十一

基是日勅免除以省交替之煩按、令義解に槍者木兩頭銳者と尾槍は銚あるしのと云聞伊箇といひ鎗尾といふ鎌槍の形によりて名付たる也

北條五代記云夫鎌槍はむかしより用る此鎌にも失われと

も四寸のまかり身の楯となる深得をかきこき人たくみ出

せり片鎌にさへ利あり十文字に猶益あるとて後出来ぬ

○花槍

延喜兵庫式云凡大射建羅幡者鳥羅十二旒々別張竹二株著鈴二口帛巾二條阿禮幡十二旒各著柄花槍廿口幡廿旒

々別著柄兵部及察預前十日移送兵部木工寮

按、花槍は儀仗の矛にて銚及に花形を付たる物なるに

○平文銚

桂川地蔵記云長銚者朱銚黒銚銀裝束實天九郎也

按、この長槍も木のかきりにはあらて銚及ある物也元

弘建武の頃より出来りたるなり夜利といふものはこの

長槍より出たる物にそあるへき

○手戟

和名類聚抄云矛釋名云手戟曰矛人所持也字亦作銚和名

伊呂波字類抄云矛テハコ亦作銚テハコ手戟テハコ已上同

○長門本平家物語云入道相國か押あかちのにしきのひた

れをしろかなもの打たるくろをとしのはらまきのむな

いたせめてそのかみ安藝守と申し時いつく鳥の社より神

拜の次にれいむを蒙てまうけられたるしろかねのひる巻

したる秘藏の手はこのつねに枕をはなれたれさりけるを左

のわきにはさみて中門の廊につと出て立れたる

義貞記云八幡殿貞任退治ノ御歸ノ時彼侍則任年來契シ妻

女ノ許ニ行ヌ女悦事無限其夜則任少臥入タリケルニ天

井ヨリ手銚ヲ下此女銚崎ヲ取テ則任カ心胸ニアツ懸テ上

ヨリ思程ニ指貫ヌ去トモ則任少シモサハカス枕ニタテル

小ホコノ弓ヲ取テ臥ナカラ手銚ノ柄ニ添テ矢ヲ放ツ不

過上ナル男ノ頸ノ骨ニ立ヌ

源平盛衰記云入道院當初安藝守ト申時殿島社ノ神拜ノ次ニ蒙靈夢賜ト見タリケルカウツ、ニモ實ニ有ケル銀ノ蛭卷シタル手鉞ノ秘藏シテ常ノ枕ヲ放タヌ被立タル鞘ハツシ左ノ脇ニ挾テ中門ノ廊ニ被立タリ其氣色大カタアタリヲ拂テ勇々敷ソミエケル貞能々々ト召ケレハ筑前守木蘭地ノ直垂ニ火威ノ鎧著テ跪テ候ケリ

判官物語云土佐房義経の時けん太これへまいれと仰ければかしこまりてそゐたりける有つる物はいかにと仰有ければおさめ殿のかたより身は一尺二寸有けるてほこのひるまきしろくしたるをほそかいをぬきにしたるをもちてまいりときかひさのうへにおけと仰られける
又云野落録かねくろなるほうしはら巻に袖つけてきたるか手ほこなきなたわきにはさみて三人手に手をくみてゑいこゑを出してそはねたり

庭訓往來云太刀者兵庫鎌鳥鴨皆彫物柔鋼金作左右卷白柄長刀同手鉞

關八州古戦録云源信長傳輝虎ハ甲冑ヲ帶セス黒キ木綿ノ道服ヲ著シテ中略健ナル若者十六人撰出シ鹿ノ角打タル兜蓋ヲ著セ五尺許有シ手鉞長卷ノ大太刀ヲ擔ケサセ真先ニ押立云々

續日本紀云天平寶字五年八月丙子迎藤原河清使高元度等至自唐國初元度奉使之日取渤海道隨賀正使揚方慶等往唐國事畢欲歸兵仗機甲冑一具代刀一口槍一竿矢二隻分付元度

○一枝
續日本後紀云承和七年六月己酉正六位上菅原朝臣堀成等海中遇逆風深著南海賊地相戰之時所得兵器五尺鉞一枝云々

按、凡器械に手といふ事を添て呼へるは常に身をはなたて手ならず物にいふ也平相國のしろかねの蛭卷したる秘藏の手鉞の常の枕をはなたさりけるをと平家物語にみえたる手鉞の名義いはれて知られたりさる物の長からんは不便なれば古より短くのみしけるからに終に短き鉞をなへて手鉞といふ事にやなりけん

○大手鉞
判官物語云龜一法ほふけんこれを聞てさてはけうのものならばゆきてたいめんせんとて出たつすしのひたれにひおとしのはら巻きてこんこうはいてしゆつちやふとさんみのきはまでひつこうて大てほこつゑについてえんとふくとふみならしはしまはらへてそもくほふけん物いはんといふなる人はさふらひかほんけかといひける

○矛竿
舊事紀云復手置帆負命孫造矛竿今讚岐地永貢八百竿之縁也
古語拾遺云手置帆負命之孫造矛竿其裔今分在讚岐國每年調庸之外貢八百竿是其事等證也
○一年

武家名目抄稿第二百八十九册

塙檢校保己一編

刀劍部 二十二

○鏡

下學集云鏡或日本之俗作鏡此字

尺素往來云遣刀長刀及太刀腰刀者昔在月山天國雲同以後得其名鍛冶雖有數百人云々

太平記云三井寺爰ニ畑六郎左衛門直理新左衛門二人橋ノ爪ニ有ケルカ御邊ハ橋渡シノ判官ニ成リ玉ヘ我等ハ合戰ヲセント戲レテ二人共ニ橋ノ上ヲサラサラト戲レテ走渡リ堀ノ上ナル逆木共取テ引除各木戸ノ脇ニ著タリケル是ヲ防キケル兵共三方ノ土矢間ヨリ鏡長刀ヲ差出シテ散散ニ突ケルヲ直理新左衛門十六迄奪フテ捨タリケル

又云住吉合法師武者ノ長七尺餘モ有ラント覺エタルカ阿間了願ト名乗テ唐綾威ノ鏡ニ小太刀帶テ柄ノ長一丈計ニ見エタル鏡ヲ馬ノ平頭ニ引副テ少シモ不擬議ニ懸出タリ其勢事カラ尋常ノ者ニ非スト見エナカラ跡ニ續ク勢ナケ

レハアレヤト計云テ山名カ大勢サシモ驚カテ控タル中へ只二騎ツト駈入テ前後左右ヲ突テ廻ルニ小手ノ迦膳當ノ餘リ手反ノ直中内甲一分モアキタル所ヲハツサス矢庭ニ三十六騎突落シテ大將ニ近付ント目ヲ賦ル

又云新將軍洛中ノ合戦ニ成候へハ大和河内和泉紀伊國ノ官軍ハ皆跳立ニ成テ一面ニ楯ヲツキシトミ楯ノ蔭ノ鍵長刀ノ打物ノ衆ヲ五六百人ツ、調テ敵カ、ラハ馬ノ草摺大腹ツイテハ跳落セ跳落サセ云々

文正記云迄ニ于這邊那邊追手搦手婦女垣廊下中門大庭縁際ニ鍵長刀鎌熊手鎖突立々旗竿引側々々小旗笠覆閃并立ニ光源院殿御元服記云天文十五丙午年十二月十八日辛丑公方家御成也(中略)其跡御迎警固兩人高島佐々木一類越中刑部大輔孝俊弓百二十張太刀帶百人馬上主從三騎鎧二百本數以上千餘人

家中竹馬記云鍵をもたする事御出仕などの御供には無爲の時は見えず但持すまじき法もあるへからず應仁の頃より多分持なり一本たるへし是等皆馬上の跡なり

朝倉敏長十七箇條云名作の刀脇差等さのみ被レ好間敷候其故は縦令萬匹太刀刀を持たりとも百匹鍵百丁には勝れ間敷候然れば萬匹を以百匹の鍵を百丁求め百人に被レ持

は詮なき事に御座候第一短しては馬武者かつかれぬ物にて御座候敵味方相掛りに懸る時人より先にさへ進めは何程長くしてもつかゆる事は無御座候腕と手に逢ぬ者ともか鎧の合時は氣にせかれ心を取うしなひ先へ進む事もなく大勢にもつれ合て鍵にて敵を突といふ事も思ひ分すうは聲になりて敵味方と見わけす先きを見すして足元計を見てかゝめ打に盲打仕者共か鍵の柄の長きはつかへて悪敷なと、一向不吟味成ことを申候

豊記抄云持具足主人御供の時大太刀までは不苦鎧は遠路へは不苦候用心は別事候當時は近所へも御持せ候

按、也利はもと用の語にて古事記の矛由氣といへる由氣のことし由氣は令行由加世の由氣となる加世のつゝまり氣なれば也即こき出しかなたに衝遣ることなれば由氣といひ也利といひ語は異なるは意は全く同じおもふに此物古代の長鎧より出て手鉾に對へて遺鉾といひけんを略して遺りとのみいへるなるへし建武二年正月三井寺合戦の時士矢間より鍵長刀さし出せしといふこと太平記にせるせしか此物の見えたる初めにて是より前鎌倉殿の時さる物ありしこと更に所見なく伊呂波字類抄字鏡集にも載されは

候は、一方は可ニ相防事

奥羽永慶軍記云谷地寒河江落城條最上出羽守義光ハ大勢ヲ引具シ山形ヲ出馬スル總テ足輕鐵炮三百人弓三百人長柄三百人山形ノ家ニ傳ル月山打ノ鎗度々ノ軍ニ終ニ不覺ヲトラサル吉例ナレハトテ是ヲ持ス桐ノトウノ白旗ヲヒルカヘシ都合三千餘人谷地ノ城ニオヲシヨセ開ノコエヲツクル云

甲陽軍鑑云山本勘介工夫條其身の手柄を能聞候へはせりあひ合戦なんとに追頭のみかあを葉者を一人討ては是鍵さきに血を付五人も十人もつきたる様に損さしやもはめすしてはやりをたせ五日も十日もつかせあるき云々又云土屋總藏家中衆一の門につきてあけしやうをおろしたる處を土屋衆脇又市と申若者しやうをあけ廊下門おしこむ同土屋衆一宮左太夫と申剛の武士鍵一丁にてせんの城方鍵六本と廊下門にてつきあひ候

武林往昔日記云武田信玄の仰あるは堀越堀起の鍵は所によるへき事なれとも口口位常式の場所よりはそくはくにおとれりと云々

武具要説云原美濃守申分鍵と申は刀長刀にてなるまじきと思ふ場にて敵をしおほする爲の鎧なれば二間より短き

元弘建武の際にやはしまりけん庭訓往來異制庭訓等はそこの頃の書なれと兵器を書つらねたる所に也利といふことのなきは極めたる俗語なれば載さるなるへし其文字は鎧とも鍵とも書けと鎧は保古と訓し來れば也利に用ひんこといとまきはし鍵は作り字なれと今標目になため用ひぬるはかふへき文字の外になく世に用ひ來れることの久きか故なり尺素往來の遺刀の文字は一條禪閣の作意にてかゝれたるなれば普通には用ひ難し

○五錠鍵

見聞雜錄云景勝御床几の前には番鍵五十本喰違に並立御床几の右は御馬左は吉例の五錠鍵鑄付の鍵なり

○長鍵

天正本太平記云細川清氏討死條爰ニ備中國住人眞壁孫四郎是コソ相模殿ヨト見タリケレハ馳違様ニ長鎧ノ柄ヲ取延テ放チ撞ニ馬ノ草脇ヲツク

應仁記云一條政房御最後條一條太閤ノ御孫政房卿依レ爲ニ御本領ニ兵庫ニオハシケルカ常ノ御裝束ノ體ニテ直衣狩衣優美タル御姿ナレハ如何ナルアラ夷ナリトモカ、ルヤンコトナキ御有様ヲ見シリ奉ルヘキニ思ワカス敵トヤ思ケン以ニ長鎧御心モトヲ突通シタマツリケレトモ少御身ヲハ

タラカシクニセサセ給ハス南無西方極樂世界阿彌陀佛ト唱給テ其マ、朝ノ霜ト消サセ給ケリ

備前文明亂記云右衛門四郎此旨ヲ聞テ勇士ノナラヒ戰場ニ苟モ敵ニ後ヲ見スル様ヤアル一足モ引ヌ討死スヘシト劔ヲ楯ヨリ面ニス、ミ出テ二間渡ノ長槍ヲ取直シ備中國ノ住人庄右衛門四郎ト云者ナリ手ナミノ程ヲ見スヘシト大言ス ○按、古代は槍をホコと讀たれば此頃にはヤリと讀てホコには鉞字を用るにや

船田前記云六月十一日府生鍾愛子元頼奔ニ于舟田一閩軍展眉氣色一新光乘其勢就正法寺之門東一擊墮編細絶ニ加革之往來ニ無レ老無レ少狹ニ大劔ニ捉ニ長鎗ニ素習ニ於戰ニ將々自以比ニ孫吳ニ士々自以爲ニ司馬稷直ニ其勢如レ不ニ嚮進加渡悉化ニ四民爲レ賊旁手勢懸内外ニ鼓譟欲無地レ措足也」由良家傳記云 藤生紀伊百上條 何事も一偏に覺たるは士の長鎗にて手柄をいたし何合戦も何軍にも己か仕覺たる鎗より外はなきとはかり心得かた口に物申は萬端をしらす云々天正記云 これたうむほんの條 みかたはすはたにかたひら一重しんからにいさむといへ共長やり長太刀やうちものやいはをそろへ責入ことにて五十人かしこには百人残りすくなに打なされ御腹巻をめされ御例にこれある百人計くそくをさ信忠一番に切て出おもてにす、ひつはもの十七八人き

加兵衛ヲ始トシテ二三ノ者共ヲ討ケルニ群ニ抜テ相劔

キ其主人共ヲハ切伏下人杯ヲハ搦捕ケルカ今ハ我身ノ上也ト劔リ手鎗提白晝ニ松カ島ヲ立退シニ日來ノ威ニヤ恐ケン又アタラ者トヲ見ノカシケン手指者社ナカリケン賀越圖評記云 於桑庄大窪濱大迫物條 何様是ハ屋形ノ御出カト思所ニ小林新助也先ニ墓目ヲ荷ハセ其次ニ弓取太刀帶四五十人(中略)長刀手鎗ニ沙瀉ノ槍小舟ヲ南錄ニテ打テ付タルヲ二十挺モタセタリ

又云 同條 又其後前ノ侍共美々敷シテ手鎗長刀金銀ヲ鏝メタル者都合五百人粧ヒサヲニ謂ヘカラス

信長記云 六條合戰條 敵彌重ヲ懸リ來其中ニ母衣カタル武者一人手鎗提諸卒ヲ拔群ハナレテ進レタルニ云々

新撰信長記云是ハ眞柄十郎左衛門尉ト云兵ナリ志ノ者アラハ引組ンテ勝負ハセヌカト云聲ヲ聞テ是ハ徳川カ郎等向坂式部ト云者也參リ合ント云儘ニ手鎗ヲ提渡シ合セ暫ク戰フ云々

りふせ給ふ

○小鎗

大内問答云打刀并長具足可レ被レ進哉事長具足の事は何々を長具足と可レ申哉のよし先々より不審申義候長太刀野太刀小鎗のことか先年山名左衛門督殿へ土岐美濃守殿より酒半に長具足被レ進候出様の事祖父貞親に被レ相尋一時何共無ニ覺悟にて候由返事申候乍、去先座敷の傍に便よからん所に立置案内申され候て可レ然候歟と仕候たる法様は不レ存候又見及はぬ由申たる旨しるし置候以之可レ在ニ分別一候

常陸國密藏院文書云氏康當地江被取懸候付て急度御禮畏入存候仍去二日相被レ寄來一候間懸ニ野伏一候處氏康備前迄返引候刻氏康父子取ニ手鎗ニ被レ寄來一候間敷宿之内へ引入大戸張小戸張新曲輪自三戸張切之出新宿迄拂出に敵手負死人數多候條用害廻に不レ得ニ陣取ニ號ニ中戸ニ所五里計引除陣取候間翌日一行可レ令ニ興行一候由存候處夜中退散無念此事候何様御尋の御禮自ニ拙者ニ可レ奉レ啓候恐々謹言三日月七日佐竹殿御館中務入道晴助花押氏郷記云 越中國 勘太郎無ニ是非一討手ニ向ヒケルカ流石ニ一疾スル事モヤナラサリケン故モ不知顔ニモテナシ河合下り合せ給

柴田退治記云秀吉下知而雜兵除之選ニ出六具差固勇士數百人ニ手鎗打物計攻ニ入天守之内

天正記云 柴田自 秀吉下知して雜兵これをのそき六具さしかためたる侍數百人えらひ出手鎗うち物はかりにて天守の内へ責入る

續撰清正記云一番備も押出し敵陣と相向ひ谷一つ隔備を立互ひに守居たる處に善右衛門内伊藤次郎右衛門と云者段々の一本しなひをさし手鎗提拔懸に一人す、み出しを云々

義發後覺云壹岐守チツトモ噪カス鎧甲ノ緒ヲシメ手鎗ヲ提出給へハ小姓ニ少田權太馬淵八郎兵衛由良源内茨木傳之丞ヲ先トシテ以上七人壹岐守カ弓手ヲソ詰ニケル

初井日記云 水上宗貞合戰條 門野伊織村雲松右衛門ヲトリカ、リ門野カ手鎗ニテ突コム村雲引組テ門野ツイニ平野藤次郎ヲ打テ取テ候

按、鎗は前條にもいひしかごとく鉞の柄を長らかにしたる物なるか常に座右に置て不虞に備るには長からは不便なる多くは小鎗を用たるより今は六七尺の短柄なる物をすへて手鎗といふにや

○持 鑓

太閤記云 秀吉於敵國 成要書主條 兩人其旨披露有しかは事外御機嫌克藤吉郎物始よしとて御持鑓御持箭之鑓炮を被下殊に旗をも御赦しなされければ秀吉年來の望を達し本懐を遂にけり

大友興廢記云 蒲地屋敷 御跡附條 此討手を兵部丞に仰付られすなはち筑後國へ使者をさしつかはさる(中略)蒲地を侍請たり

蒲地持鑓もあとにさかりわつか一兩人にて來る云々 氏郷記云氏郷定テ政宗カ勢我ヲ踏付テ此表ヲヨソ通ラメ

争カ心安ク通り得サセン其用意セヨトテ待テ三百餘騎勝リ出シ持鑓一本充テ拔身ニシテ持セ送リニ出タル體ニテ

政宗ヲ討取ントソ被議ケル 勢州軍記云 國印生 書條 天正四年丙子十一月廿五日左京亮立

座執ニ御持鑓ニ刺ニ國司一具救元來達ニ輕捷之術ニ急避ニ其鎗ニ拔ニ大刀ニ欲斬之

安土日記云天正九年霜月廿四日犬山ニ登被申候ヲ安土ニ至テ初テ御禮御小袖御腰物御馬御鷹御持鑓此外色々取

揃被參セ下々御内衆迄ソソレニ被下也 武蔭叢話云赤尾は京極代々の老臣也赤尾美濃守は信長公

に亡され其子幼少なれば隠して多賀法印弟子にする(中

略)後赤尾伊豆守と名乗京極殿へ歸參す彼伊豆守大剛一の兵にて度々の手柄高名隠れなし關ヶ原御陣大津籠城の時伊豆守劔尤甚し持鑓に十三ヶ所迄切込有しと見たる人語りき

又云後の眞田陣は慶長五年九月六日なり眞田か兵山本清右衛門依田兵部唯二人城より出(中略)山本清右衛門四ヶ所まで鑓手負て其上持鑓も打折候へとも依田兵部を肩に引かけ城中へ引入

蜂須賀家文書云持鑓は爲軍役の外之間長柄を闇もたする儀無用也但長柄の外もたするに付ては主人の馬廻に可爲壹本一事

武林雜話云五美にては官兵衛姫路通ひ常の事なれとも此頃の相談違却に付老父内談に行たる事必定也其まゝ色を可立か左もあらは當家の大事不可過之子細を知らる

もの共愛彼所へ片付私語けり(中略)角有所へ官兵衛うちもの者少々持鑓壹本にていかにも取別してほとくにしたる體にて歸りけり是はおもひの外の事共哉と諸人不審におもひける處に云々

武具要説云横田備中守申分美濃守申處尤に候塚原卜傳か常には短き刀をさせとも覺悟したる事の有時は長き刀を

○數 鑓

續武家閑談云忠朝は出雲守是にあり返せ返せと呼るを聞豊前組の中川彌次右衛門雨森傳右衛門德永甚左衛門等七八人只今呼るは大將をあますなと切懸る雲州持鑓を呼ともなりければ數鑓持て有しを押取馬上より二人突伏る處に云々

指と承候ことく常の用心持鑓には九尺壹丈に仕ても可然候長きに飽は有之間敷候自然長き鑓の惡敷處にては短むるは自由にて候盜人殺害等仕留候には短き鑓も可然候長刀など持たる敵を九尺壹丈の鎗にて突事は相打に罷成申候三尺二三寸の刀にても相打なり候短き道具をしおほす事たるへく候

宮參次第云一の先へ騎馬登騎其跡に弓の者十人も廿人も立へし次に引馬次に持鑓何本も次に長柄のから笠次に狹物ふたつ次に弓壹張次に扇乗物扱若子を御乳の人抱て乗物に乗るへし

按、おのか料を持鑓といひその儲を替鑓といひ足輕の料にあまた持するを數鑓といふなり

○替 鑓 見聞雜錄云安西平左衛門は信玄の御代より御家一番の長柄大將鑓の名人勝頼へも最初は指南し奉し程也今日は鑓

を飽まで高名して名を可殘と哉思けん青貝の御鑓甘本鶴瀬を御立候節は可荷山人もなし漸家來一人残りしを相手にして主従貳人にて田野まで持來りしか竹王殿の御先と被仰たり右の長柄の内二本をは御替鑓に勝頼御手前へ差上

武家名目抄稿第二百九十册

塙檢校保己一編

刀劔部二十三

○鎧身

北條五代記云人名題に其時節關東諸國みたれ弓矢有た
たかひ日夜やんことなしいかやうなる百姓町人も竹竿の
さきに鎧のみを入竹鎧一本もたぬはなし

○袋穂

○袋穂

由良家傳記云大永元年十月廿日兩上杉殿大陣をめされ上
野國那波刑部大輔先手の大將として七百計の人数にて新
田取懸りし砌(中略)矢内手大澤手兩林手乗出し申候所に
つき鎧に罷成申候其頃新田の御家來中に鎌鎧はやり候て
大形遣申候那波衆は三間わたしのほみしかなる鎧にて手
先をそろへたき立申候

武具要説云原美濃守申分鎧と申は刀長刀にてなるましき
と思ふ場にて敵をしほする爲の鎧なれば二間より短きは
登なき事に御座候(中略)鎧の穂も願はくは長きか能候其
守にて乗ころはさんとありし時件の敵さすかの謙信衆
なる故鎧をなをして今井伊勢守をつき落さんとする

義光物語云去程に其頃出羽國谷地と申所に城所十郎と申
て大名有けるか義光公を退治せんため信長公へ弟鷹一居
御馬一匹奉捧(中略)此儀義光公聞召志村九兵衛後號伊
豆守とを爲使者最上の系圖ならひに白の鷹一居御馬
一匹月山打長身の鎧十挺持たせ進上有ける

義隆後覺云備中國ノ住人ニ檜崎十兵衛信定ト云人アリ今
度ノ御供ヲ按スルニ殿下出陣ナレハ九國五畿内東海道不
殘御供仕レハ誠ニ晴ケ間敷何ソ人目ニ餘ル程ノコトヲ
シテ御供セハヤト思ヒ(中略)我ニ不劣郎從ヲ二百人長
身ノ鎧ヲ一手ニカツカセ前後ニ押立云々

松平記云永祿三年五月十九日晝時分大雨しきりに降り今
朝の御合戦御勝にて目出度と鳴海桶はさまにて晝辨當參
候處へ其邊の寺社方より酒肴進上仕り御馬廻の面々御盃
被下候時分信長急に責來り(中略)上の山よりも百餘人
飛突て下り服部小平太と云者長身の鎧にて義元をつき申
處に義元刀をぬき青貝柄の鎧を切おり小平太かひさの口
を割付たまふ

武具要説云町屋なんとにて取込者切て出したるにて柄の

故は鎧の上を鎧にてつくに柄まで通ことは稀にて御座候
四寸五寸の穂にて突ては足下に死る物にて無御座候然
とも長きは重く御座候ゆる人々あつかひ成かね候間穂は
短くても其分たるべく候

雜兵物語云鎧を突もんと計思ひ被成な各心をひとつ
にして穂先のそろひ申様に拍子を合せて上鎧に成様にた
たきめされい必つくへいと思ひ被成なそれは壹人貳人
の出合のときは不苦鎧數の多く揃へふ時は拍子をそろ
へて打より外はないぞ

按、普通の鎧の身は込ありて柄にさし入れ別に逆輪あ
りて堅むるを穂の根を逆輪のことくにして柄を合する
を袋穂といふ目釘二所にありて上下うちちかふなり

○長身鎧

勝軍地藏軍記云將平地藏
山合戦條近江衆ノ若黨ツ、ク敵ノ無ヲ見
テ長ミノ鎧ヲトリノへ馬ノ足ヲナイタリケレハ云々
北條五代記云多賀藏人か舍弟兵衛助た、一騎とつて返し
長身の鎧をつ取て口兵をふるひおほく味方をほろほす所
に云々

甲陽軍鑑云今井伊勢守殿戸石合戦の時越後衆の、き口に
長身の鎧をもつて馬はなれたる敵一人のく所へ今井伊勢
ふとふみしかき長身の鎧可然候さやうの場にて手柄を
仕た者は長き鎧をさらひ申候

○大身鎧

清正記云三宅角左衛門守人の身となり飯田覺兵衛を頼み
宇土へも在陣したりしか鹽田へ元宅はり出妻子等堅田に
取入ける所へ大身の鎧をもち元宅は口のはつれ左のほう
耳のはつれまてつきはつしけるを云々

東遷基業云大津城
條赤尾伊豆は猩々緋の羽織を著し大身の
鎧を以て敵兵數人突倒して二の丸へ引取云々

○穂長鎧

武蔭叢話云本能寺にて信長公を明智光秀討奉る時屏重門
より御座の間の大庭へ亂れ入たるは明智内箕浦大藏丞古
川九兵衛天野源右衛門三人也天野源右衛門穂長の鎧にて
隙子越に突たれば信長公の右の脇へ當り深手なれば叶は
ず御寢殿にて御自害なり

○素鎧

別所長治記云大村合
戦條大軍大膳ヲ目ニ掛中ニ取籠討ントス
大膳元來大力武勇ノ仁也以長刀一切廻リケレハアタリヲ
拂テ働ヌレハ敢テ無近付者一カ、ル處ニヌヤリヲ持タル
敵一人大膳ニ突カ、ル以長刀一鎧ヲタ、キ落シ逃ルヲ追

掛カラ竹ワリニワリ付ル

按、素鏝の稱は鎌鏝鏝鏝といふ物あるよりそれに對へて呼る名なり

○鏝鏝

由良家傳記云其頃新田の御家中に鏝鏝はやり候て大形遣申候那波衆は三問わたりのほみしかなる鏝にて手先をそろへたき立申候

永祿記云御同朋福阿彌は鏝鏝にて相戦則此鏝にかゝれるもの數十人云々

關東兵亂記云權現山合戦條寄手ノ先陣武州稻毛ノ住人田島ト云モノカマヤリニテ木戸ノ繩ヲ切ホトク是ヲ見テ城中ヨリ大石ヲ十計ナケ出ス

信長記云姉川合戦條眞柄カ嫡子十郎モ返合テ戦ケルカ青木所右衛門是ヲ見テ十郎ニ渡シ合鏝鏝ヲ以テカケタルニ運コソ盡テ有ケメ妻手ノ肘ヲ掛落サレ今ハカウトヤ思ヒケン西ニ向テ尋常ニ首ヲ請タルニ吾ハ青木ノ某相手ニ於テ不足ナシト云モ果ス首ヲ打落

別所長治記云平山合戦條三木勢色メキ立テ右往左往ニ敗軍ス東國勢無ニ透間ニ追掛々進行大將小八郎ハ味方ヲ心安クヒカン爲ニ取テ返々ケレハ僅四十五騎ニナリ関々ト引取處

スキケル其跡後ニ此所ニ殘リテ永原石トテ心アル人ハ拜シケリ

北條五代記云關東かま鏝條それ鏝鏝はむかしより用る此鏝にも失あれとも四寸のまかり身の楯となる深き得をかしこき人たくみ出せり

甲陽軍鑑云其日四郎勝頼云御年廿四歳若氣故自身鏝鏝をとつて陸奥守防給ふ二階門の下まで追つ返しつ三度せりあひあるに三度ながら四郎殿鏝をあはせ給ふ其相手は三度ながら諸岡山城と云陸奥守内大剛の者也

甲陽軍鑑末書云勝頼公長坂長閑繩無理介諏訪越中初鹿傳右衛門五人ワキ城戸ノアケ鎖子ヲ無理介ニアケラレヨト初鹿申セハ矢鐵炮シケクシテアケラル、所ニテナシト埃摺也初鹿其マ、立アカリ鎖子ヲ押上ル諏訪ツ、イテ我持タル鏝鏝ヲ以テツキアケテ歸初鹿諏訪二人ニテ無理介カ繩ノ羽織ヲハキ取勝頼公御扱ニテ則返ス也

荒山合戦記云能登國能山合戦條三宅備後守ハ長刀ノ名人ニテ大勢ニ渡リ合込手開手裁ツ掛ツ突ツ斬ツ蟻輪返水車八方不レ透斬タレハ目下ニ大勢討レ進兼タレ處ニ堀田新右衛門尉鏝鏝ニテ渡合鏝ニテ掛レハ放テ入々ハ退去テ突ントス掛ツ放ツ込ツ々々戦ヒケレハ敵モ味方モ見物シテ助ケル者

ニ秀吉ノ勢三百騎計ニテ追掛大將トミエシ返セ返セト名ノリ々々慕ヒ來ル小八郎十文字ノ鏝提ケ掛入給フ處ヲ本郷采女ト云小姓鏝ノ袖ニ取付暫クヒカヘテ猛虎ハ不レ願

机上ノ肉ト云へハ小八郎聞モアヘス殺人刀活人劔ト云捨無ニ是非掛イリ給フ樋口太郎掛寄クマント近付處ヲ樋口カ郎等中ニ隔リ小八郎ニ打テ掛ルヲ鏝鏝ヲ以掛倒ス鏝ノ横手敵ノワタカミニ掛リニ矢聲ヲ掛引給フヲ樋口無ニ透間ニ掛寄ムスト組テ上ヲヘト返シケルカ遂ニ小八郎下ニ成ケルヲ頸搔テ指上ケル

大岡記云石動山合戦條三宅は數度の戦につかれ堀田は新手故にや堀田か鏝鏝に懸たふされ討れしを火宮坊是を見はや成ましきとや思ひけん石動さして逃上れば般若院は彼兄弟に憑れ爰を遣いつまで耻をさらすへきやといなつて込入十文字の手鏝を以七八人かけ倒し是も討れにけり

西國御發向記云三台月卿雲客至ニ白川ニ送出此外無不附ニ驥尾者於於是乎殿下作ニ俳僧發句ニ各被レ之イナクヒヲカリトル秋ノ最中カナカマヤリモチテ敵ヲミカツキ紹巴次レ之

勝軍地藏軍記云將平地藏山合戦條安藝守鏝ヤリヲ以テ七八人ツキ伏セケルニ敵石ノカケニ隠レケルヲツキ伏石ノ肩ヲ突キ

コソ勿リケレ

見聞雜錄云過言なれとも勝頼は父信玄の讓を受四方に大敵強敵を受しか共今日迄は他の加勢を請事なし時到來の滅亡は天の命する處にして人として死も一人の命のしかたし生れ出しも只一人死も一人命の有たけ腕の利たけ働へしと日頃御好の鏝鏝取てくるくときさを解より早く敵へ向て大音あけ云々

東遷基業云眞柄か嫡子十郎は父の討れし所にて一所にと思ひ來りし時青木加賀守一人懸ふさかりしを太刀振上るよりはやく首を打落せは所右衛門鏝鏝を打かくる十郎馬手の肘を打落されければ青木やかて首をとる

武具要説云敵の少も高所に罷在候を鏝鏝にて手本へ引おとして人を討たる者と鏝鏝を專に仕候何をも不レ存して勝負仕つけぬ男か人の鏝鏝をすくをせんさくなしにまねて持せ候て自然科人の敵などに罷在をつき損ては必道具のとかに存鏝鏝はあしき物と誹候

按、十文字のここと穂に横手あるを鏝鏝といふ或は又十文字とも十文字鏝ともいふなり

○大身鏝鏝

梶井日記云丹波勢合戦條長谷川カ後檢ニ長谷川長兵衛ト云フ大

剛ノ者ソレ取サントテ中ニ塞ル江見ハ長刀ナリ長谷川ハ大身鎌鍔ナリ真黒ニナリテ採合處云々

○十文字鎌

總見院殿追善記云將軍夜討の由を開召今更驚へきにあらずとて弓乙とり廣縁さして出給ひむかふ兵五六人射伏後ハ十文字鎌にて敵數輩懸倒門外まで追散し數ヶ所御疵を被り御座をさして入給ふ

惟任征伐記云將軍被_レ聞_レ召夜討之由以_レ怨報_レ恩之謂非_レ無_レ様有_レ生者必滅是亦定道也今更何可_レ驚乎乙取弓_一差_二廣縁_一打出向兵五六人射伏後持_二十文字鎌_一懸_二倒數輩之_一敵_一追_二子門外_一追散

○十文字鍔

由良家傳記云中條出羽守其日の出立には獅子頭の甲を著虎_一皮のひつ敷懸て十文字の鍔を持再拜を手にかけて下知いたし人数を招き候へは云々

室町殿物語云_{好歌}去ほとに高橋はわか打太刀に山内新六小者二人已上三人召つれ道具には十文字筋かねわたしたる八尺の棒なともたせたり

又云こゝに高橋作右衛門光範と云人あり器量骨柄いかめしく力ありて一心の至剛なる事凡世にたくひなし兵法は

東遷基業云_{大橋}山田大炊は十文字の石突を片手に取て盔の上にて振廻し參々々と名乗かけて一番に槍を合て敵二人手の下に突倒す是を山田大炊か尾花川口の槍と後迄も人口に稱しけり

武蔭叢話云大坂御陣五月六日河内國若江合戦の時播磨頭先手川手主水早討死故庵原助右衛門指揮を取大坂勢を切崩し大將木村長門守重成白母衣に金の戻竹白熊の出標にて踏止り庵原助右衛門十文字鍔を持長門と鍔組巾貳間計の足入を隔て戦ふ助右衛門十文字鍔の横手を長門か母衣へ突込前へ引倒さんとする長門は直鍔にて助右衛門か立たる岸へ鍔を突張り引倒さんとするを助右衛門強く引臥るに付長門はうつふしに沼へ落を助右衛門か郎等共沼へ飛下り長門か首を取云々

○十文字手鍔

荒山合戦記云_{能登國院}骨斬テ名ヲ近國ニ知レタル大惡僧ノ剛者ナルソ首取テ高名セヨト嘗掛二間餘十文字槍ノ柄ノ握太ナルヲ押取延突ツ掛ッ扣付タルニ鎗ヲ合スル人モナシ

別所長治記云_{平山台}三木勢色メキ立テ右往左往ニ敗軍ス東國勢無_{透間}追掛々進行大將小八郎ハ味方ヲ心安クヒ

我朝にあるほとの家々の奥儀をつたへ取手は竹内の極意をかうせり大のをとこといへともおほきなる雨こしを帯しなから八尺のついちをあなたこなたへ自由に飛こゆる水の底にはさたまつて半日はこたへけり

荒山合戦記云敵方ノ軍兵ニ云ハ般若院トテ骨斬テ名ヲ近國ニ知レタル大惡僧ノ剛者ナルソ首取テ高名セヨト嘗掛二間餘十文字鎗ノ柄ノ握太ナルヲ押取延突ツ掛ッ扣付タルニ鎗ヲ合スル人モナシ

清正記云備中國冠の城せめの刻(中略)三人よせ合かしこにせめ入り敵廿人計一度につめて出虎之助十文字の鍔をおつとりたかひにつきあひけるか武士一人つきふせ首をとる

甲陽軍鑑云左に土屋殿弓をもつて射給ふに敵多勢故か無の矢一つもなし中に勝頼公白き御手のこひにて體卷をなされ前後御太刀うち也御右は信勝公十文字の鍔をすて御太刀打也

秀頼記云大坂勢の中より伴段右衛門といふ者真前に進み紀州勢八木新左衛門に向て面もふらす切てかゝる新左衛門は十文字の鍔中段に構へて段右衛門を突伏す

カセン爲ニ取テ返シケレハ僅十四五騎ニナリ關々ト引取處ニ秀吉ノ勢三百騎計ニテ追掛大將トミエシ返セ返セト名ノリ々々慕ヒ來ル小八郎十文字ノ鍔提掛入給フ

太閤記云_{石動山}般若院は彼兄弟に憑れ爰を遁いつまで耻をさらすへきやといなつて込入十文字の手鍔を以七八人かけ倒し是も討れにけり

義光物語云五兵衛は兼て討死を思ひ定し事なれば少しも臆したる氣色なく鎧の上に鍔帷子を著し十文字の手鍔提込入敵の真中へ面もふらすかけ入

東遷基業云直江は杉原常陸と談合して畑屋の城を攻破るへきに相定め色部修理を先手となし九月十四日拂曉にひたくと攻近付(中略)城主五兵衛これを見て鎧の上に鍔帷子を著し十文字の手鍔おつ取て城外へ突て出る

○片鎌鍔

大友與廢記云_{肥後國一}彈正弓をすて鍔を取清正にむかつて勝負をあらそふたかひに鍔突からみたかへは清正十文字の鍔の一方をかけおり片鎌になす

續撰清正記云清正庄林森本は敗軍の者ともりかへさむと敵の中へわりこみ鍔を入あひ戦ふ此とき清正の十文字かたかま折てかた鎌になる

又云清正は牀机に腰をかけ御座て士卒に下知をし給ふか
彈正を屹と匪眈て推參なる事申といひながら例の片鎌の
鎌を追取て立上り給ひ手の下に彈正を突伏給ふを見てつ
ついで進みきたる敵を二人突たふし其儘討捨にし給ふな
り

又云なこや普請いたし候時清正は萬松寺と云曹洞下の禪
寺を借て居給ひけるにある時宮より大きな角石を五六
千の人数にて引給に其大石を毛翹にてつつみ青き大綱に
てからけ石の上に片鎌の鎌を立て亦何も齡二八計なる小
小性の容貌美麗にして繪に書とも筆にもおよひかたき程
なるか綾羅錦繡の粧を身に傍桃顔の媚を合て石上に並居
たり

水野勝成記云肥後守自身の鎌比類無劔片鎌は其時の事に
て御座候

○木鎌

牛窪記云此事須山兄弟聞テヲカシキヤツハラカナ物ノ數
ニハアラネト村里ノナヤミモアルヘケレハ謀ヲ出シ一ナ
フリナフヲハヤト藁ノ人形ヲ數百コシテ木ヤリ竹長刀
サスマクナント持セテ斃カケニ立並

○鎌柄

ハ覺ノ士ナラテハ持セサリシ故皆々上杉古參ノ兵トモ是
ヲ魯メシナリ

東遷基業云合渡合石田か隊長長杉江勘兵衛はしたゝかなる
者なりしか九尺計ある朱柄の鎌を以て突はらひ退ける云
云

武隱叢話云昔より皆朱の鎌瓊の鎌は武功重りたる武士
ならては免さず駿府に家康公御隠居成され候御城普請
を諸大夫江被_二仰付_一候御横目衆に仰渡さるは向後皆朱瓊
瓊の鎌禁制若持せ候輩は改申へき旨被_二仰付_一候四五日過
て細川越中守忠興町場の近所にて皆朱の鎌爲_レ持たる者
普請に掛候役人と見え萬蒲皮の立付にて三十人斗供召連
通る御横目衆是を各名を問候處に細川越中守内澤村大學
と名乗て打過る其晩御夜誦の砌言上仕候家康公聞し召れ
云云かやうの剛の者持へき爲に外の者皆朱瓊の鎌禁制
する事也と仰出さる澤村承り忝事身に餘り越中守も大慶
致されたりと聞

○赤鎌

室町殿物語云光籠手柄なる
掛しの條かくて此褒美として赤鎌吳服
銀子并に三人の者ともか金銀にてつくりける兩腰までた
まはりけり

太平記云住吉合
戰條法師武者ノ長七尺餘モ有ラント覺タルカ
阿間了願ト名乗テ唐綾威ノ鎧ニ小太刀帶テ柄ノ長一丈許
ニ見エタル鎌ヲ馬ノ平頭ニ引副テ少シモ不_レ疑議_レ懸出タ
リ

甲陽軍鑑云城伊庵箕輪の城追手にをひて日の内に兩度の
鎌を合せ二度の鎌に一入つよきと云は鎌の柄のたをみた
るを我ひさにあて押なをし出る敵をまちて鎌を合する

松原自休手録云信貴野爲_二回候_一安藤次右衛門矢代越中伊
藤右馬允平野ヲ出拂曉番兵稠ク打_二鐵炮_一三人欲_レ破_レ柵城
兵防之安藤突敵切_二折鎌柄_一突_二安藤_一安藤負手云々被突

○瓊瓊鎌

○皆朱鎌

賀越關評記云於遠庄大蓮
濱大迫物條時ノ奉行同名玄蕃助景連ハ河尻
ノ道場ニ居セラルル次ノ日屋形ニ出仕アル先弓取三十人次
ニ太刀帶三十人(中略)其次ニ銀ノカナカイ瓊瓊ノ鎌三十
挺白柄ノ長刀ヲ持セ都合五百人計早且ニ屋形ヘン參ラレ
ケル

會津陣物語云前田慶次郎ハ加賀大納言利家ノ從弟也無_レ
隱兵ナレトモ不_レ斷_レ行跡ヲトケ者故加州ヲ立除浪人タリ
(中略)直江山城守組ニナリシニ其頃ハ飛脚ノ鎌皆朱ノ鎌

○青貝柄

越後軍記云謙信馬上ナレハ見付給ヒ一文字ニ乗寄セ三刀
伐信玄ハ牀机ヨリ立テ軍配團扇ニテ受ナカシケル處ヘ大
剛ノ兵二十騎ハカリ驅フサカリ敵味方ノ知レサル様ニ信
玄ヲ引包ミ近付者ヲ切拂フ其中ニ原大隅ト云フ信玄ノ中
間頭青貝ノ柄ノ持鎌ヲ以テ信玄ニ切付タル月毛ノ馬ニ乘
蒞黃ノ段子ノ胸肩衣著タル武者ヲ突ハツシケレハ具足ノ
ワタカミカケテ打付ケリ

甲陽軍鑑云蒞黃の胸肩衣きたる武者白手巾にてつふりを
つゝみ月毛の馬に乗三尺計の刀を抜持て信玄公の牀机の
上に御座候所へ一文字に乘寄きつきはつしに三刀伐奉
る原大隅と申御中間頭青貝の柄の御鎌を持月毛の馬に乗
たる蒞黃の段子の胸肩衣武者をつけばつきはつしたるに
より具足のわたかみをかけうちつれば馬のさんつをたた
き馬さうたつてはしり出候後に聞は其武者は輝虎なりと
申候

見聞雜錄云武藤喜之助は信玄公へ申上御道具乘廿人御添
可_レ被_レ下候とて青貝の御持鎌廿本爲_レ持跡部大炊頭陣へ
引けるは早九ツ前也

○龜甲鎌

甲陽軍鑑云高阪彈正謙信の御前をよく申付八千にてこま
んはさて御迎に出る三年前信玄公御他界の節々様あるへ
きと高阪彈正存候て信玄公青貝の御持鍵に小熊のたれの
鍵しるし甘本の龜の甲の御鍵二本合廿二本鍵持のはおり
さて段子にして内々支度仕り云々

又云勝頼公御馬を出され諏訪明神へ御社參あるに龜の甲
の御鍵おれ候其後高遠へ御著有に堅固なる橋おれて御小
人衆一兩人死す

○金柄

豊臣太閤御事書云長柄鍵は柄を金に可仕候

藤葉榮衰記云角テ盛隆公安積高倉ニ被レ向ニ御馬(中畧)
御長柄千丁金ノ柄大鳥毛

○鬘斗付鍵

豊臣太閤御事書云のしつけの長刀卅えた鬘斗付の鍵廿本
此外は無用候事

板坂卜齋慶長記云慶長元年春秀頼公三歳上洛日本大小名
裝束にて馬に乗伏見より京まで十間に一騎口とり二人侍

一人小者一人宛なり(中畧)秀頼公御先へ二行に乗り其跡
に長持三百とんす唐織のおほひ次に左の方柄までのしつ
けの長刀五十右の方のしつけの鍵五十鐵炮五十いづれも

レテ鍵ヲ取リ可ニ突合ニ様ナキ故引退ントスル處ヲ喜内是
ヲ討ントスル處ニ有馬彦一郎大力ノ者ナリケレハ二間波
ノ樫ノ柄ノ鍵ニテ後ヨリ前へ風ト突通サレテ倒レケル

○鍵鍵

北條五代記云關東が當世はかき鍵とてくろかねを長くの
へかきをして鍵の柄に十文字に入其先に小しるしを付柄
にて人をつくへき威風をなし給ふ

東遷基業云安藤治右衛門正次は續て押付て柵の際まで鍵
を合せて所に黒具足著たる武者一人大將かと思えけるか
敵の只二人也取込て討と下知して踏留りける(中略)治右
衛門事ともせず急柵を乗破りけるを見て敵三人は引とり
て一人は鑰鍵を柵に突かけて引とりかねたるを伊藤政世
か家來安西長右衛門馳來り其鑰鍵を奪ひとる

○管鍵

東遷基業云城兵出て秀元の先陣をなやますに依て垣田横
山鐵炮を打せて引にして踏掛村上引退く城主信州は持口
を乗廻し城外に出て敵を防かしむ(中略)分部左京亮は管
鍵に長する人なりしか手の者ともに力戦して敵兵數多突
倒す

○鎖鍵

あかき狸々皮羽織大小金ののしつけ云々

○鐵延付柄

大友興廢記云矢部刑部丞
御勘銀鑓條隆信の子息下總守宗種ときこえ
しは江上といふところを傾知せしゆる江上家種とこれを
いふすくれたる大力にてかたなは四尺八寸わきさしは二
尺六寸なりまた鍵の柄は鐵ののへつけなり棒にはかしの
木を八角にけつりて鐵をもつてすちかねをふせ常にこれ
をもつ力量更に知かたし

○笛卷鍵

續武家閑談内藤家傳云森豐前守か從軍二十人素磨に玉禪
をかけ笛卷の鍵を一樣に握て忠興無二無三に突てかゝる
忠興馬を平場に乘おろし敵一人矢場に突伏押直て首を捕
云々

○樫柄

豊臣太閤御事書云長柄鍵はるを金に可仕候毛のなけさ
やは無用に候大坂に樫柄の枯候て置候可有之候間用所
候は、可召寄候事

藤葉榮衰記云田村衆方々ヨリ馳集リ合戦ニ及ントスル中
ヨリ先陣ニ進ミ向フ岩田喜内ニ突テ掛ル岩田勝レタル強
者成ケレハ散々ニ突合セ岩田カ鍵ニテ敵弓手ノ腕ヲ突放

見聞雜錄云景勝御床几の前には番鍵五十本喰遠に並立御
床几の右は御馬左は吉例之五錠鍵御付之

○打柄

甲陽軍鑑云申酉兩年の御備書付御分國中へ廻なされ候跡
部大炊助原隼人助奉レ之長柄持鍵共可爲ニ柄打柄之事付
此頃長柄之實一段疎之間自今以後別而結構支度之事
按、竹をけつり合せて膠にて堅めたるを打柄といふ
打とは弓を打といふとおなし心也

○四方竹柄

三好家成立記云此度宗三カ謀ニテ敵ヲ追靡ケ二度從ニ阿
波ニ天下ヲ治執事職ニハ篠原彈正同肥前守三好下野守入
道釣閑三好日向守同民部少輔五人也其頃時行物坏ト云テ
持槍ノ柄ヲ四方竹ニシケレハ京童落書ニ阿波武者ハ代々
ヲ掛テヤ突ヌラン皆鍵ノ柄ヲ竹ニテソスル

阿州將裔記云之長初ハ號三好主膳正細川氏に仕へて後
に號筑前守(中略)三好小勢なりといへとも各こゝろを
ひとつにして鍵の柄を四方竹にしらへて之長か下知に
まかせ一同にかゝりければ北國勢敗北しける

按、四方竹とは前の打柄のぬりこめすして竹をあらは
したるをいふ弓にも四方竹あるなり

○竹柄

甲陽軍鑑云大將晴信公十八歳にて若くまします敵は多勢なり四度目の合戦には各草臥あやうかりつるなれとも原加賀守といふ侍大將甲府の御留守に有つるか西郡東郡の地下人或は甲府町人二十歳をきりて五十四五歳までの者共に古具足をあつめさせ紙の旗をさへせふるさやりましたは竹の柄に長柄のみをさしこみ目釘をうつて都合五千許にてささめきわたつてにら崎の合戦場へをし來るを見て云々

會津陣物語云本庄出羽守二千餘右ノ旁ヨリ眞黒ニ成テソ懸リケル上杉家風ニテ長柄ハ竹柄ナリ何モ錫杖持ニシテマコエヲ出シテ推來ル

按、甲陽軍鑑に竹柄といふは丸竹を柄にしたるにや會津陣物語に見えたる打柄をいひしも知るへからず

○長柄鍔

甲陽軍鑑云さて又歩者百人すくつて百人に長えの鍔を百本もたせ我等馬の廻りにつれ云々

豊臣太閤御事書云長柄鍔は柄を金に可仕候毛のなげさやは無用候

愚耳舊傳記云大光寺極月廿五日の事なるに爲信鑑ニ御家

せんと存するは武士に珍しからぬ事也然は一切の諸勝負は定まることなし其定まらぬと云は遠からんも近からんも不存たとへは男と男か出あひて膝組にて堪忍の難成時はちいさき脇差それより遠くは二尺六七寸の刀それより遠くは三尺一二寸の刀猶遠くは長刀それより遠きは持鍔それより遠きは長柄の持鍔猶遠きは弓鐵炮と昔より武器にさたまりて御座候

○番長柄鍔

武林雜話云境近き所にて小軍の有し時官兵衛自身かせかれける時善助すはたにて番鍔の鍔を取て一はん突きかゝり無二比類ニ手柄諸人に目をおとろかせり

按、凡諸色に番なにといふは人に貸充んか爲にあまた設け置ものにいふなり

○長柄

大友興廢記云小笠原宗忠大神見助白杵主税介渡唐の時云兩三人よろこひて唐の軍は半弓を第一とすその心得はかりなりと云て唐人具足を二兩かさねはつれを堅して日本より持渡たる鍔のみを長柄にし唐のくんひやうに後陣をさせ城中にそれかし等三人かゝるへし

藤葉榮衰記云角テ盛隆公安積高倉へ被向御馬(中略)

老の面々をめし出し給ひつゝいかにかた／＼大光寺の溜本播磨を討取へきはかり事つら／＼思案をめぐらすにた來正月の元日にしくことはあるへからず(中略)雪ふかく候へはかんしきの支度よかるへし尤器量にはよるへき事なれとも鍔はいつれも二間柄より以上をもたすへし敵かたおもひよらざる事なれば雪の支度あるまじしかるをみかたかんしきにて深雪の内にて進退不如意の溜本か兵を長柄の鍔にて突ふせ打ふせするならばとりに酔たる魚共を手取にするにひとしかるへし

慶長見聞記云持鍔は爲軍役ノ外二間長柄ヲ指置持タスル事令ニ停止但長柄ノ外ヲ爲持者主人馬廻ニ一本可持

當代記云慶長十一年三月當時肥後國主加藤主計頭息女九關東へ下向正月七日九州ヲ出三月九日ニ岐阜ニ著與云云相伴物頭三人刀長柄ノ鍔五十本餘鐵炮七十挺餘有之按、鍔の柄の普通なるより延たるを長柄鍔といひしを近世は三間柄に限りていふにや又略して長柄とのみもいふなり

○長柄持鍔

武器要説云飯富申さくさる程に侍の諸道具の義勝負を決

御長柄千丁金ノ柄大鳥毛

増補家忠日記云天正十八年二月二日松平主殿助家忠兵ヲ卒シテ三州深澤ノ城ヲ發シテ駿府ニ趣ク此月大神君相州御進發ノ軍令ヲ下シ玉フ(中略)持鍔ハ軍役ノ外タル間長柄ヲ差置持スル事堅停止但長柄ノ外令持者主人馬廻ニ可爲一丁一事

平塞録云眞源公御旗本陣押ノ次第一番黒鍔ニ番大旗三番鐵炮四番玉藥五番弓六番矢箱七番長柄八番十文字槍

○二間渡長鍔

備前文明記云右衛門四郎此旨ヲ聞テ勇士ノナラヒ戰場ニ苟モ敵ニ後ヲ見スル様ヤアル一足モ引ス討死スヘシト句テ楯ヨリ面々ス、ミ出テ二間渡ノ長槍ヲ取直シ備中國ノ住人庄右衛門四郎ト云者ナリ手ナミノ程ヲ見スヘシト大言ス

藤葉榮衰記云有馬彦一郎大力ノ者也ケレハ二間渡ノ楯ノ柄ノ鍔ニテ後ヨリ前へ風ト突通サレテ倒レケル

○二間柄

東遷基業云石垣原吉弘嘉兵衛は如水の先手を切崩し勢たる士卒を一處に集め暫く休息して居たり(中略)吉弘か先手は崩れけれども嘉兵衛は今最期と思ひ切前後左右を

不願打向て一人も洩さしと待かけたり本より大力量の者にて二間半の鎧をとりてへてきそひかゝる敵を打拂ひ打倒す云々

○三間渡長柄

由良家傳記云其頃新田の御家中に鎌鎧はやり候て大形つかひ申候那波衆は三間わたしのはこみしかなる鎧にて手先をそろへたゞき立申候

○三間柄

荒山合戦記云龍州石動山取高畑カ先手梅尾善次郎今日ノ先登ト名乗テ一番ニ進ンタリ遊佐孫太郎カ若黨白井隼人ト名乗テ突出テ戦ヒケルカ不叶トヤ思ヒケン大行院ノ門ノ内ヘ引入タリ寄手是ヲ見テ初白井隼人ト名乗ツルハ何國ヘ逃行ケルン逢ン返テ勝負セヨト賞處ニ早田主膳ト云者

三間柄ノ鎧ヲ取テ梅尾ニ突テ掛火出ル程ソ戦ヒケル松原自休手録云蜂屋半允邊源藏難レ叶思テ浮足ニ成テ細細手ヲ退處ヲ水野藤十郎懸付テ蜂ヤニ詞ヲ懸レハ屹ト返リミ打笑吾合手ニハ成マシト三間柄ヲ取直シ懸合スレハ藤十郎開キケレハ(中略)見之松平金助斬付蜂ヤ返セト呼ケレハ安キ事也ト取テ返シ主君ナレハコソ北タレ傍輩ニ對シテナトカ可レ感トテ互ニ突合フ五六度カケ合ケル

又云平手流山城守彼町末ノ民屋ニ忍居テ上總介殿參著シ玉フ様體ヲ見ルニ其日ノ出立變ノユヒ様サケ物胴衣ノ體恒ヨリハ遙ニ越テ異體也御供ノ人々健ナル者千五百人御先ニハシラカシ三間半柄ノ朱鎧五百本弓鐵炮五百挺被レ持

○目貫

備前文明記云三吉左京亮ハ大村彌五郎ト渡シ合セ散々ニ戦ヒ三吉カ持所ノ鎧目貫穴ノ本ヨリ切折ラレ冑ノ鉢ヲシタ、カニ太刀切ラレ云々

○蛭卷

大塔軍記云小笠原爲秀撰ニ定吉日良辰打ニ入善光寺ニ長秀其日出立路次行粧魏々蕩々綺羅耀々天形勢拂々當(中略)夜以ニ金銀ニ爲ニ蛭卷ニ朱柄鎧百人云々

○骨引

武蔭叢話云黒の馬の六寸計成に乗たる武者唯一騎出て館の城の方へ赴く是を見れば北條丹後守也萩田追付て二鎧突丹後守事ともせず乗ぬけ館の城へ歸り門外の馬場にて二三へん乗て城へ入る萩田は慥に丹後守を突たりといふ其鎧を見れば骨引血付たり

○石突

カカ勝リテ長柄ナレハ金助拔レ鎧後口へ退ル處ヲ踏込投突ニシテ走り懸リ首ヲカ、ントスル處へ家康又懸付給ヒ蜂ヤメト宜ケレハ鎧ヲ引ツリテ退去ス

東遷基業云七頭の先手は秀次の敗軍を追たて追たて長追する程に巖崎山の尾崎に堀久太郎二段に備へ其跡に森武藏守其次に池田勝入押つゝきたりこれ見て追とまりてひかへたり堀久太郎應をとりて手勢五千餘山の上より一度にとつて突てかゝる東方の者は長追して草臥はてたる所なれば一たまりもせず追返されて敗軍す久太郎は勝鬨を作りかけて追かけたり榊原は馬上に眉尖刀を持って返し合返し合防きのきにし大須賀五郎左衛門は大力なれば馬上に三間柄の槍を持って拂ひのきにする

○三間半柄

信長記云織田御後守殿死候信長卿其頃ハ御歳十六ニナラセ玉フ總シテ幼少ノ時ヨリ朝夕馬ヲ賣ラレ或市川大介ト云者ヲ召寄テ弓ヲナラハセ玉ヒ橋本一巴ヲ師匠トシテ鐵砲御稱古平田三位不斷召レテ兵法ツカハセ給フ近習ノ若キ人々ヲ集テハ竹鎧ヲ拵ヘ控合セ御覽セラレ得失ヲ考ヘテトカク鎧ノ短カキハ悪カルヘシトテ其ヨリ三間柄三間半柄ニナサレケリ

東遷基業云宮内もとより反謀を懐きて殺されん事を疑ひ奥山新八郎か童奴の持たる刀を奪ひ其童奴を殺しそれより直に切て入事倉卒に起りければ左右これを支へる者なかりし(中略)小幡又兵衛昌忠脇指を抜て宮内か左の手を研る水見新右衛門槍を取てこれを擬す宮内進て撃んとするに新右衛門槍をとりなをす隙なく石突を以て宮内を突倒す

○鎧箱

小島景憲家譜云其日に限り治國近代陣希成故作法亂餘所之備衆十四五騎餘り來りて才伊豆備場にて鎧の箱を外し混亂仕候

義殘後覺云

加茂川夜半過シト見エシ時丑寅ノ方ヨリ太キ光リ渡リテ河ノ邊ヘソ移リ行程ナク河ノ中ヘ飛入ト見エシカハ此方彼方ト廻ル程ニ人々實ニモ不思議ナルコトニコソアレ人モ無コトハ云ヌ者ニコソアレト各驚キ侍リケルカ其中ニ心ノ剛ナル人云様ハ兎テモ今宵ケ程ニ思立シコトナレハ川邊へ行テ實正ヲ見届テ歸ルマシキカト云人人は是モ面白シ何ト云コトモ見定メスシテハ人ニ語ルモ慥ナラスイサ行テ見ントテ其ヨリ弓ニ矢ヲツカヒ行モアリ又ハ鎧ノサヤハツシテ行モアリ思々ニシテソロソロ

ト行程ニ程ナク川端ニ著シカハ光物ト見エタルハ松木ヲ東タル松明ナリ扱能々立寄テ見ケレハ人也松明ノ水ニ移リテ上下ニ光シナリ

○投鞘

豊臣太閤御事書云長柄鎧はるを金に可仕候毛のなげさやは無用に候大阪に櫛柄の枯て置候可有之候間用所候は、可取寄候事

太閤記云 大明之使於三船入之地 秀吉公重舟遊歴 將軍其日の出立いかにも花や

かにかるくしく物し武具なと船に入虎尾のなげさやの

鎧二百本十文字長刀何も金を以かなくしあかねの羽織著

したる中間三百餘人一やうに出立せて持せ給へり

板阪下齋慶長記云秀吉伏見より京へ御上の時は奉行衆御

咄の衆合て五十人の内二十町程御先へ朱柄虎皮なげさや

鎧二十宛まつすくにてたて、持とをくよりもうへの御成と

○竹鎧

信長記云 織田備後 守病死條 信長卿其頃は御歳十六ニナラセ玉フ總

シテ幼少ノ時ヨリ朝夕馬ヲ責ラレ或市川大介ト云者ヲ召

寄テ弓ヲナラハセ玉ヒ橋本一巴ヲ師匠トシテ鐵炮御稽古

平田三位不斷召レテ兵法ツカハセ給フ近習ノ若キ人々ヲ

安土日記云猛勢之人數著掛候所一揆令蜂起渡シ船ヲ隠

置通路不自由稻麻竹葉ナントノ如ク過半竹鎧ヲ以テ江

口川上大阪堤へ付テ隔叫喚無異事云々

懷中記云寛永十四丁丑年十月廿六日松倉長門守在府故留

主居ノ諸士十四五騎歩卒都合三百餘人(中畧)以棒或竹

鎧山刀薙刀或鐵炮相戦云々

堂洞軍記云金森五郎は急き本陣へこそ歸りけれ扱も紀伊

守は人質に取ける娘をば竹鎧をもつて生なからつらぬき

長尾丸山にこそ被立けれ

按、竹柄に眞の穂をすけたるをも竹鎧といひ又穂なか

ら竹なるをも竹鎧といふなり

○筑刀

續撰清正記云夜討の時出合て働たる者とも清正前に呼出

し其様子尋給ひける時田中兵助右の肩先に鎧疵負けるを

則見付給ひて兵助手疵には不審有之と宣ひ僉議有けれ

は兵助は左鎧の由申によつて常々筑刀にても鎧の稽古い

たしたる者とも申けるは元來兵助左鎧の證據正布有ける

により向よりの鎧疵に定り御威狀被下たる也

○鎧印

甲陽軍鑑云高阪彈正謙信の御前をよく申付八千にてこま

集テハ竹鎧ヲ拵ヘ扣合セ御覽セラレ得失ヲ考ヘテ云々

關東兵亂記云 大森敗北 之沙汰條 大森運盡果ケルニヤ斯ヲ謀計トハ

不レ知シテ安キ御事ナリト免シケル早雲大キニ喜ヒ武勇

カシコキ若モノトモヲ數百人勝リ足輕ノ勢子ニナシ物ナ

レタル手タレトモ數百人犬引ニ作立竹鎧ヲ持セ夜討ノ支

度ヲサセアタミ日金ノ山ヨリ打コサセ追々ニ石橋ヤ湯本

ノ邊ヘカクシ置テ其相圖ヲ待居タリ

北條五代記云 人名題號に しらる條 いかやうなる百姓町人も竹竿の

さきに鎧のみを入竹鎧一本もたぬはなし

勢州軍記云一益則帥勢州軍兵攻登西方蟻蝨谷城兵稱

打出弓鐵炮瀧川士卒悉被打墮以死人一埋鎧雖然一

益不屈混々攻近到堀欲踰之城中兼作數萬竹槍尖

其鋒塗油入火氣每人採之無隙突落

東遷基業云野里村の喜多村三右衛門三屋村五右衛門と云

者此兩人は此 此由を聞て茨木勢を討留へきよし大野か方へ

所望しければ治長喜て米村以下に力を合へき由を許しけ

り是故に中島知大和田加邊神崎等の郷民ともを催し集め

木綿庵布庵紙庵等を仕立てふる具足を著し疲たる馬に繩

手綱かけたたる騎馬の兵さひ鎧竹鎧等手毎に提て茨木勢を

討漏すなと打圍て聲々に呼て我おとらしと進みけり

んはさて御迎に出る三年前信玄公御他界の節かやうある

へきと高阪彈正存候て信玄公青貝の御持鎧に小熊のたれ

の鎧しるし廿本龜の甲の御鎧二本合て廿二本鎧持のはお

りさて段子にして内々支度仕り云々

○鎧一本

甲陽軍鑑云弓かけ鎧かけをは亭主の上にはをかぬ物也

光源院殿御元服記云御迎警固兩人高島佐々木一類越中刑

部大輔孝俊弓百二十張太刀帶百人馬上主從三騎鎧二百本

人數以上千餘人

○一挺

甲陽軍鑑云土屋兼一色左太夫と申剛の武士鎧一丁にてせ

んの城方鎧六本と廊下門にてつきあひ候

藤葉榮衰記云角テ盛隆公安積高倉へ被向御馬(中略)

御長柄千丁金ノ柄大鳥毛

増補家忠日記云天正十八年二月二日此月大神君相州御進

發ノ軍令ヲ下シ玉フ(中略)持槍ハ軍役ノ外タル間長柄ヲ

差置持スル事堅停止但長柄ノ外令持者主人馬廻ニ可

爲一丁事

武家名目抄稿第二百九十一册

塙檢校保己一編

刀劔部二十四

○薙刀

運歩色葉集云長刀ナキ薙刀同

奥州後三年記云さるほとに龜次が長刀のさきしきりにあかるやうにみゆるほとに龜次兜きながら鬼武かなきなたのさきにかゝりておちぬ將軍のいくさよろこひの時をつくりのしる

保元物語云山田小三郎爲朝の矢に申る條きやつ又しうにもおとらぬしれものゝかゝる事にあふへしとはかねてそんちして候殿のうたれさせ給は、それかしいきてなにのせんか候へき殿のしし給はん事はそれかしまつしてのさきそ又殿の下人をせうにんにたて給ひたらはみちにたつへきかくんかうの事はいのちのいきてのうへの事なりあないたつら事やとしてなきなたをとりなをしてさきにたつてそはしりける

長門本平家物語云 秋鴻給のりつねの給ひけるは東國北國のわのこづくにそりたるなきなたつるにつきくまのかはのつらぬきはいて昨日ふりたる雪を時のらつくわのちるやうにけちらしさんけをさして下りけり

承久軍物語云山法しらはうちたちのたつしやなりそのうへ大たちなきなたをもてしけううちければふしは心こそかうなれとも小太刀にてふせきたゝかふほとに九人か中六人はいたてのきはにきりふせらる

太平記云正月二十七 日合戦條 爰ニ妙觀院ノ因幡堅者全村トテ三塔名譽ノ惡僧アリ鏢ノ上ニ大荒目ノ鏢ヲ重テ備前長刀ノキサカリニ菖蒲形ナルヲ脇ニ狭ミ云々

又云山門 是モ熊野人歟ト覺エテ先ノ男ニ一カサ倍テ二王ヲ作損シタル如ナル武者ノ眼サカサマニ裂鬚左右ヘ分レタルカ火威ノ鏢ニ龍頭ノ甲ノ緒ヲ縮六尺三寸ノ長刀ニ四餘ノ太刀帶テ云々

又云住吉合 楠カ勢ノ中ヨリ年ノ程二十計ナル若武者和田新發意源秀ト名乗テ洗皮ノ鏢ニ大太刀小太刀二振帶テ六尺餘ノ長刀ヲ小脇ニ狭ミ閑々ト馬ヲ歩マセテ小歌々テ進ミタリ

異制庭訓往來云太刀百振刀百腰薙太刀小反及手矛等百持進候

の奴原にはしめていけとりにせられ隨仕へん事をはかへりみるへからす軍こそゆるなれ船いくさはやうあるものなりとて唐巻染の小袖に精好の大口に黒絲威の鏢のすくればなるに端にほひしたるを著て小船に乗て三尺にすぎたる大長刀の銀のひるまきしたるを取もちて敵の船にのり移て云々

源平盛衰記云宇治合 戰條 寺法師筒井ノ淨妙明春ト云者アリ

(中略)三尺五寸ノ長刀重ニ持セテ具足セリ

又云南都合 戰條 坂四郎永覺ト云ケル惡僧ハ(中略)褐直垂ニ

萌黄ノ腹卷ニ袖付テ三尺ノ長刀ノ氷ノ如ナル持テ云々

又云與一射 戰條 平家ノ侍ニ伊賀平内左衛門カ弟二十郎兵衛尉

家員ト云者アリ餘ノ面白サニヤ感ニ不堪シテ黒絲威ノ

鏢ニ甲ヲハ不レ著引立烏帽子ニ長薙刀ヲ以テ扇ノ散タル

所ニテ水車ヲマハシ一時舞テソ立タリケル

判官物語云義經吉野山 辨慶はふもとにまかり下りて寺中のさうとうを見てまいり候はんと申もはてす御まへをた

ちかちんのひたゝれにくろいとおとしのよろひきてほう

しなれ共つねにかしらをそらさりければ三寸はかりにお

ひたるかしらにもみえほしにゆひかしらして四尺二寸ん

有けるこくしつのためをかもめしりにそはきなしたるち

廻國雜記云なきなた坂といへる所をこえ歸るとてある同

行にいひかけつかはしける俳諧歌杖をたにおもしといと

ふ山越て薙刀坂を手ふりにそ行

世鏡抄云長刀ハ寶劔ヨコタユレハ敵ヲ防キ堅レハ敵ヲ切

ル逆ル時ハ一騎當千カ、ル時ハ一人當千ト云リ抑薙刀ト

云コトハ忝クモ天照太神世ニ出給時素盞鳥尊大和國宇多

郡ニテ合戦有シ時水穗ノ板城ニテ佛神祈給フ時梵天山ヨ

リ一騎當千ノ兵具トテ龍ノ角ノ間ニモタセテ被レ下ケル

トカヤ去ハ薙ト云字ヲ書ク故人曰薙刀一騎當千ノ兵具怨

敵必死シテ勝負則在リ振レハ龍走リ浮レ水横レハ腰ニ日

月在リ晝夜ノ利劔ハ光リト云ヘリ

鎌倉年中行事云正月五日 御行始條 細々ニハアラストイヘトモ長刀

ナト參事アリ然者常人持コトク目貫ノ下ヲ取テ持參シテ

鞘ヲ左ノ手ニテ持柄ヲハ右ノ手ニテ取テミネノカタヲ御

座アル方ヘ向申テ置ヘシ

明德記云義弘カ其日ノ裝束ニハ練貫ヲカチンニ染テ威タ

ル鏢ニ同毛五枚甲ノ緒ヲシメテ二尺八寸ノ太刀ヲ帶キ青

地ノ錦ノ母衣ヲカケ三尺一寸ノ荒身ノ長刀ヲ引ソハメテ

近付ク敵ヲ待懸タリ

嘉吉物語云さいこのいくさなりとて君よりはしめて十二

代つたはりたる黒皮のよろひをきて同毛の五枚かふとの緒をしめ四尺八寸の長刀ききなかにとりのへ大勢の中にわつて入抑奥州の御内に小林上野守なりけふのいくさのさきかけ也

室町殿物語云義長聞て先日の軍無下にあはれなれば今度はさそあるらむ敵近く寄すへからす(中略)三尺二寸の太刀一尺八寸の打刀指添て鎌倉鍛冶のきたうたる二尺一寸の長刀杖につきておもてのやくらにいかにもしつかにありて敵の陣を見わたしける

北條五代記云秀康卿御覽有て目をおとろかし御感なくめならず丈也召にて有そとよひければ馬をしつめ近く乗よせ飛ており御前に候す當時の御褒美として刀に長刀をさしそへくたさるゝ老後のおもひ出是にしかしとそ申ける

武器要説云山本勘助申分長刀はさのみ替たる吟味有之の間敷候是も手に叶候は、身の長き程可、然候小長刀は腕と役にたち不、申候と功者とも申候塚原卜傳と下總より出たる梶原長門と申す長刀の名人武州川越にて仕合ひ仕たるに彼長門は常に一尺四五寸の長刀を以てつはめなるとを切落し雉子鴨などの地に居たるを切て取程の名人にて

なまなかり後三年記に見えたるは始にて其ことを飛騨守惟久か畫きたる今の薙刀にことなることなし其頃奥のはてにも此術に通したるものあればいとほやく世にはありけらしいつの頃より出来たりけん今知るへからす

○大薙刀

平家物語云なんともんしおち行せいの中にさかの四郎やうかくといふあくそうありちからのつよきゆみやうち物とつては七大寺十五大寺にすくれたりもえきをとしのほらまきにくろかはをとしのよろひをかきねてそきたりけるほうしかふとに五まいかふとのををしめさうのてにはちのはのことくにそつたるしらえの大なきなたこくしちの大たちもつまゝにてしとうしゆく十よ人せんこさうにたて、かいの門よりうつて出たり

長門本平家物語云橋合夫の修定たちま坊は平家のせんちんひき返すを見てくろかはおとしのよろひをき三尺五寸の大長刀の芽のはのことくなるを持てはしの上をはしり渡ておもしろく長刀をふりてそをとりける

長門本平家物語云重南坂四郎坊永覺とてきこゆる悪僧ありそのたけ七尺はかり也褐衣のよろひ直垂にもえきのいとおとしのはらまきの上に黒皮おとしのよろひかさ

鎗太刀など度々仕合いたし切落し、放し打の者をも敷度仕(中略)二尺より内の長刀は柄の短き鎗と同前たるへし九尺一丈の鎗にて突抜れても當の太刀はうたるゝ物なり況や長刀にてつかれたりとても當の太刀をうたて死ぬる事はよも有ましと申二尺八九寸の太刀さして仕合場に罷出候長門は例の一尺五六寸の小長刀にて仕候互に床机を立てすらくとかへるとみる中に長門か長刀鏑本より一尺計おゐて二つに切落され唯一太刀に切られ候卜傳は兵法の家なれ共所により長刀をも鎗をも持て勝負を仕候長刀持つ時は二尺四五寸ほどの大長刀を持申候然は長刀も長きに利有へしと被、存候

武蔵叢話云大坂冬御陣に蜂須賀阿波守至鎮陣へ塙團右衛門夜討を致し其時木村喜左衛門畑角太夫牧野潮太田屋右馬介四人鎗を合する此内田屋右馬介には持道具長刀口口口長岡監物御宿越前に向て田屋は手前鎗を合るとは申上られ間敷と云族有如何と問御宿は曰鎗も櫓の柄長刀も櫓の柄なれば同事なり去ながら鎗より短ければ長刀は猶強き鎗なりと食議して濟なり

按、薙刀太刀長刀等をなきなたと訓するはなきかたなの轉り約りたるにやなきの語によりてか文字消されてたのこねてきて三尺五寸の太刀はき二尺九寸の大なきなたをもちたりけり

源平盛衰記云三井圓滿院ノ大輔ハ褐ノ直垂ニ黒皮威ノ大アラ目ノヨロヒノ一枚マセナル草スリ長ニサ、メカシ白星ノ甲ニ大ノ長刀杖ニツキテ申ケルハ

又云一行流西塔法師ニ戒淨坊相模阿闍梨祐慶ハ三塔無雙ノ惡僧也三枚甲ヲ居頸ニ著成シ黒皮威ノ大荒目ノ冑ニ三尺ノ大長刀ノ芽ノ如クナル杖突テ衆徒ノ中ニ進入テ申ケル

太平記云山徒寄東塔ノ南谷善知房同宿ニ豪驍豪仙トテ一山ニ名ヲ知レタル者共也我ト思ハシ武士共ヨレヤ打物シテ自餘ノ輩ニ見物セサセント云儘ニ四尺餘ノ大長刀水車ニ廻シテ跳懸々々火ヲ散シテソ切タリケル

大友興廢記云原大市の日あふれ者喧嘩をし出し一方は二百人はかり今一方は百五十人ほと雙方にたち分ち抜かたなにておふつまくりつきりあふところ到大隅私用のことにつきてその日の市にありあひてちとおとさはやおもひ大長刀の柄は一丈身は六尺あまりの長刀の石突をかた手にてさしのへいふやうはこゝに原大すみといふものありあふたるそあふれものともにさやうのらうせきは

せさすましいて物みせんといひてまつ二百人の中をおひければ云々

播州佐用軍記云 山脇合 横山は隠無大力ニテ馬上ノ達者也三尺二寸ノ大長刀ヲ打振テ敗走スル敵ノ中へ掛入々々拂切スル程ニ討ルル者又ハ馬ニ當倒ル、者其數ヲ不知

關八州古戦録云 正木大膳時茂攻萬喜城條 寄手狼狽シテ立足モナク崩レ逃ルヲ案内知タル萬喜勢五十六騎逐懸タリ于レ時正木大膳亮一丈餘リノ大長刀ヲ馬ノ平首ニ搦ンハメ主從九騎ニテ蹈留リ引ナ手ノ者共ト苛テ下知ヲナス

義殘後覺云 田上千坊 二十騎計ノ中ニ三塚大之丞ト名乗テ其器量骨柄諸人ニ一際勝シタル母衣武者大長刀ヲ十文字ニ打振テ一物ノ栗毛ノ馬ヲ八方へ乗り廻シテ平薙キニ廻ル程ニ寄手ノ者トモ東西へクワラリトソ破リケル

奥羽永慶軍記云 八沼落 城主幾志美作守同十郎内藤三左衛門同八郎兵衛ヲ先トシテクツキヤウノ兵五十餘騎オメヒテカク山形ノ先手五百人ソナヒシトコロニナツテ崩ヌレハ義光少モ退ス云カイ無キ者トモカナ付ケ入ニセヨ返セ返セト下知シ給フサレトモ返シ合シ合スル者ナクシテ義光ノ旗本マハラニソナリニケル城方飯沼源八ト云者此ヨシヲ見ルヨリモ大長刀ヲ打フリ大將ヲ目ニカケ切テカ

太平記云 合戦條 岡本房ノ播磨堅者快實進ニ是ヲ見テ前ニツキ雙タル持楯一帖岸破ト踏倒シ二尺八寸ノ小長刀水車ニ回シテ躍リ懸ル海東是ヲ弓手ニウケ肖ノ鉢ヲ眞ニツニ打破ント隻手打ニ打

又云 吉野城 大塔宮今ハ遁レヌ處也ト思食切テ赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ火威ノ鎧ノマタ巳ノ冠ナルヲ透間モナクメサレ龍頭ノ肖ノ緒ヲシメ三尺五寸ノ小長刀ヲ脇ニ挟劣ラヌ兵二十餘人前後左右ニ立敵ノ群リテ引ヘタル中へ走り懸リ云云

又云 正成兄弟討死條 藥師寺十郎次郎只一騎進池ノ堤ニテ返シ合セテ馬ヨリ飛テオリ二尺五寸ノ小長刀ノ石ツキヲ取延テ懸ル敵ノ馬ノ平頸ムナカヒノ引廻切テハ刎倒々々七八騎カ程切テ落シケル

又云 八幡合 和田五郎アハレ敵ヤト打見テツイタル楯ヲカハト投棄テ三尺五寸ノ小長刀莖短ニ取テ渡合フ ○按に、三條家南部本四尺八寸とし全勝院本二尺五寸とし天正本三尺六寸とす

文正記云抑義廉壹親者山名都督伯父同名攝津守息女也小長刀脇差取副不レ放身合戦潰則自害念定女房也
大友興廢記云 妙林一城持 妙林はちまきしてきこみのうへに羽織を著小長刀をたいしかき夜城中を周廻しさうひや

カル云々

○小薙刀

長門本平家物語云 殿島次 清盛悦てその夜御前に通夜せられたりければ寶殿内よりしろかねのひる巻したる小長刀を給はるとみえたりけりかうちおとろきてかたはらをさくりければまことにありかしこまりて是を給つ、下向せれらにけり

源平盛衰記云 高倉宮條 信連コ、ニアリト云ケレハ寄手ノ物共音ニ恐テサト引ク金氏ハカ様ノ甲者打刀ニテハ叶ハストテ鞘ニサシ小長刀ヲ莖短ニトリ成テ寄合サナムトシケルヲ信連持物ハナシ手ヲハタケテ飛テカ、ル長刀ニ乘リハツシテ又右ノ股ヲサシツ、ココニシテ生トラレヌ

又云 小松殿 内府ハ只今何條事カアルヘキ物ノサハカシキ者カナト被レ静ケレハ兵杖ヲ帶給ヘル人々モオトロキテソ見エケル入道ハ帽子甲ニ崩黄ノ腹巻ノ袖付タル者テ小長刀計ニテ立給ヒタリケル

梅松論云是ハ先祖武藤小次郎資頼文治五年の恩賞に頼朝より給たる當家重代の鎧と聞えけるを著て冑の緒をしめて小長刀をぬき黒毛なる馬に乗て只一騎兩大將の御前に參て申けるは云々

うをいさめて下知す上をまなふ下なれば女房達にいたるまではちまきしてくゝりはかまの出たちにかたなをさして林に付そふ

武具要説云山本勘助申分長刀はさのみ替たる吟味有レ之間敷候是も手に叶候は、身の長さ程可レ然候小長刀は腕と役にたち不レ申候と切者とも申候塚原ト傳と下總より出たる梶原長門と申す長刀の名人武州川越にて仕合ひ仕たるに(中略)ト傳は兵法の家なれ共所により長刀をも鎧をも持て勝負を仕候長刀持つ時は二尺四寸ほどの大長刀を持申候然は長刀も長きに利有へしと被レ存候

○兩及薙刀

會津陣物語云政宗カ先手片倉桑折茂庭等四千餘リ東西ヨリ左内カ勢ヲ引ツ、ンテ一人モ餘サシトセメ戦左内ハ兩及ノ長刀ヲ以愛ヲ最期ト相戦

○骨嚙

長享元年江州御動座在陣衆著到記云御小者六人參る中に御刀者御長刀ほねかみと申御重代をかつく

○小屏風

大友興廢記云小屏風長刀の事源義經京都堀河の御座の時豊後の緒方維業と共に鎮西へ御下向被レ成度旨仰下さる

惟榮思旨は御内の菊地を給り誅して後は御誼にまかすへきとの言上なり則菊地を惟榮に被下かれを伐して鎮西供奉の御首途の御しう儀有て惟榮長刀を拜領す此長刀と云は文治元年に土佐房堀川の御所に夜討をかけ奉るしつか御所に在て物具し此長刀を對し出で敵をしりそけ手柄を盡したる長刀也小屏風と是を號稱に交りたる者は是にふれてたちまちに其身すくみたる事度々有元和八年の夏少さひつきたるに依て磨甚太郎といふ者三日の精進にてさひを落し三日めに死す皆人其故にやといひあへり

○岩切

奥羽永慶軍記云 内條 合戦 政實カ装束ハ(中略)靈祖九戸五郎行連ヨリ家ニツタハル岩切ト云大長刀ヲ馬手ニカヒコミ武田菱鏡ノ白旗ヲ指カサシ眞先カクレハ云々

○金造薙刀

豊臣家譜云秀吉悦日請催明人之興即浮二數百艘之船於海上諸家之旗標飄三轉于凱風三老蕩裝欸乃揚響秀吉亦入二舟中其粧尤美虎尾稍健二百本金造長刀數十柄森然於舟頭二步卒二百餘人同著青羽織而奉從

○龍王作薙刀

會我物語云 ちかたの ちかたの なにをもつてかかたかたのかと

しいたせはふつときるこなきなたこそりはの間に四ツきりおとし給へり同まくらにきりふせのこりは手をおひてにけて行く

高僧草子云一尺八寸のうちかたなを十文字にさすまゝにえひらかたなくひかき刀なきなたこそりはを取ちかへくらのまへわにしめつけ弓手にくまてをおつとつて云々

進候

按、小反刃といふは小薙刀の殊にそりたるをいふ小反刃の薙刀とも稱ふなり

○小反刃薙刀

書禮袖珍寶云鹿苑院殿御代應安三年九月廿六日御茶の御會在之退出の時國持之面々其外諸侍にこそりはの長刀所持せは御所望有度由上意也但弱の長さ一尺二寸より内の御長刀也各捧候處羽州住人三倉但馬守忠重と云者神息長刀一尺七分有之柄を取射計目針之穴に赤紙を以札を付其札に進上御長刀三倉但馬守と書之伊勢七郎左衛門貞秋披露之番也長刀の札をみて貞秋白紙を以て書直進上御長刀三倉但馬守書て持出云々

○鉈薙刀

出いはんとてさやまさ一こしとり出し十郎にひかれけり此かたなと申はきそよしな三代さうてんとてみつたから有第一にりうわうつくりのなきなた第二にくもおとしといふたち第三に此かたなる名をはみちんといふとをらぬ物なければなり

○熨斗付薙刀

豊臣太閤御事書云のしつけの長刀卅えた熨斗付の薙廿本此外は無用候事

○大鉈薙刀

平塞録云眞源公御旗本陣押ノ次第(中略)廿七番歩小姓廿八番中小姓 長持 長持 長持 半弓持鎗大鉈長刀旗本步卒左右鎌鎗長刀狹箱

○小反刃

判官物語云 判官 判官 判官はいつもの事なれば心をすましてふえをふき給ひておはしけりけふかるふせひにてとをらんとする物有判官のたちのしつさやにはらまきのくさすりをからりとあて、こゝなる男の人をうつそやといひければ此ほうしともさなはいはせそとて三方よりおつかけたりかゝるなんきこそなけれとおほしめしたちをぬいてつらちをうしろにあて、まぢかけ給ふ所になきなたさ

○無爪鉈薙刀

大友與廢記云 源野十二 口合戦 さうひやうのえたる鉈長刀あるひは爪なし長鉈刀といふものを三百挺これも一面にならひしつゝとかゝる

按、鉈薙刀無爪鉈長刀といふもの他書所見なしその制未詳大友家作造の物なるも知へからず

○鞘

長門本平家物語云 橋合 橋合 橋の上のたゝかひは明俊か命をすて、勝負有へし(中略)このむ長刀さやはつして左のわきにかひはさんてあむひの袖をゆりあはせて云々

源平盛衰記云

八牧夜 狩衣 狩衣ノ上腹巻著タル男ノ大ノ長刀ノ鞘ハツシテ立向タリケル云々

○カウヤクサヤ

宗五大雙紙云公方様御腰物はさやぬりおとし(中略)又かうやくさやの御座候

○柄

太平記云 唐崎濱 合戦 快實屹ト振歸テ是ヲ見ニ齡二八計ナル小兒ノ大眉ニ鐵漿黒也是程ノ小兒ヲ討留タランハ法師ノ身ニ取テハ情無シ打タシトスレハ走懸々々手繁ク切回リケル間ヨシヨシサラハ長刀ノ柄ニテ太刀ヲ打落テ組止メン

トシケル處ヲ比叡辻ノ者共カ田ノ畔ニ立渡テ射ケル横矢

ニ御兒胸板ヲツト被射抜テ矢場ニ伏テ死ニケリ

又云 山門 源八遙ノ坂ヲ上テ數箇度ノ戰ニ腕殺ク機渡レ

ケルニヤ動モスレハウケ太刀ニ成ケルヲ定範得タリ賢シ

ト長刀ノ柄ヲ取延源八カ甲ノ鉢ヲ破ヨ碎ヨト重打ニソ打

タリケル

志太雙紙云その日さいこのうちものにとをちからちたる

なきなたの四尺八寸有けるか柄をば三尺五寸にこしらひ

たり右にかねをのへつたり

義光物語云勘十郎出向ひ既に合戦始りけるに兼て仕度の

事なれば味方の先陣僞て退く案のことく勘十郎勝に乗て

諸軍兵に先達て柄に鐵をのへ付たる大長刀を打振て來る

所を近々と詰寄相圖の拍子を揃へ打ける

大友興廢記云 原大隅 市の日あふれ者喧嘩をし出し一方は

二百人はかり今一方は百五十人ほと雙方にたち分ち抜か

たなにておふつまくりつきりあふところに大隅守私用の

ことにつきて其日の市にありあひてちとおとさはやとお

ひ大長刀の柄は一丈身は六尺あまりの長刀の石突をかた

手にてさしのへいふやうは云々

又云 門司之城 武藏守は八尺餘の男大なるゆるに(中略)

き南むきの勢樓にあかり大音あけて申やう是は赤松との
の御内に安積と申てかたしけなくも普廣院との御くひ
をたまはりたるものにて候云々

備前文明亂記云赤松勢引退處ニ藥師子四郎左衛門貴能白

柄ノ長刀取直シ勇ミ進テ切カカル

○銀柄

桂川地蔵記云長刀者銀柄具鞘云々

○朱柄

由良家傳記云妙印様には白ねりを御召下に御具足めし御

刀脇差御指被成朱柄の長刀を御ひさの下に御置被成候

てはかみを被成御下知被仰付候間此儀可然旨御一門

并御家中一同候間さらは牛王を焼水に立て千騎餘の侍と

も被下之候

○逆鱗口

桂川地蔵記云長刀者銀柄具鞘目貫石築逆鱗口皆金裝束等

也

○目貫

源平盛衰記云 八枚夜 佐殿景廉ヲ呼返テ緋威ノ鎧ニ白星ノ

甲取具シテ其上ニ夜討ニハ太刀ヨリ柄長キ物ノヨカルヘ

シ是ニテ敵ノ首取テ進ヨトテ小長刀ヲ給フ此ハ故左馬頭

みも五尺柄も五尺の大長刀まつかうにさしかさしかちた
ちになりて大勢の中へわつて入來たる者ともあまた討捕

○白柄

平家物語云 かくうち くんおんはうはくろいとをとしの
はらまきにしらえのなきなたくきみしかにとり

又云 是しかつ せんの條 とうしゆの中につゝゐのしやうめいし

うはかちのひたれにくろかはをとしのよろひきておな

しけの五まいかふとのををしめこくしつのたちをばき廿

四さいたるくろほろのやおひぬりこめとうのゆみにこの

むしらえの大なきなたをとりそへてもつたりける

たかたち草紙云しはらく人々やくらにあかつて御ま候

へ辨慶も出たつてこんといふまゝに四間所へつと入う

の花おとしのよろひ著先のなしうちえほしにて今度はし

らえのなきなたを打かたけおふ手のやくらにはしりあか

つて東むきにを立たりける

富樫記云政親ノ得手具足藤右馬尉カ打タル白柄ノ長刀柄

モ六尺身モ六尺有茅葉ノ如ク會利推立弓手ノ方ニ持

喜吉物語云城中に火をかけて腹をきらんとしたりしか何

とか思ひけんこさくらおとしのよろひをきてをなし毛の

五まい甲の緒をしめ八尺あまりのしらえの長刀つゝゑにつ

義朝ノ秘藏ノ物ナリケルヲ流罪ノ時父カ形見ニモ見ムト
テ池ノ尼御前ニ申請テ下シ給タリケルナリ銀ノ小蛭巻ニ
目貫ニハ法螺ヲ透シテ義朝身ヲハナタヌモタレタリシ寶
物ナレトモ且ハ軍ヲス、メンカ爲メ且ハ事ノ始ヲ祝ハム
トヲホシテ給ニケリ

鎌倉年中行事云 正月五日 細々ニハアラストイヘトモ長刀

ナト參事アリ然者常人持コトク目貫ノ下ヲ取テ持參シテ

鞘ヲ左ノ手ニテ持柄ヲハ右ノ手ニテ取テミネノカタヲ御

座アル方ヘ向申テ置ヘシ

○蛭巻

長門本平家物語云 學生堂衆 義竟四郎長刀の柄をひる巻の

もとよりうちをりにけりこし刀をぬきてはねてかゝりけ

るをくひをうちおとしぬ

續武家閑談云豆州の内室は侍共に手配りして本丸を以て

ひしと堅め出入を止めて家中の人質を取堅めいつ調置け

るやらん火威の鎧に同毛の甲其外に道具不殘取揃腰元

に申付一反そりたるひる巻の長刀を床に立て置申書忠勝

の傳へし利刀をならへ置月心清林なと云功臣に軍令を

しめさる

○銀蛭巻

源平盛衰記云 八枚夜 佐殿景廉ヲ呼返テ緋威ノ鎧ニ白星ノ
甲取具シテ其上ニ夜討ニハ太刀ヨリ柄長キ物ノヨカルヘ
シ是ニテ敵ノ首取テ進ヨトテ小長刀ヲ給フ此ハ故左馬頭

長門本平家物語云 伊豆國目代 兼隆被討條 兵衛佐殿かけひろをめし返してしろかねのひる巻したる小長刀を手つから取出してこれを給はるかねたかの首をは是にてつらぬきてまいれとそなたまひける

源平盛衰記云 文覚發 心條 盛遠ハ十七ニ成リケルカ其歳ノ三月中旬ニ渡邊ノ橋供養アリキ盛遠紺村紺ノ直垂ニ黒絲威ノ腹巻ニ袖付テ折烏帽子係ニカケ銀ノ蛭巻ニ筋トホシテ巻タル長刀左脇ニハサミ

○銀小蛭巻

源平盛衰記云 八牧夜 討條 佐殿景廉ヲ呼返テヒ威ノ鎧ニ白星ノ甲取具シテ其上ニ夜討ニハ太刀ヨリ柄長キ物ノヨカルヘシ是ニテ敵ノ首取テ進ヨトテ小長刀ヲ給フ此ハ故左馬頭義朝ノ祕藏ノ物ナリケルヲ流罪ノ時父カ形見ニモ見ムトテ池ノ尼御前ニ申請テ下シ給リケルナリ銀ノ小蛭巻ニ目貫ニハ法螺ヲ透シテ義朝身ヲハナタヌモタレタリシ寶物ナレトモ且ハ軍ヲヌ、メンカ爲メ且ハ事ノ始ヲ祝ハムトヲホシテ給ニケリ

○石突

太平記云 野中八 郎條 貞國此ニモ不ノ騷長刀ノ石ツキ取伸テ向敵一人諸隊難テ切居其首ヲ取テ鋒ニ貫キ

○薙刀一柄

異制庭訓往來云太刀百振刀百腰薙太刀小反及手矛等百枚進候

豐臣太閤御事書云のしつけの長刀卅えた熨斗付の鍵廿本 此外は無用候事

○一柄

豐臣家譜云秀吉亦入ニ舟中ニ其粧尤美虎尾鞘鍵二百本金造長刀數十柄森然於ニ舟頭ニ步卒二百餘人同著ニ菑羽織ニ而奉レ從

○一振

大友與廢記云相良義陽をうちとりしこといままた花山のいくさの様體くはしくきこしめし大學兵衛尉御馬一匹并長刀一振拜領す

○竹薙刀

牛窪記云此事須山兄弟聞テヲカシキヤツハラカナ物ノ數ニハアラネト村里ノナヤミモアルヘケレハ謀ヲ出シ一ナフリナフヲハヤト藁ノ人形ヲ數百コシラヘ木鍵竹長刀サスマクナント持セテ藪陰ニ立並外カニハカリソメナル小屋處々ニ目立ヌホトニコシラヘ番ノ者ワツカ云々

別所長治記云 神吉城 攻條 東國勢目ニ掛我打トラント五六騎打連冬庵ニ打テカ、ル冬庵カラカヲ打ワラヒヤサシキ人ヤイカニ物ミセントテ長刀ノ石突トリ延八方不ノ透切廻リ敵三人堀ノ中へ切ハメ一騎ニハ深手負セケル

大友與廢記云 馬鹿退 治條 神馬鬼と成て人馬ともにくらひころすといひふらしければみな不審して山をさかしみるに人馬の憫憐舍利多しその後は右の馬嘯て往來の者のこゑに付出て人を害する事たひくなりしかは三河守鑑康是を退治のために大久保藏人しやうかう因幡守殿人に仰付らる藏人は長刀をたいし因幡守は弓をもつ(中略)因幡守三人張にとかり矢をうちつかひ引保ているされとも矢先さかりて馬のゑりあい透てあたらず二の矢をつかはんとせしに藏人にとひかゝる長刀の石突を風岩につかせまちゐたる

酌并記云請取様の事人の渡すことく兩の手にて請取扱右の手にて取渡ものことくひつさけ持てのくへし長刀ははの方を上へなすへし亦當世の人の鍵長刀を石つきの方より出さるは有間敷事也只先より常の道具の如く出すへし何とやらん用心に能爲の様なれとも石突より出す事一向にわけなき事なり

武家名目抄稿第二百九十二册

塙檢校保己一編

刀劔部 二十五

○打物

平家物語云 備前最 期條 のと殿のわらはにきくわう丸とて大ちからのかうのものもえきをとしのはらまきに三まいかふとのを、しめうち物のさやをばついで三郎兵衛かくひをとらんとはしりかゝる

又云 堀浦合 戦の條 かはらかたきの行ちかふをくまてにかけて引よせおやこしゆうしう十四五人うち物のさやをばついでかたきの舟にのりうつり

源平盛衰記云 源平侍 共軍條 平家不ノ安思楯突一人弓取一人打物一人已上三人小船ニ乘リ陸ニ押付ケ濱ニ飛ヒ下楯突向ヘテ寄ヨ寄ヨト源氏ヲ招ク

承久軍物語云八十二代にあたらせ給ふ帝を後鳥羽院とそ申けるむかしの賢王聖主のすなほなりし御まつりことをはそむかせ給ひて邪に無道をこのませ給ふそあさましきこれによりて弓矢よくとりてうち物にしたゝかならんも

のをはちうしやうせられけるゆるに／＼よりすゝみ
参ることおひたし

太平記云 新将軍 京落條 洛中ノ合戦ニ成候ハ、大和河内和泉紀伊

國ノ官軍ハ皆既立ニ成テ一面ニ楯ヲツキシトミ楯ノ陰ニ

鍵長刀ノ打物ノ衆ヲ五六百人ツ、調テ云々

又云 山徒寄 京都條 東塔ノ南谷善知房同宿ニ豪盛豪仙トテ一山ニ

名ヲ知レタル者共也我ト思ハン武士共ヨレヤ打物シテ自

餘ノ輩ニ見物セサセント云儘ニ四尺餘ノ大長刀水車ニ廻

シテ跳懸

室町殿物語云 鹿苑院殿へ 討手を遣條 御供に祇候しける龜介は行年十

六歳成けるか此よしを見るよりもこはいかにと驚きける

かなんてう主君にさし當るかたきなりたすくましき物を

といひもあへす二尺のうちもの引ぬひて和泉守ほそくひ

ちうに打おとしけり

義殘後覺云 八彦討 盜賊條 去程ニ契リシ日ニモナリシカハ近光ハ

簀笠ヲ著タリ下ニハ重代ノ打物ヲ指テ手ニハ鉞ヲ持給ヒ

不レ劣兵ヲ同シ様ニコシラヘテ三人連テ山中ヘン入給フ

羽尾記云能登守カ曰イカニ攝津守某ハ舊冬珍シキ刀ヲ求

得タリ是御ランセヨトテ如レ氷ナル刀ヲスキイタシ攝津

守カシヤ類サモニクソウニ指出ス攝津守此ノ分野ヲ見テ

嘉吉物語云いよく影光はらをたていかりをなしてかゝ
りけるをなさげなくも安積殿長うち物をすてさまにとつ
てひきよせわたかみつかんてひたりのわきにかひこんで
しや頸ねちきりすていけり

○具足

梅松論云さる程に東寺の南大門に大友か手勢二百餘騎に

て打出たり親光か一族益戸下野守家人一兩輩召具て殘る

勢を九條邊にとゝめ置て大友に付て降參のよしを偽て言

ければ大友子細に不レ及とて樋口東洞院の小河を隔てう

ちつれて行けるに大友申けるは將軍の御陣近く成候は

法にて候御具足を預り申さんと云ければ親光我等御方に

參らは頼て一方をも仰蒙て忠節を致すへきに戰場にをい

て具足を進ん事面目なしといへとも御邊を頼奉るうへは

耻辱になさぬやうにはからひ給へとて帶たる太刀をさし

上げて河を西へかけ渡す

富樫記云政親ノ得手具足藤右馬尉カ打タル白柄ノ長刀柄

モ六尺身モ六尺有茅葉ノ如ク會利推立弓手ノ方ニ持

兵具雜記云刀ノ寸ノ事刀ハ長サ一尺二寸廣サ一寸二分厚

サ六分中子二寸八分壹尺二寸八十二神明ヲ表セリ一寸二

分ハ十二因縁ヲ表セリ小刀長サ六寸中子三寸ケスキカタ

アハテヲトロキケントモ能々心ヲシツメ答曰天晴キサン
ノラン打物カナタレモ見物セヨヤトテサアラヌテイニモ
テナシ云々

奥羽永慶軍記云 柏山合 戰條 上野山勢モ鳴澤ノ城ヲハ宮川五十

嵐濱田櫻田等カ人數ヲ以テ押置先陣里見ノ一族大波ヲ打

開ヲ作ル山形ノ先手氏江尾張守五百人色々ノ旗指物山嵐

ニ飄烈シ打物ノ先ヲソロエ相近ク

按、打物とは凡手に把て物を撃へき兵器の總名なるに

や平家物語にうち物のさやをばついでと書るは薙刀の

ことく開ゆ太平記に打物して自餘の輩に見物せせん

といひしはまさしく薙刀をさしていひ又鍵長刀の打物

ともあり室町物語に打物ぬいてといへるは太刀打刀の

類にて義殘後覺羽尾記等に見えしは全く劔刀のことな

れはもとより一種に限りたる名にはあらず今は薙刀を

さして専ら打物と稱するにや

○大打物

惟任征伐記云魁之兵不レ掉面懸レ前立弓鐵炮差取引取射

退排處衝出追拂押入數刻防戰敵ト固六具荒手入替々々

攻來素膚帷一重心剛雖レ勇長太刀大打物揃レ及攻入云々

○長打物

成ヘン子細有太刀ノ長サハ二尺七寸也漢ノ高祖ノ三尺ノ
劔ト云モ眞ニハ二尺七寸也廿七宿ヲ表ス長刀ハ長サ二尺
三寸柄ハ其ノ人ノ立テ耳ノ下ノヒクニ等クスヘン已上ノ
具足ハ能々其手ヲ習テ德失ヲ可ニ心得レ凡太刀ハ馬上ニテ
九德歩立ニテ十德也長刀ハ馬上ニテ十德也歩立ニテハ九
德也

按、具足は猶調度と云ふか如し武家の調度に於ては兵

具を重とするかゆるゑに打まかせて具足といふそれは中

に甲冑殊に重きかゆるゑに後は専ら甲冑を具足といふに

や

○切具足

別所長治記云天正六年三月七日播州加須屋カ館ヲ爲ニ本

陣ニ行列ノ次第盡レ善盡レ美一番旗二鐵砲三弓四長柄鍵五

切具足各二行ニ列ス

按、切具足といふは太刀長刀以下の利銳にして裁斷す

へき物をすへていふなり

○大具足

鴨鷲合戦物語云敵のまつ本陣へむかふへし中嶋と神宮寺

との通西の廣芝の古堤をまへにあていひかへ歩武者は大

太刀大具足ともに堤へのかけにかいそうはみてさしう

つふいてきにきつとしらすへからず

按、こゝに大具足といへるは鎧薙刀以下の普通より長大なる物をさしていひしなり甲冑などの大具足はをのつから別なり

○小具足

應仁略記云多武峯合戦條大將大膳大夫伴の大長刀を以て打て出んとしけるを四村の出雲申様寄手の大將兩三人候相對して太刀打あるへき面々にも候はす私等に任せられ候へと云て兩度までは留けり然といへとも最後時至れり太刀打せずして腹切事口惜き次第ならんとて(中略)三代相傳へたる大鎧又我が一代に巧を盡して思程威し立たる大鎧二領重ねて著るまゝに少々の小具足は無用也とて例の大長刀横抱て泣々の者廿餘人召具し木戸を開きて出ければ寄手左右へ抜と引と見えしか云々

按、この小具足は大長刀太刀に對へていひたれば甲冑部の小具足とはおのつから別にして小太刀腰刀などの類の短小なるをさしていへるなるへし

○長具足

世鏡抄云牧狩之事走時モ追時モ腰刀ニ心ヲコメヨト云リ長具足ハ鎧薙刀ノ間タルヘシ大太刀長刀持スヘカラ

太刀小鎧の事か先年山名左衛門督殿へ土岐美濃守殿より酒半に長具足被進候に出様の事祖父貞親に被尋尋時何共無覺悟にて候由返事申候乍去先座敷の傍に便よからん所に立置案内申され候て可然候か疋と仕たる法様不存候又見及はぬ由申たる旨し置候以之可存在分別候

大内家壁書云夜中路次往來禁制條々一長具足弓うつほの事但旗人井詰人送迎之仁除之堅可尋究也

豐記抄云長道具披露無分別候奏者申與立置披露申候主人被御覽と被仰可懸御目候かせはき座敷へ長具足用拾可然候等輩同前候

○長道具

曾我物語云はこわつしかためのつはものす十人なかつたてならへまことにゆしくみえたり柴田退治記云廊下斜連天守高聳以多勢欲攀之以弓鐵炮打之以長道具貫之懸其具足被疵者多故秀吉下知而難兵除之選出六具差固勇士數百人手鎧打物計攻入天守之内

大友記云元就文司之誠實條戸吹伯耆守ハカケ武者八百騎手ニ弓ヲモタセ矢ヲマイラセ候戸次伯耆守ト朱ニテ書付長道具持

ス

明徳記云奥州是ヲ見給テ筑紫殿原九國ニ名ヲ得タル滑良兵庫ト覺ルン打餘ナ兵共長具足ニテ差合セ太刀持チ背口ニ立廻リスソヲ切レト云ケレハ五人前ヨリスキモナク鎧長刀ニテ支ヘツ、太刀持背口へ走り寄テ臆病金ノハツンヲ諸足切タリケル

應仁略記云忠に依て賞を給ふしかるを入道命中御違返述懷案の内的事也かの方父子の間快からすその外家々宿意をふくんで年月をおくり兩陣をあらそふたくひ一かたならすおりふし見物雜人は長やり長具足斐の穂をたてたるかことしその中に河原の御禊并に大管會しかしなから戰場をしのか風情先代未聞の嘉躰ふしきふかせつの節會開開已來これはしめなりと云々

三好義長亭江御成記云御供衆右馬頭殿大館左衛門佐殿上野民部大輔殿細川中務大輔大館伊豫守殿伊勢兵庫頭殿伊勢左京亮殿伊勢萬阿彌陀佛何茂長具足不被持之御供古實云長具足とは鎧長刀かまにて候大太刀も長具足の内にて候

大内問答云打刀并長具足可被進哉事長具足の事は何々を長具足と可申哉のよし先々より不審申義候長太刀野タルカチ武者馬武者トクミ合エヒ聲ヲ出シ打テカ、ソリ立タル味方ノ真中ニ旗ヲ立ル

按、道具といふも調度ともいひ具足ともいふに同じ或説に道具とはもと道家の具足のことなるを轉りて俗家の調度とも道具ともいふことゝなりぬといひしきもあるにや曾我物語に見えたる長道具は鎧薙刀等のことにて近代長道具といへるは長柄の鎧のことなるへし

○持道具

安土日記云天正六年六月十四日祇園會信長公御見物御馬廻リ御小姓衆何レモ弓鎗長刀持道具無用ノ由御詔ニテ持セラレ候ハス候云々

○重佩以下五條帶佩名目

鎌倉草子云刀は三こしさすえひらかたなくひかき刀四尺三寸のかくつはのうちもの三尺五寸のたちをかさねはきにはくまゝに四尺八寸のなきなたをひきつえにつひて出かうのとのにまいり

○前低

源平盛衰記云黒皮威ノ大荒目ノ鎧草摺長ニサ、メカシ三尺五寸ノ太刀前低ニ云々

○鷹尻

長門本平家物語云 成親被召取候 入道は長緒の直垂にくろいとおとしのはら巻にこかね作の太刀かもめしりにはきなし
て尻きればきて中門の簀の邊にたゝれたり。

○虎亂

大草相傳聞書云出陣門出の時宮つかひの役者支度の事お
しいたしそのまゝ御出陣の時はのとはきつめはひたて
まで仕わきさしはこらんにさすなり

○提太刀

走衆故實云さけ太刀などにて參り候程近き所へはさけを
からむ事なし但今はさけ太刀ほととの在所へもかへしも、
たち御取候間相連候はんか前に如申御供衆乗馬なけれ
はかへしも、たちをも不取さけ太刀にて候つる由に候
相川左馬助物語に候惠林院殿様被_レ仰聞候由に候
又云島御所様吉見殿へ御成候(中略)自_レ殿中彼亭へは十
町餘候つる御供衆かちにて候まゝ走衆もかへしも、たち
をとらすさけ太刀にて候つる由候

按、太刀は持太刀と相似たる名目なれと持太刀は從者
に持する太刀にて其制はき太刀よりおのつから龜なる
へし提太刀の時は下緒をそのまゝにすへし

201
103
268

201
202
203

Handwritten notes and sketches on the right page, including a list of items and a diagram of a landscape or structure.

Handwritten notes and sketches on the right page, including a list of items and a diagram of a landscape or structure.

